

沖繩縣産業要覽

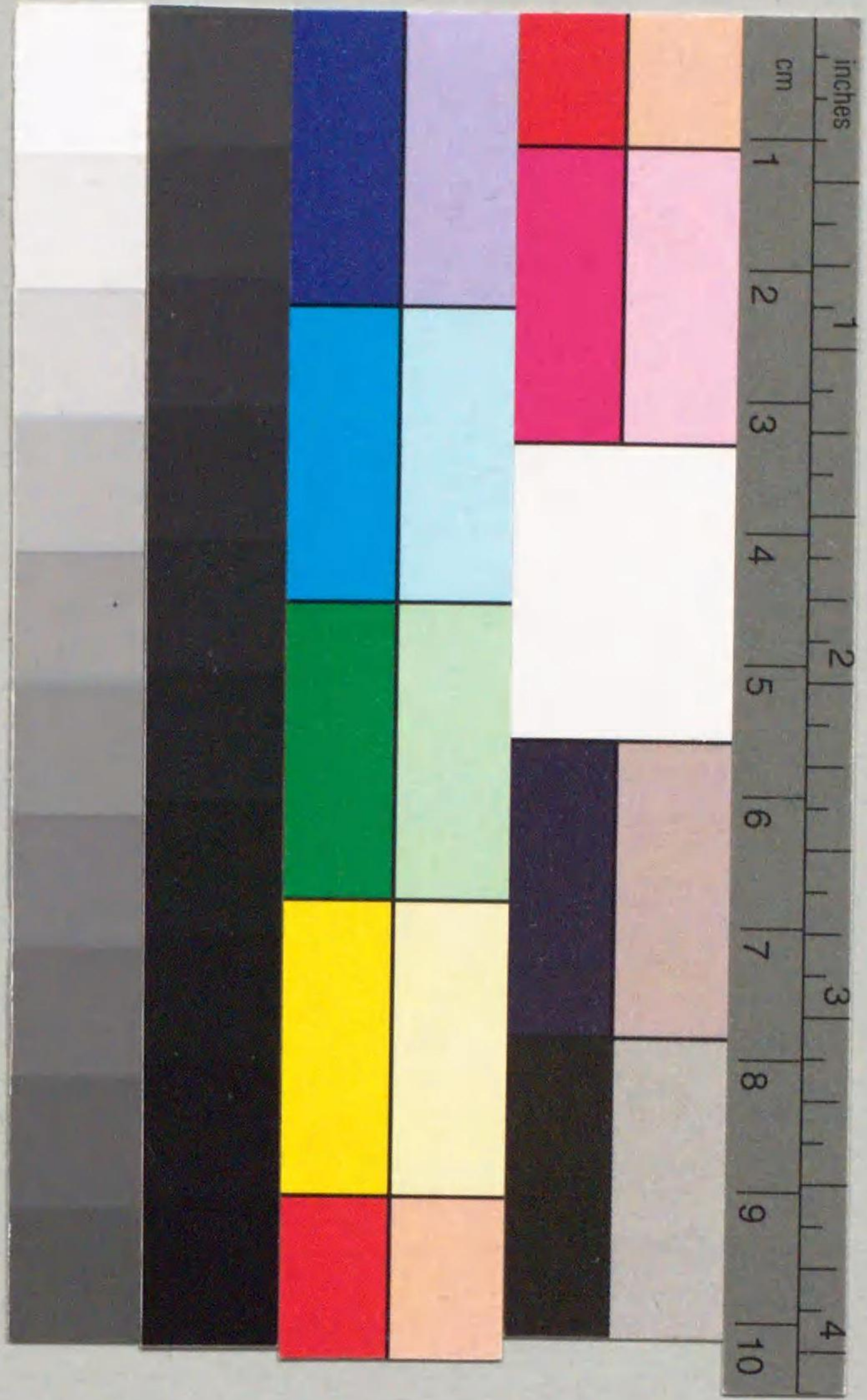


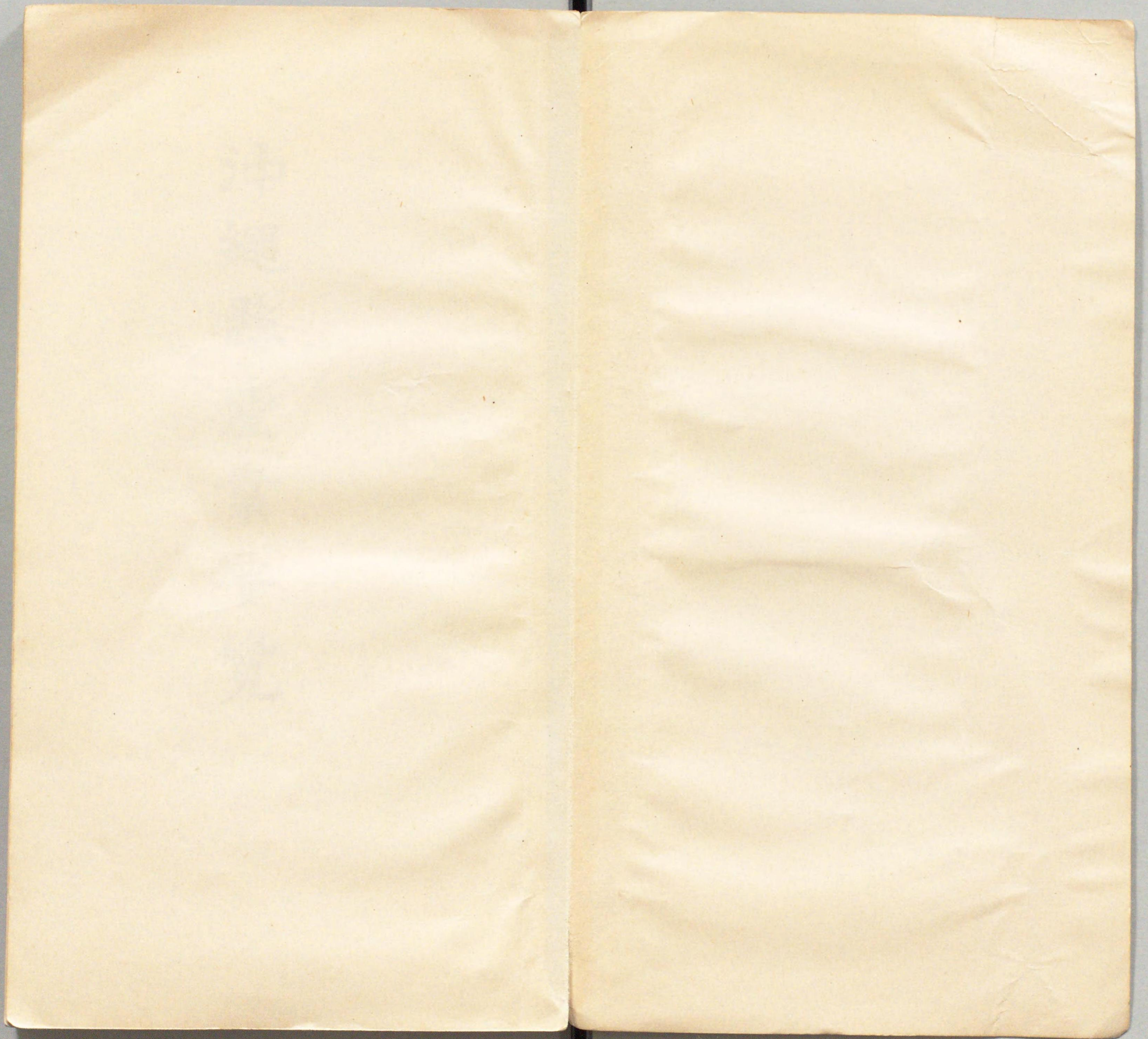
DA2

25



00905345





沖繩縣產業要覽

DAz

25



緒言

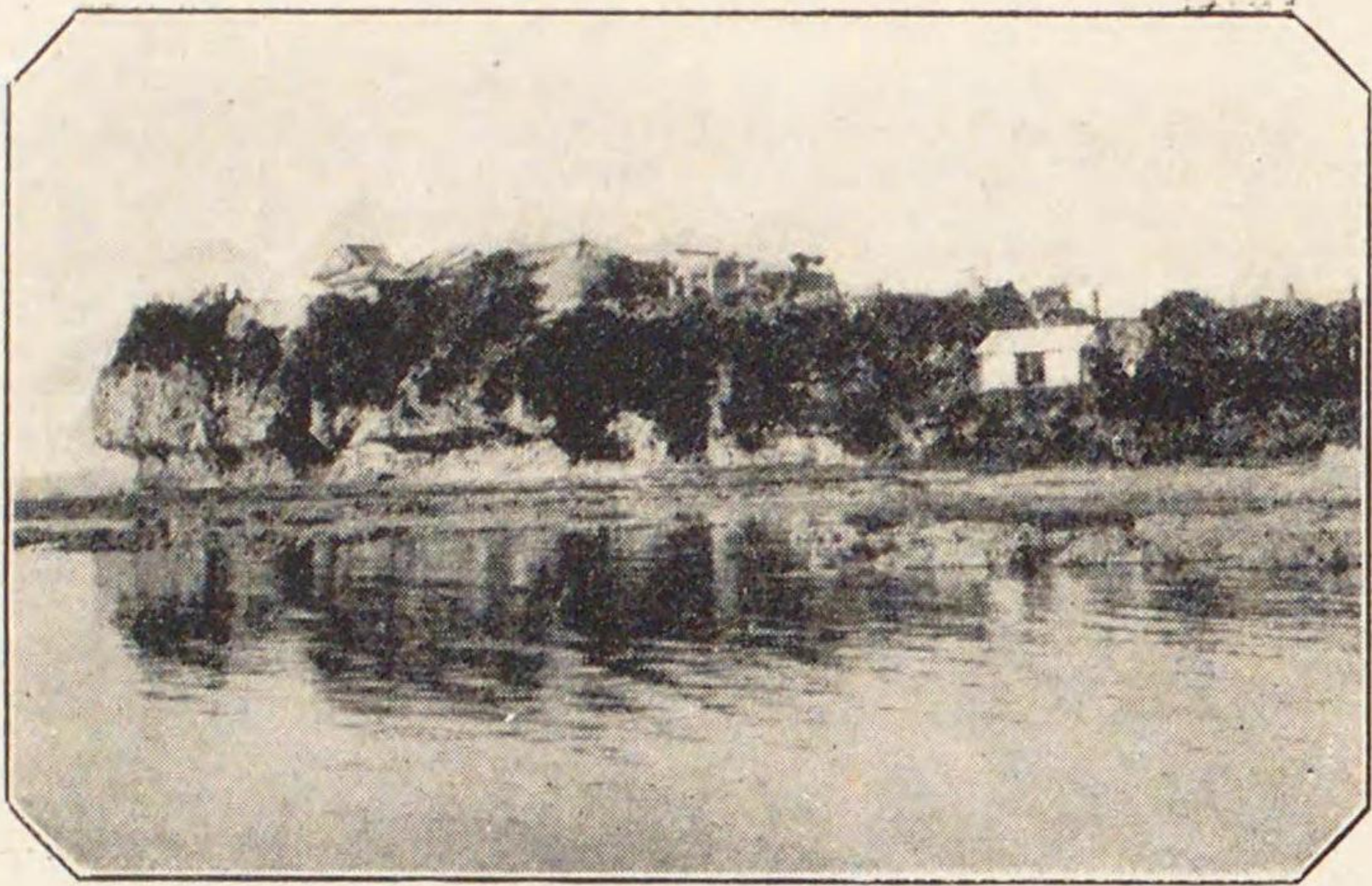
本書は縣下産業の梗概を紹介せむか爲輯録せるものにして努めて簡  
單を旨とせり而して書中記する所は大正九年一月迄の現況に係るも  
統計は調査の完備せざるものあるを以て主として大正元年以降同七  
年迄の數字を掲げて參考に資することとせり

大正九年二月

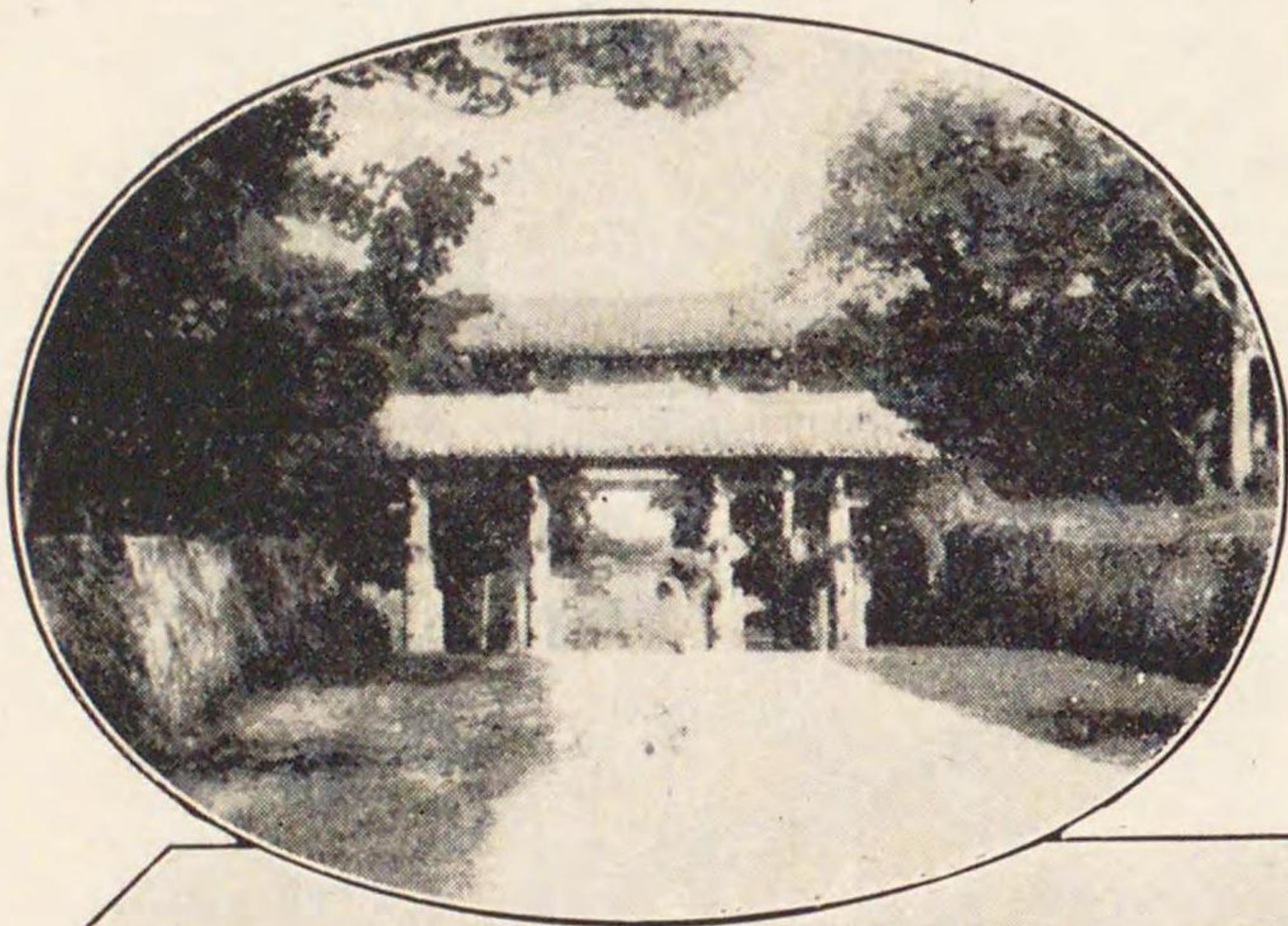
沖繩縣内務部

905345

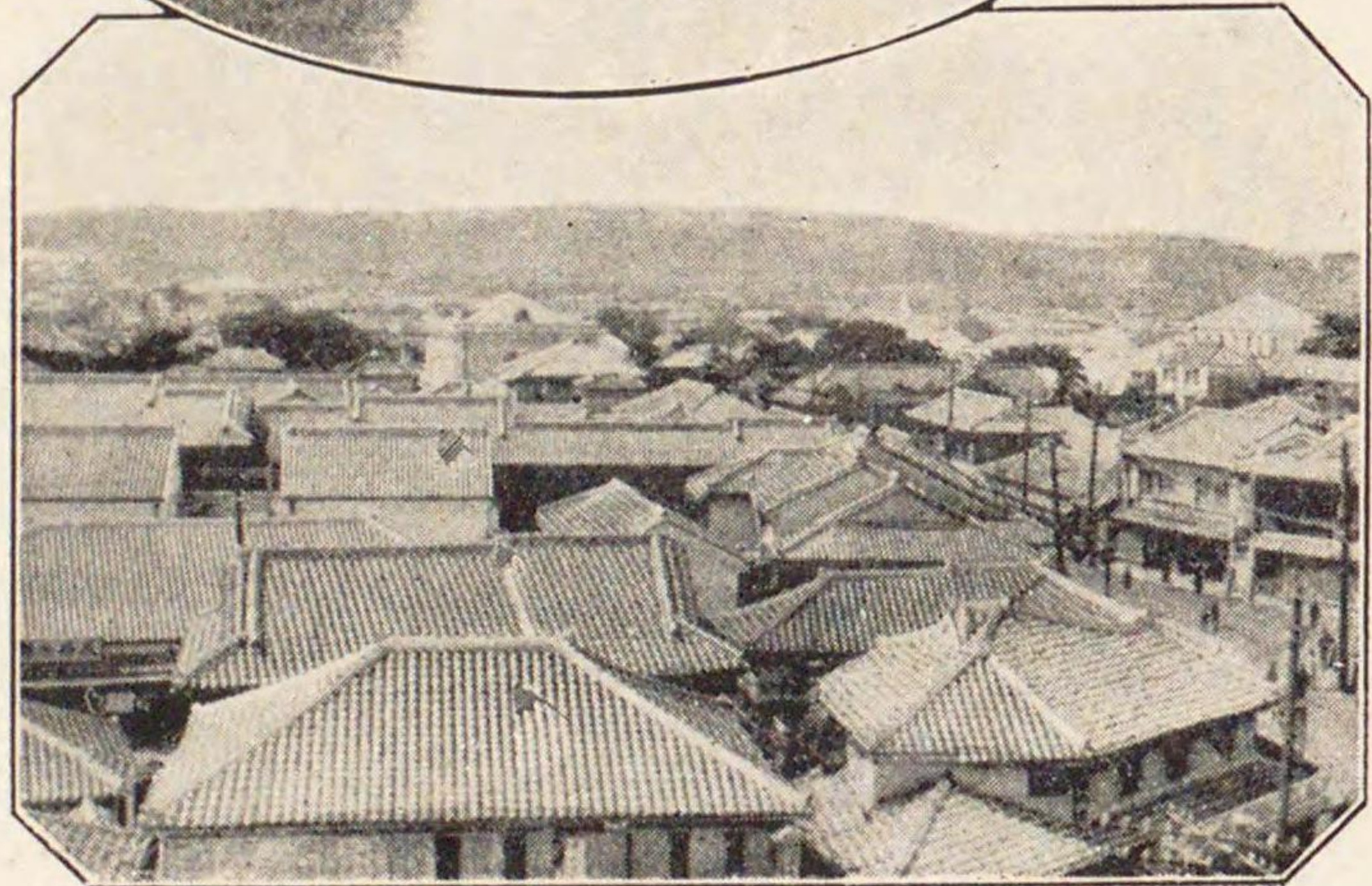
官幣小社波上宮



首里の舊城門



那覇市街



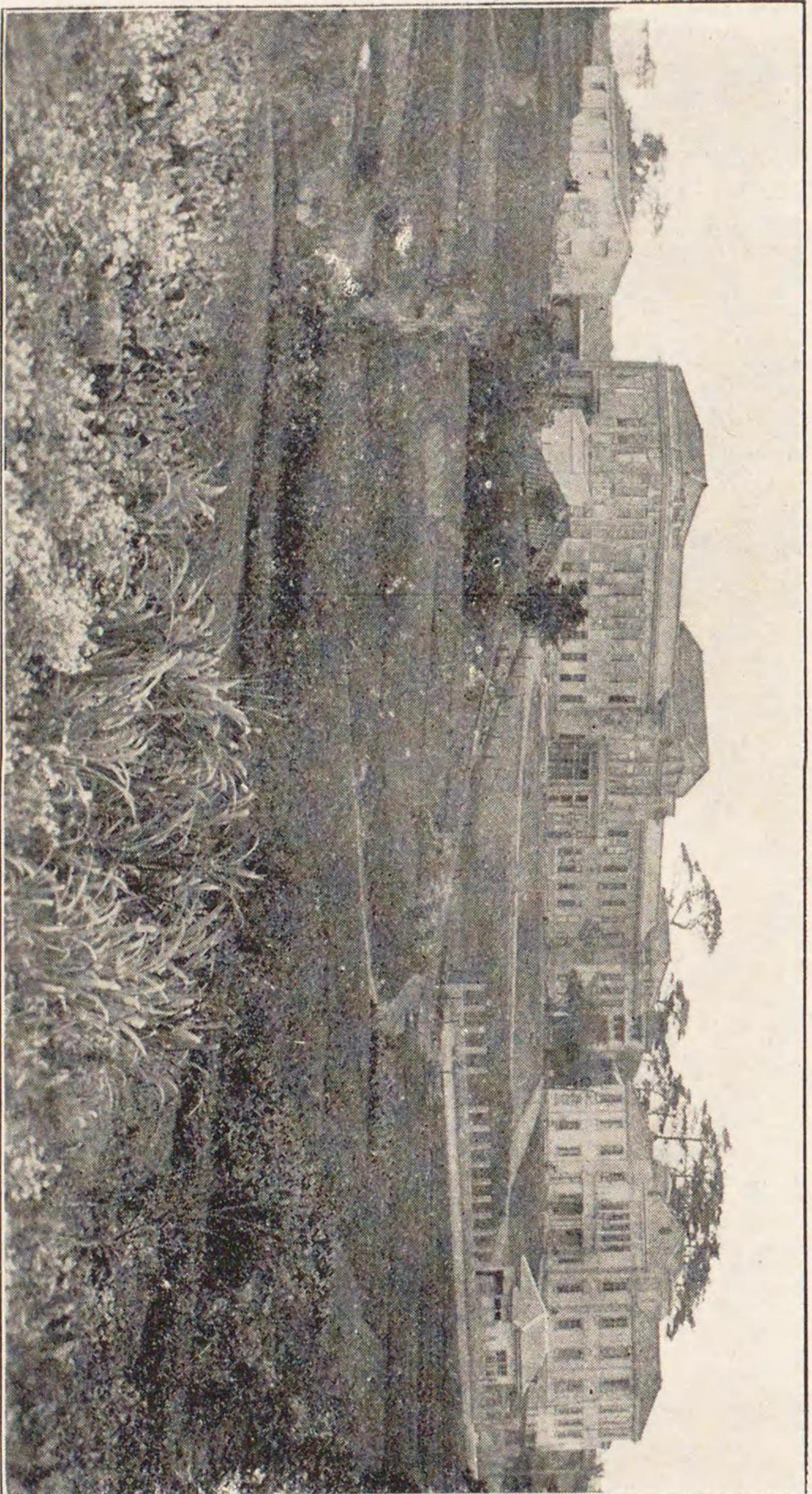
大正六年二月

新嘉坡內遊記

蘇言

平美の遺字を謝けりて感感に死すべしとて  
蘇言の隨筆に依りてあるものありて是れ  
蘇言の遺字を謝けりて感感に死すべしとて  
蘇言の隨筆に依りてあるものありて是れ  
蘇言の遺字を謝けりて感感に死すべしとて  
蘇言の隨筆に依りてあるものありて是れ  
蘇言の遺字を謝けりて感感に死すべしとて  
蘇言の隨筆に依りてあるものありて是れ

冲繩縣廳



冲繩縣廳

沖繩縣產業要覽

目次

養蠶	染料作物	澱粉作物	纖維作物	特用作物	園藝作物	普通農事	糖業	農業	總說
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
四〇	三九	三六	三三	三〇	二四	一六	五	五	一頁

製造	漁撈	水產業	家畜賣買	家畜疾病	畜產獎勵	家禽	畜產	耕田整理及開墾
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
七二	六八	六八	六六	六三	六二	六〇	四九	四四

水産養殖	七四
水産奨勵	七九
漁村の改良	八五
林業	九〇
國有林野	九〇
公有林野	九四
私有林野	一〇三
縣有林	一〇五
造林奨勵	一一七
保安林	一二一
老樹名木	一二四
鑛業	一二七
鑛産	一二七

商工業

商工業	一三五
商業	一三五
工業	一四二
産業機關	一五二
検査所及試験場	一五二
重要物産同業組合	一六三
準則同業組合	一六六
各種組合	一六七
金融機關	一七二
銀行業	一七二
無盡業	一七六

目次終

# 沖繩縣産業要覽

## 總説

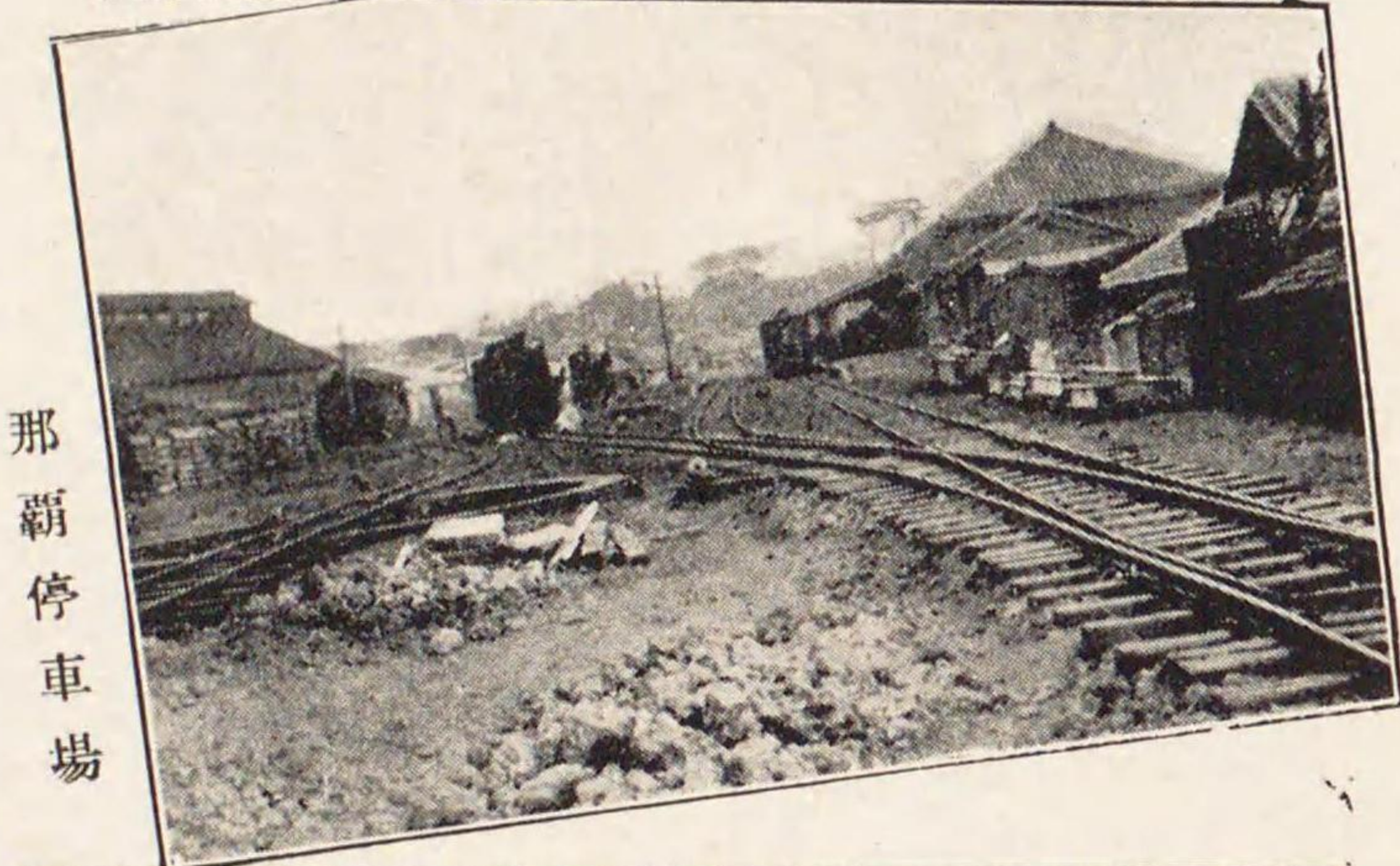
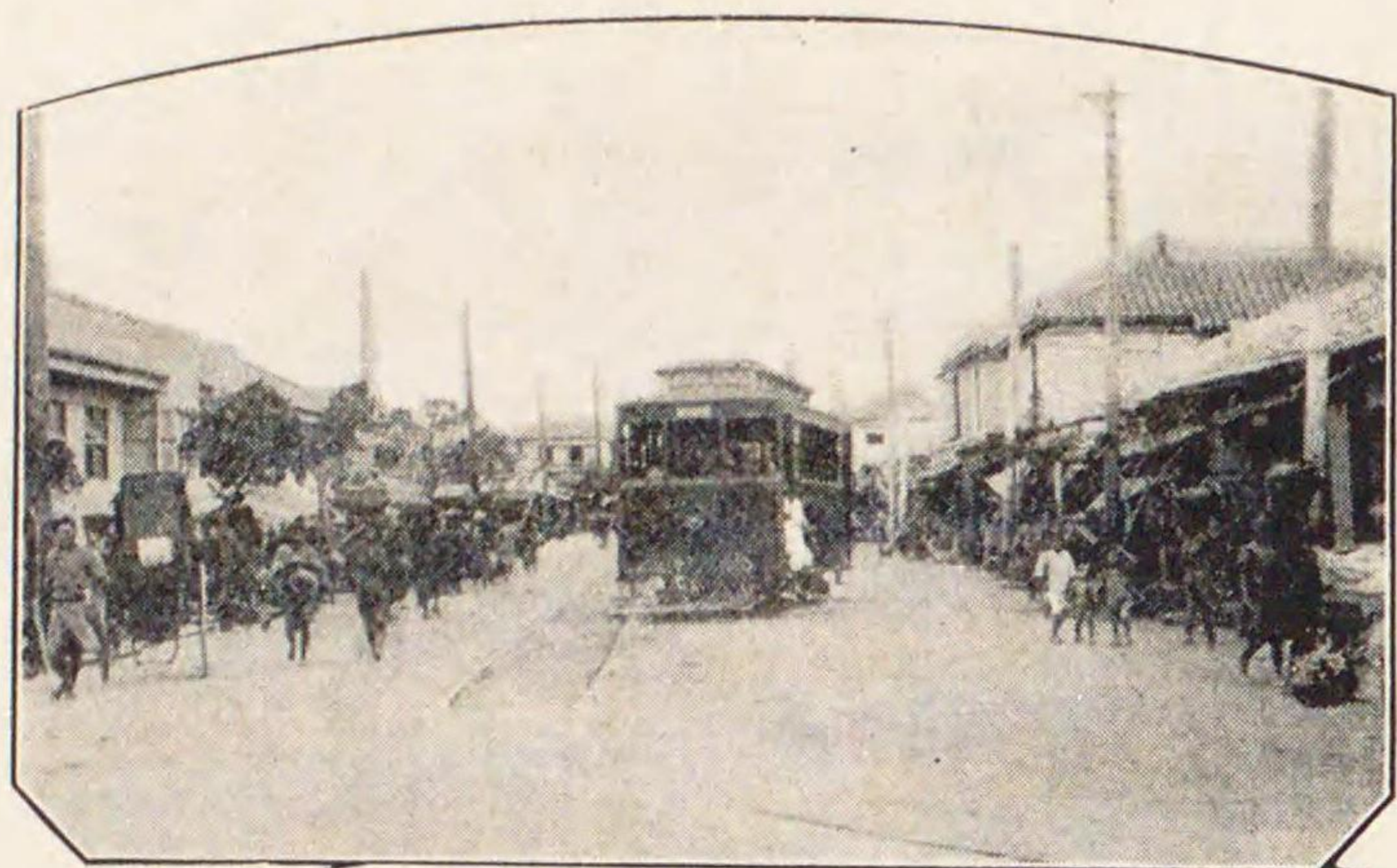
沖繩縣は大小六十餘の島嶼より成り其位置は東經百二十二度五十二分乃至百三十一度二十四分北緯二十四度二分乃至二十八度五十三分の間、碁布せり東は渺茫たる太平洋にして西は遙に支那福建省に望み北は海波遠く無數の島嶼を隔て、鹿兒島と對峙せり縣内島嶼の最大なるものは沖繩本島にして周廻百十餘里を有し北は山嶽多く海拔一千五百尺の嘉津字岳は其最たるものにして西銘岳・イブ岳・與那覇岳・タニウ岳・久志岳等の高嶺相連り南部は概して平野多し本島に亞きて大なるものは八重山郡西表島・石垣島・與那國島・宮古郡宮古島・伊良部島・島尻郡久米島・伊平屋島・渡嘉敷島・國頭郡伊江島等にして其他の各島嶼を合すれば其周廻三百十五里に達し概ね珊瑚礁を以て築かる陸地の總面積は百三十六方里にして大正七年末現在の戸數は十萬八千九百十八戸、其現



住人口五十八萬三千九十二人にして一方里人口四千二百六十七人に當り其密度は全國各府縣中の第十一位に在り地質は秩父古生層を主とし第三紀層・新火山岩・第四紀沖積層等にして耕地面積は大正七年現在に於て田八千五百五十一町歩、畑五萬五千二百七町歩、合計六萬三千三百五十八町歩を有し一農家の平均七段五畝歩に該當せり

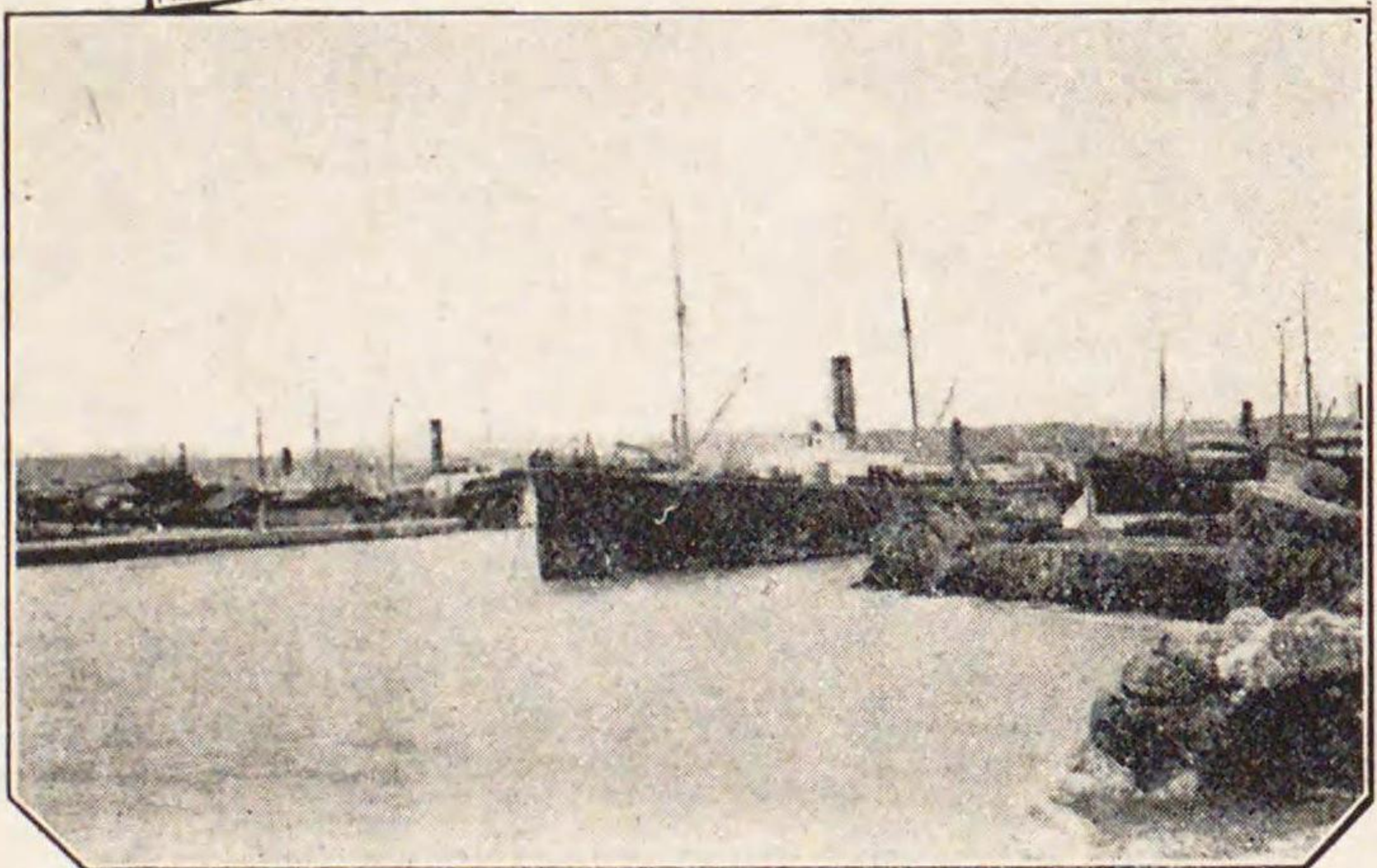
交通は海陸共に最も不便にして陸上機關としては僅に那覇・首里間に電車及那覇・與那原間に汽車あるに過ぎざるを以て近く那覇を起點とし北は嘉手納、南は糸満町に延長せむとし今之か計畫中に在り道路は縣道延長三十四里、里道延長四百七十六里に過ぎずして今後計畫中に屬するもの多し又海上は那覇港を起點と爲し本土及各離島に達する國庫補助航路の湮程竝に現在汽船の發著豫定は左記の如くにして他は漁業又は荷物塔載の爲發動機船・帆船・刳舟等の寄航するものあるに過ぎず殊に冬期海波荒き時に在りては十數日に互りて交通全く途絶し其不便名狀すへからざるものあるのみならず産業の發達を阻害すること亦大なるを以て最近國庫補助航路に對す補助金の増加を得大正九年

市内電車



那覇停車場

那覇港



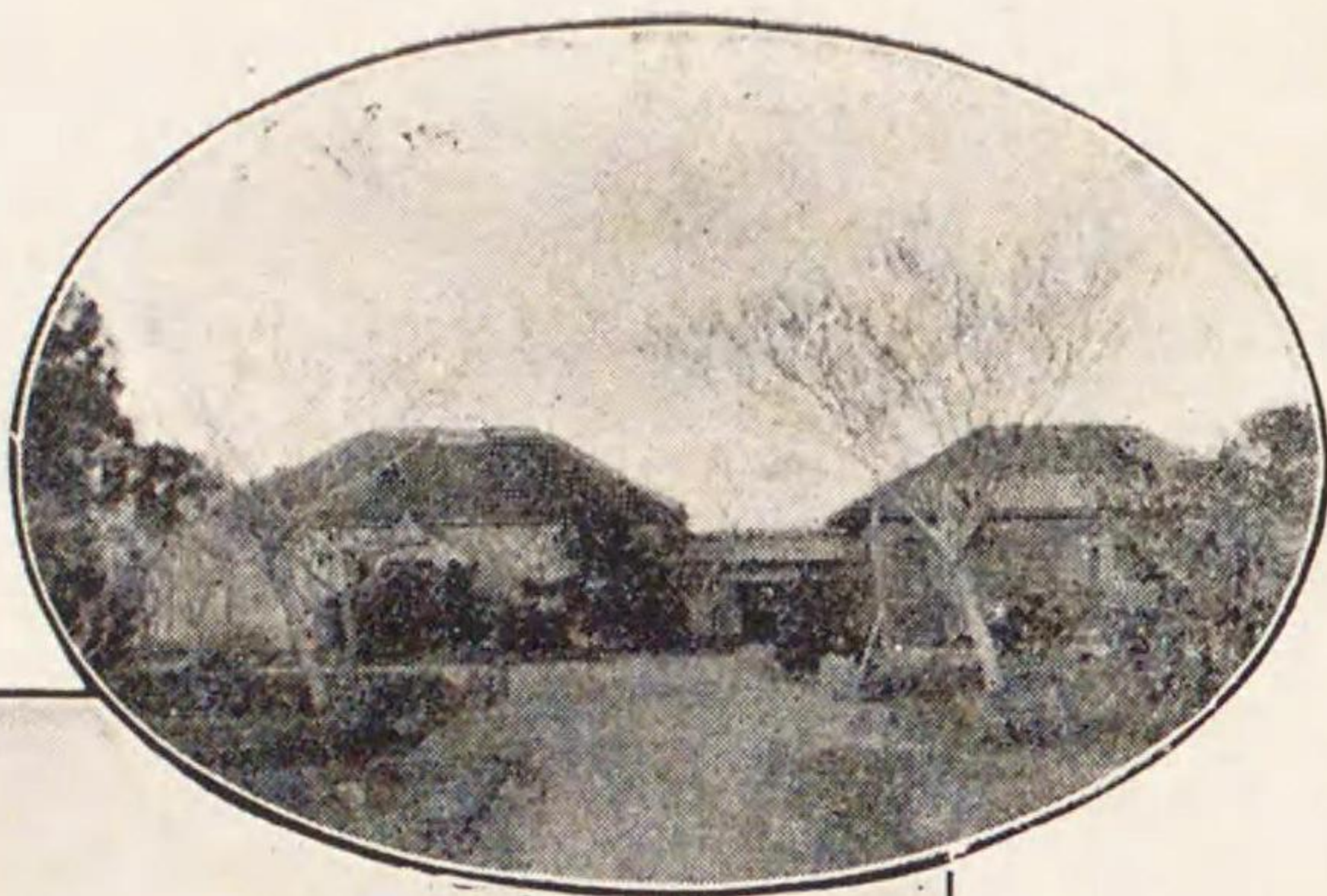
行先地名	海	汽	豫	定	同	年
	運	船	定	回	回	數
	數	月	回	數	數	
鹿兒島	三六九	六	六	七二	四	
八重山	二四二	二	二	二四	四	
宮古	一七〇	二	二	二四	四	
名瀬	一七六	六	六	七二	四	
伊平屋	六〇	二	二	二四	四	
久米島	五〇	二	二	二四	四	
伊江島	三二	二	二	二四	四	
渡喜島	三〇	二	二	二四	四	
慶良間島	二二	二	二	二四	四	

度より其回数を増加するの豫定なり  
 國庫補助航路竝汽船發著豫定回数

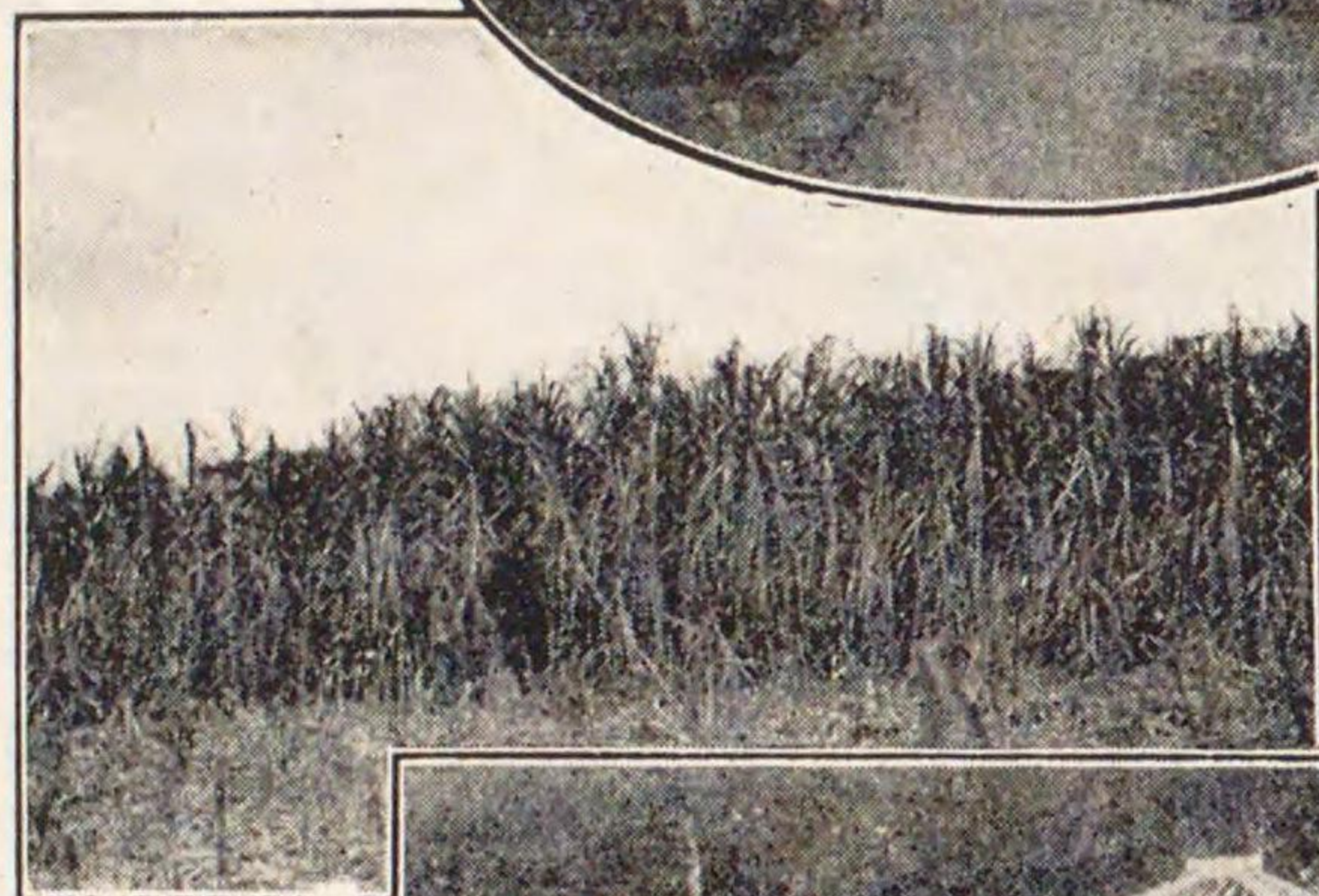
新編 内務省

氣候は亞熱帶に屬し平均氣温二十二度内外にして最高氣温は三十三度乃至三十五度を  
 示し熊本・佐賀等に比すれば稍低きも其期間長く五月より十一月に亙るを以て時に苦熱  
 を感ずること多し然れとも晝間は涼風肌を拂ひ室内の如きに至りては甚たしき苦痛を  
 感ずること少し又最低氣温は六度乃至九度内外にして霜雪を見るなく農作物の如きは  
 四季を通して播種栽培するを得へし

物産は砂糖・甘藷等主要なるものにして其他織物・帽子・泡盛・漆器等の特産物あり家畜は  
 各農家中之を飼育せざるものなく就中豚及山羊の生産多く水産物亦極めて豊富なり  
 往時琉球國時代に在りては日本及支那の兩國に朝貢し通商貿易亦隨て旺盛なりしと共  
 に諸種の作物技術等の輸入せられたるもの多く就中甘蔗・甘藷の如きは能く其氣候風土  
 に適應せるの結果翕然として之か發達を來せるものあるのみならず今後尙發展上囑目  
 すへきもの尠からず然れとも本縣の地由來氣温高きのみならず四面環海にして濕氣常  
 に多く強風豪雨の害亦尠からざるは縣外各地と著しく其趣きを異にする所にして深く此  
 等の實況を知悉するにあらざれば産業上不測の失敗を招致することなきにあらざるへし



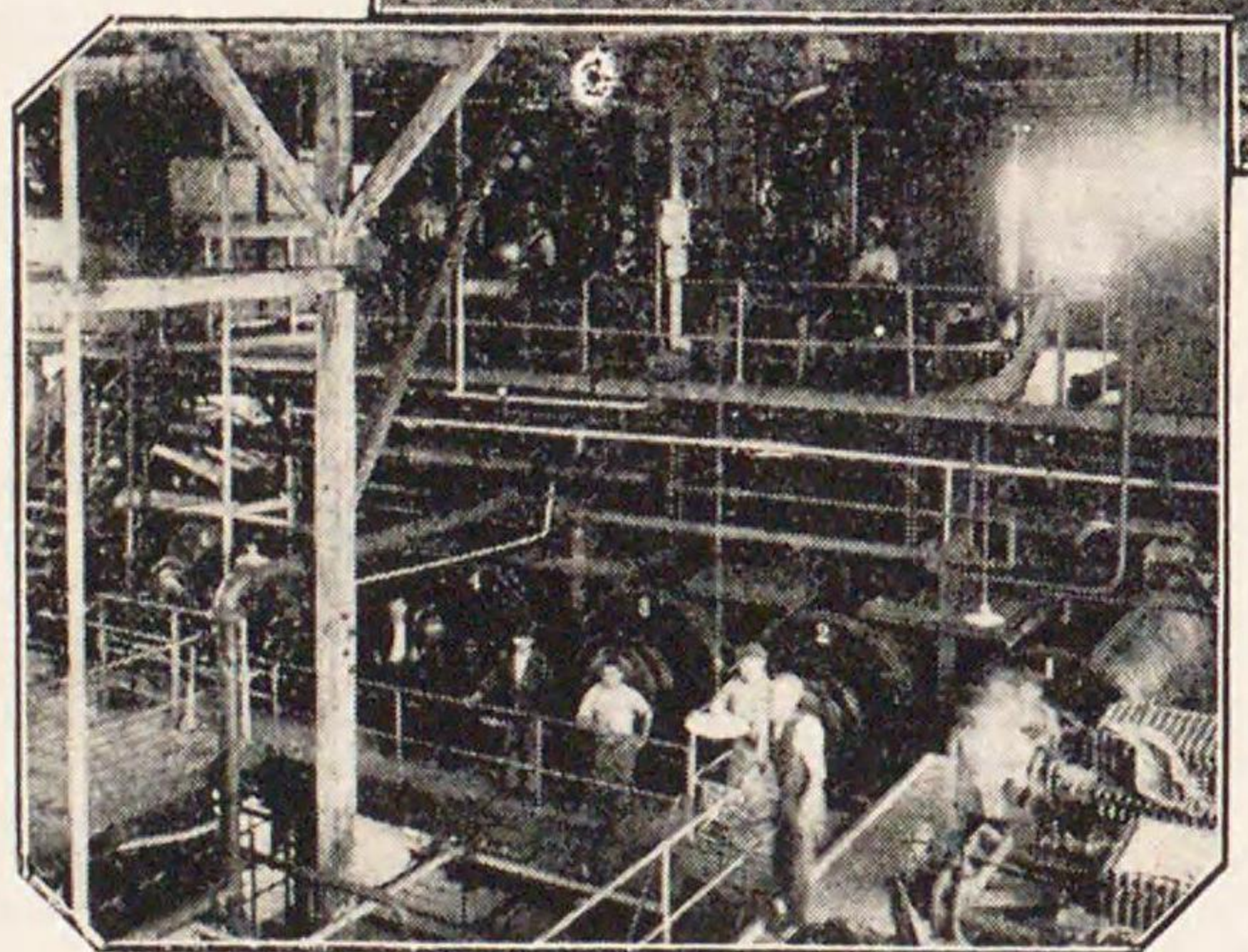
糖業試驗場



甘蔗栽培



在來製糖場



機械製糖場

農 業

糖 業

大正七年期の統計に依れば本縣下に於ける製糖戸數は四萬九千七百十六戸にして之を全戸數に比すれば四割六分に當り農業戸數に對しては六割三分を占む砂糖の總價額は一千五百五十五萬二千圓にして縣下生産物總價額の二割九分に當れり而して之か縣外移出額は毎年移出品總價額の七割以上を占む是に依りて之を觀れば糖業は我が沖繩縣の生命にして縣民生活の基礎經濟の根元實に糖業に在りと謂ふも敢て過言にあらざるを知るへし

**沿革** 本縣に於ける甘蔗栽培の起原は詳ならずと雖砂糖の製造は元和九年(大正八年を

去る二百九十六年前)儀間眞常か支那より之を傳へしに始まる由來糖業は本縣の風土に適し長足の進歩をなしたりしかは藩廳に在りては正保四年既に貢糖の制を定め寛文二年には砂糖奉行を置きて斯業の改良發達に資する所あり民間に在りても三轉子式甘蔗

壓搾機の發明等ありて益、糖業の進歩を來し甘蔗作付劇増するに至れり然るに一方食糧作物の漸次減少を見るに至りしかは元祿六年十一月遂に甘蔗作付段別を約一千五百町歩に制限せられたるも此消極的政策は大に農民の自覺を促し甘蔗の集約栽培に意を用ふるに至りしかは藩廳に於ても明和三年田地奉行を設けて農事及糖業の指導督勵に努めたり明治十二年藩を廢して縣を置かるゝや縣も亦糖業獎勵に意を用ひ藩廳に於て特定の安價を以て買上げたりし定式買揚糖の値上を行ひ又政府より勸業資金六萬九千餘圓を無利息にて借り受け製糖器械の購入者に對し無利息貸付を爲す等大に之か獎勵に努めたり現に鐵製壓搾機を使用せるか如き主として該施設に負ふ所大なりと云ふ其他砂糖審査會を開催し或は製糖法の講習をなしたる等見るべき施設多し

明治二十一年縣令を以て元祿以來の甘蔗作付段別制限令を徹廢せしも同三十五年以來開催せし甘蔗立毛品評會等と相待つて益、斯業の進歩を促したり明治三十九年勅令を以て本縣に糖業改良事務局を設置せられ同四十一年中頭郡西原村に新式製糖工場の設立せられたるは實に本縣糖業界の革命を畫したるものにして爾來分蜜糖工場の設立せら

れたるもの五箇所工場能力千五百噸を算し糖業の發達に資せし所至大なり明治四十五年糖業改良事務局の廢止せらるゝや直に其後を承けて縣立糖業試驗場を設置し糖業に關する各種の試験研究を行ひ兼て之か指導獎勵に従事せり又糖業の取締に關しては舊政廳時代より砂糖樽の重量・容量・構造・用材等を一定し検査を受けしめたるか萬延元年正月更に製糖取締法を發布して粗製濫造の弊を防ぎ取引の信用を維持するに努めたり降て明治十八九年頃に至り當業者相互の間に砂糖取締内法及製糖改良規約を設定して砂糖樽及砂糖の製造販賣の取締をなせしか糖業の發達に従ひ是等内法規約の不備を補ふの必要を生したるを以て同二十三年縣令を以て砂糖樽製造營業取締規則を發布し同三十九年縣令を以て製糖取締規則を發布せり爾來該規則の施行に關し砂糖樽の検査は知事之を郡長・島司に委任し郡長・島司は更に之を町村長に委任せしを以て往々検査の統一を缺き取引上苦言を聞くに至れり又砂糖の検査は糖商同業組合の施行する所なりしか市場の非難尠からざりしを以て大正元年十月縣令を以て砂糖取締規則及砂糖検査規則を發布し同時に砂糖検査所を設けて樽及砂糖検査を縣の直營となし大正五年検査所

の組織を變更し物産検査所と改稱せり

**甘蔗栽培**

本縣に於て廣く栽培せらるゝ甘蔗の品種は讀谷山種と稱する在來種にして未だ之に優れる良種を發見せず大正七年の甘蔗作付段別は一萬五千三百七十四町八段歩にして耕地總段別の二割四分に當り其收穫高は十億二千六百八萬六千斤にして内七億五千七百三十三萬八千斤は黒糖白下糖の原料として生産者自家の製糖に供せられ二億六千八百七十五萬五千斤は分蜜糖の原料として製糖會社に販賣せり

甘蔗は二年乃至三年間株出を行ふを以て栽培法は新植蔗と株出蔗とに依り其趣きを異にするも新植蔗の苗は主として梢頭部を用ふ即ち健全肥大にして能く充實せる甘蔗の梢頭二三節を存し七八寸の長さに切りて苗となす甘蔗畑の整地は前作收穫後一尺以上に深耕し丁寧に耕鋤するを要す肥料は堆肥・綠肥・豚肥・土肥・大豆粕・調合肥料等を用ひ一段歩に對し窒素三貫乃至四貫目、磷酸一貫五百目乃至二貫目、加里二貫目を標準として施用せは蔗莖の收量一萬斤以上に達せしむること至難にあらず植付の適期は二三月の候にして穴植・畦條植等行はるゝも現在迄の試験成績に徴すれば畦幅三尺株間八寸即ち一坪當

り十五本の畦條植を最良とす而して新植は新芽二三葉を發せし頃株出は甘蔗收穫後直に第一回の追肥をなして中耕除草を行ひ爾後二十日乃至三十日を経て二回乃至三回の追肥並に中耕除草を行ひ最後中耕の際培土をなし甘蔗の生育を促す

甘蔗には黒穗病・ササ病・斑葉病・赤枯病等の病害及螟蟲・野蟲・蝗・蝻・浮塵子等の蟲害並に鼠害等ありて之か驅除豫防を忽にする者あるは遺憾なり又甘蔗の收穫は二月より四月迄を適期とし早晚何れに失するも糖分を損し品質を惡變すること少からず殊に晩きに過くるときは後作に影響する所大なり

**砂糖製造**

本縣に於て製造せらるゝ砂糖は大別して含蜜糖及分蜜糖とし含蜜糖は更に黒糖・白下糖及赤糖に區分す含蜜糖は舊式製糖場に於て分蜜糖は新式機械工場に於て製造せり而して舊式製糖場には畜力若は水力を動力とする在來法と改良法とありて其數四千百九十五あり新式機械工場は五箇所にして其能力は千五百噸とす

(一) 含蜜糖 黒糖の製造は甘蔗を壓搾して得たる蔗汁を苛性石灰を以て中和し煎煮鍋に移して煮沸し糖汁中に含める夾雜物を除去しつゝ適度に煮詰め結晶鍋に汲み揚げて

攪拌結晶せしめたる後樽詰をなす白下糖の製法は黒糖の製法に相類似すと雖煎煮の際夾雑物を十分に除去し且つ仕上の温度稍低きを異なりとす赤糖は煎煮中夾雑物を十分に除去すること白下糖の製法に類似すと雖仕上温度は稍高くして寧ろ黒糖に近く仕上の際木製の臺上に移してよく攪拌しつゝ揉み砕くものとす而して赤糖は荷造の際樽詰となさずして俵詰と爲すの便あり舊式製糖場は從來砂糖與と稱する特殊の組合組織に依りて經營せらるゝも規模過小にして設備不完全なるもの多く爲に工程竝に製品の品質に影響する所尠からず

(二) 分蜜糖 分蜜糖は所謂新式機械に依りて製造せらるゝものにして甘蔗汁を搾出し石灰を加入し加熱したる後清澄法及濾過法を行ひ之に依りて得たる糖汁を蒸發罐に移して水分を蒸發し更に結晶罐に送りて煎糖を行ひ攪拌結晶器にて結晶を完成せしめ遠心分蜜機によりて分蜜をなし乾燥して荷造をなすものとす糖蜜は二番糖の原料に供せられ廢蜜は酒精原料等に用ひらる

**糖業獎勵** 糖業獎勵の施設として從來行はれたるは甘蔗耕作審査會・砂糖審査會及肥料

購入費補助等にして現在に在りては郡町村又は砂糖同業組合等に於て砂糖獎勵會を開催する外農商務省の施設に係る共同製糖場の設置獎勵を以て顯著なるものとす此他尙時勢の進運に伴ひ積極的獎勵の必要あるも現今糖業調査會を開設して調査研究中にあり

甘蔗の産額

年次	種別	作付段別	收穫高	段當收穫高	價額
大正元年		一、〇四八・五〇	六八六、六六三、〇五〇斤	六、二二五	二、九〇一、八四〇
同 二年		一、六九八・八〇	八二四、六四四、一八二	六、九六九	三、一四〇、六三八
同 三年		二、七八一・三四	六五九、八三八、八五六	五、一六三	三、五八一、五五三
同 四年		一三、四五九・六八	八八五、三七六、八〇三	六、五七八	二、八五六、五九
同 五年		一三、九〇〇・八一	一、二〇三、五〇九、九三一	八、六五六	六、二五三、〇九
同 六年		一五、二〇八・〇六	八六三、二七八、〇四〇	五、六七六	五、二五三、三三

年次種別	在來製糖場					
	製造戸數	製造場數	畜搾	方	水	汁力
大正元年	21,208	2,756	3,334	70	3,291	
同 七年	9,792,641	1,277,158	4,041,555	87,613	15,201,159	
同 六年	8,988,227	5,805,252	1,093,955	8,728	7,752,025	
同 五年	6,397,718	3,581,814	2,675,257	5,241	9,369,057	
同 四年	4,837,100	3,781,539	1,252,800	25,309	6,499,502	
同 三年	3,337,766	2,741,816	588,750	16,115	4,230,081	
同 二年	4,867,537	1,701,505	433,099	6,287	5,470,500	
大正元年	4,534,796	231,754	237,978	450	5,189,380	
計						

年次種別	砂糖の産額					
	黒糖	白下糖	赤糖	糖	分蜜糖	糖
大正元年	509,306	19,377	2,752	384	?	330,000
同 二年	644,163	16,245	384	163	?	419,136
同 三年	453,989	26,248	702	163	?	2,301,100
同 四年	582,491	30,156	702	163	?	2,408,840
同 五年	735,976	31,800	702	163	?	6,503,499
同 六年	567,125	33,241	702	163	?	3,108,100
同 七年	573,734	64,488	137	137	?	5,880,906
計						

砂糖の價額

大正七年

15,554

1,036,066,078

6,588

5,253,333



年次種別	工場數	甘蔗壓榨能力	原料使用高
大正四年	三	1,150,000斤	九二,一四,五三九
同五年	五	二,五三六,〇〇〇	二四九,六四一,九八二
同六年	六	二,六五四,六八七	一三八,二五四,九三四
同七年	六	二,七六八,七五〇	三三五,二〇〇,三七〇

機械製糖場

同四年	三〇七	一九	一三五,四八〇	一五	四九九,五八四	一	四三,三〇〇
同五年	二四九	一	六二,五〇〇	一五	五三五,三八九	二	八六,四〇〇
同六年	三〇六	四	三五〇,〇〇〇	一一	三三五,四六五	二	七三,二〇〇
同七年	三四五	五	三七六,九七〇	七	一九四,二六五	一	一

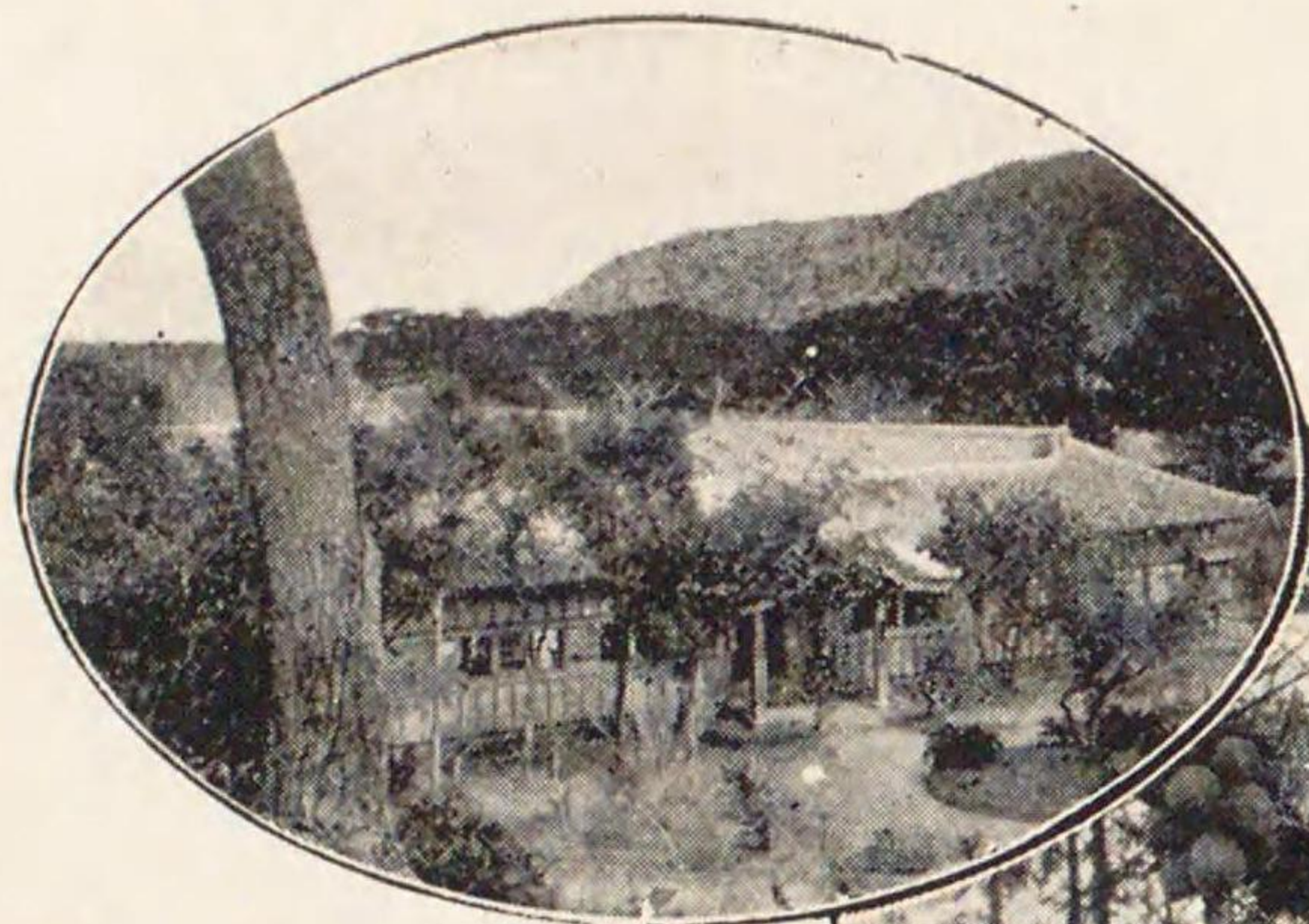
改良製糖場

年次種別	製造戶數	製造場數	蒸餾筒數	汽壓榨能力	石油發動機筒數	壓榨能力	吸入瓦斯發動機筒數	壓榨能力
大正二年	?	七	七	1,010,400斤	二	三三,八〇〇斤	二	六〇,〇〇〇斤
同三年	?	一四	三三	1,019,900斤	八	二二七,二〇〇	二	六〇,二〇〇
同四年	?	一九	三三	九九八,四〇〇	一四	三三四,七八九	一	四二,二〇〇
同五年	四九,九〇六	四九,九〇六	四,一三七	四,一三七	三,九〇五	一〇〇	四,〇〇五	四,〇〇五
同六年	四九,〇八八	四九,〇八八	四,二二九	四,二二九	四,〇三五	九二	四,一六	四,〇三七
同七年	四九,三七〇	四九,三七〇	三,二二一	三,二二一	三,五八九	八二	三,六七一	三,四八九

普通農事

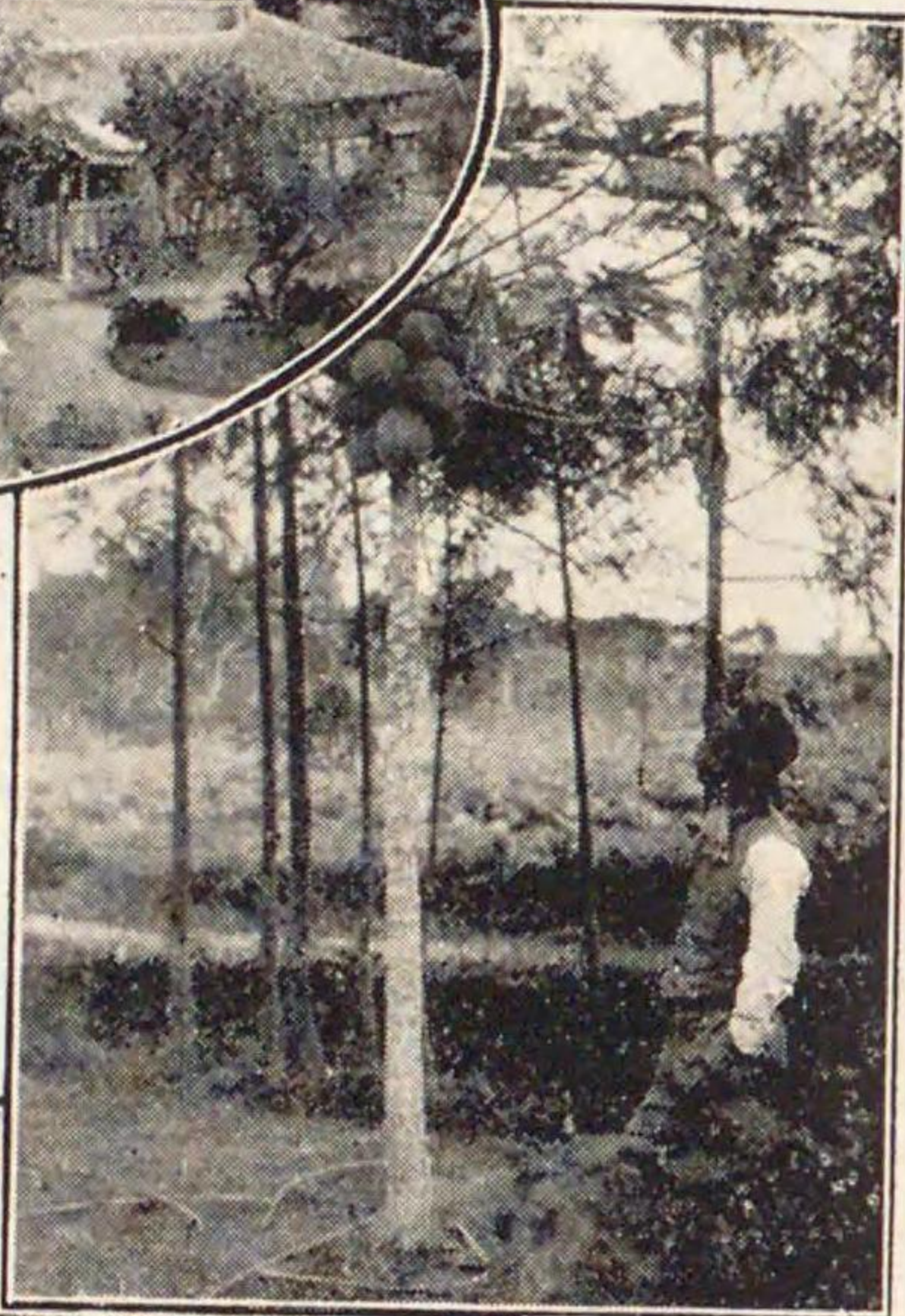
本縣に於ける農産物中の主要なるものは甘蔗を除きては食糧作物たる甘藷及穀類にして之か大正七年の生産額は一千五百六十七萬五千圓なりとす就中甘藷は其最も重要なものにして豊作の時に在りては食糧亦潤澤なりと雖一朝之か凶作に遭遇せむか忽ち食糧の缺乏を訴へ高價なる穀類を移入せざるへからずして縣下經濟の上に至大なる影響を蒙ることあり故に食糧作物の栽培に就ては深く講究し之か改善増殖に努めざるへからざるなり

**甘藷** 甘藷は慶長十年野國總管支那より種苗を携へ來り儀間眞常に依りて繁殖されたるを以て起源とす寛永二年薩摩山川郷の人前田利右衛門なる者之を持歸り享保年間青木昆陽なる者薩摩より之を關東地方に傳へ終に今日の如く全國に普及せしものにして本縣にては之をカライモと稱し薩摩にては琉球イモと稱し其他一般に之を薩摩イモと稱するものにて之か傳播の經路を語るものとす  
甘藷は本縣の主要食糧品にして其未だ本縣に移植せられざりし時に在りては屢々食糧の



農事試驗場

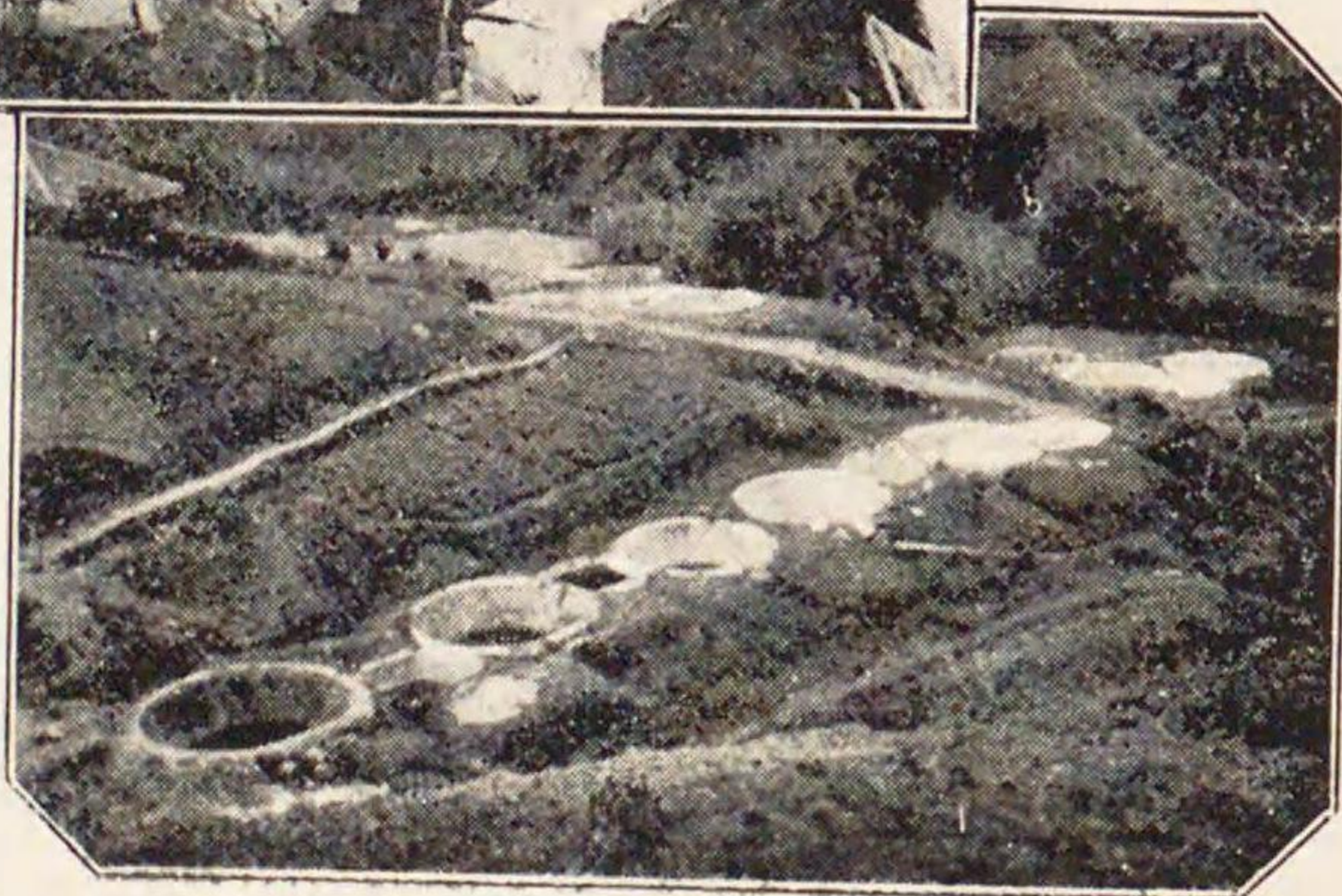
パパヤ



實芭蕉



山藍栽培及製造



缺乏を告げ饑饉荐りに到りて住民の困苦名状すへからざるものありしか甘藷の普及以來殆ど其慘狀を見ざるに至れり

(一) 栽培及用途 甘藷は能く本縣の風土に適し加ふるに四時絶えず栽培し得るを以て頗る便なり然れとも其植付は通常夏植及冬植に別たれ夏植は四月より六月の頃冬植は九月及十月の頃に於て行はれ前者は六箇月後者は八箇月にして成熟す即ち二年三作若は三年四作を爲し得へし段當收量の最大量は一萬三千斤以上にして最少量と雖三千斤を下るもの少し

甘藷は甘藷と循環して栽培し又水稻の跡作として乾田に高畦を作りて之に栽培し豊産を得ることあり之をタドフシイモ(田倒藷)と稱す種苗は苗床を設けず甘藷畑に繁茂せる蔓の先端を刈り取りて挿植す其數一段歩に付九千本乃至一萬二千本を要す又之か植付法に平植と穴植との二あり平植は畑の全面に肥料を撒布し鋤き込みたる上苗一本宛を植付くるものにして穴植は鋤にて穴を穿ち之に腐熟の厩肥又は堆肥を入れ一本又は二本を挿植するなり手入としては中耕及除草を行ひ繁茂旺盛なるときは蔓返しを行ふ

又追肥を行ふと雖一般に施肥量不十分の感あり  
 甘藷の用途は人畜の食糧を以て主とせるも此他澱粉・水飴・酒精・切干等の製造原料として  
 其用途渺からず又其莖葉も家畜の飼料に供せらる殊に本縣は風雨旱害等の爲時々甚た  
 しき豊凶を來し價格亦著しき變動を生ずることあるを以て價格低廉の場合に在りては  
 甘藷を他の製造原料に供用するの途を講ずること最も緊要なり

(二) 品種改良 本縣に於ける甘藷は品種頗る雜駁にして其數實に百數十種の多きに及  
 ひ之か優良品種の選擇最も急を要するに至れり幸にして本縣は甘藷の開花結實を見つ  
 つあるを以て之に依りて優良品種を選擇せむとし大正三年度より縣立糖業試驗場に於  
 て之か實生育成を開始せしか大正七年糖業試驗場名護支場の事業に移し爾來繼續施行  
 中に在り然るに最近我國に於ける食糧品の市價著しき暴騰を來し其結果食糧充實策と  
 して大に之か實施の急を認めたるを以て大正八年九月より國庫の補助を得て農事試  
 驗場内に甘藷原種圃を特設し専ら之か試験研究を爲しつゝありて之に依りて得たる優  
 良種は各郡區の採種圃に配付し採種圃は更に之を繁殖して農家に無償配付を行はしむ

るの方針にして大正九年度縣費豫算中に原種圃費二千餘圓、採種圃設置補助費二千圓並  
 に之か指導監督費千百餘圓を計上し將來繼續して大に之か改良増殖を企圖せむとする  
 の豫定なり

(三) 甘藷統計 大正元年以降同七年に至る甘藷の累年統計左の如し  
 甘藷作付及收穫高

年次	種別	作付段別	收穫高	段當收穫高	價額
大正元年		二八、五四・二〇	七、七〇、六〇七・〇五斤	二、六九一	五、五四、〇〇六
同 二年		二九、〇四九・三〇	八、〇六、〇二二・〇〇三	二、七五五	六、四三、二五七
同 三年		二八、九三・〇三	七、二〇、三八三・五九	二、四九一	六、三三、E〇R
同 四年		二九、一〇三・九五	九、〇〇、八六六・九一八	三、二二三	五、六九、〇七一
同 五年		三〇、一八〇・四五	八、三六、八四三・四〇六	二、七七三	七、一四三、二三
同 六年		三二、八二七・六五	八、七一、九九七・六五三	二、七四一	一一、八九九、二八七

大正七年

三、五三三・〇九

一、三三三、二九一、七九五

三、四七七

三、九四八、四九三

**水稻** 本縣の地は由來用水源に乏しく水稻の栽培に適し難し故に偶之を栽培する者あるも其多くは雨水の滯溜せる低窪の沼澤を利用する者多くして特種の灌溉設備を爲すもの甚た稀なり故に之か作付面積の如き大正七年の統計に於て僅々六千五百餘町歩にして其段當收量も亦僅に九斗四升に過ぎず然るに近年縣下一般生活程度の向上に伴ひ米穀の需要益増加の傾向を呈し大正七年の如き二十四萬三千餘石の移入を見るに至りたれば將來大に本作の改善發達を企圖せざるべからず而して現在に於ける稻作の状況は頗る粗放にして施肥を行ふ者少く耕種管理の方法亦拙劣にして殆ど原始的状態にあるものなれば灌水の設備を講し選種栽培等の改良を爲すに至らば爲に大に段當增收を見るを得べく加ふるに本縣は耕地擴張の餘地多く又一箇年二回の作付を爲し得るを以て計畫宜しきを得は著しく其生産を増加するを得へし大正元年以降の米穀統計左の如し

水稻作付段別及收穫高

年次	種別	作付		別		收穫		高
		米	糯	計	別	米	糯	
大正元年	第一期	六、〇一〇・四町	一、四四六・三〇町	七、四五六・七〇町	五〇、八〇〇・四石	一一、〇五五・四石	六二、八五五・八石	
	第二期	五〇一・九〇	一〇八・〇六	六〇九・九六	二、七四四・九	四九五・四	三、二四〇・三	
	計	六、五二二・三〇	一、五五四・三六	八、〇七六・六六	五三、五四五・三	一一、五五〇・八	六五、一〇六・一	
大正二年	第一期	六、〇〇七・三〇	六・七〇	六、〇一四・〇〇	五九、三二二・三	一一、六五二・五	七一、九六四・八	
	第二期	二七八・七〇	六七・五	三四六・二〇	一、六三七・五	五〇〇・一	二、一三七・六	
	計	六、二八六・〇〇	七四・二〇	六、三六〇・二〇	六〇、九九八・八	一二、一五二・六	七四、一〇一・四	
大正三年	第一期	五、七三八・二	一、五五・七一	七、三四三・八三	四二、四七一・九	八、八一・二	五一、二八三・一	
	第二期	二二〇・〇五	六四・四九	二八四・五四	一〇、五四・五	二六七・六	一、三三二・一	
	計	五、九五八・二七	一、五七〇・二〇	七、五二八・三七	四三、五二六・四	九、〇七八・八	五二、六〇五・二	



園藝作物

本縣の風土は蔬菜及果樹の栽培に對し特殊の天恵を有せり即ち各種の蔬菜は周年露地に栽培し得るを以て冬期移出向蔬菜の栽培は最も有望なり果樹は熱帶的珍果を生産し得るを以て此點に留意し一層の振興を圖らば有利の事業たるを失はず

蔬菜 大正七年中に於ける蔬菜の總額は六十四萬圓にして就中蘿蔔十七萬六千二百六十三圓、胡蘿蔔五萬一千五百六十六圓、牛蒡五萬四千八百一十一圓、甘藍一萬六千九十一圓、葱二萬五千六百七十四圓、胡瓜一萬八千二百二十八圓、西瓜八萬一千六百十九圓、冬瓜五萬五千五百二十七圓、越瓜一萬八千四百四十九圓、茄一萬三千四百四圓、青芋四萬千七百三十六圓、山薯二萬八千四百四十六圓等を主なるものとす移出向蔬菜の栽培は近時世人の著目する所となり胡瓜・南瓜・冬瓜・茄・蕃茄・菜豆・莢豌豆・蕃菽等の生産年次増加の趨勢に在りて大正七年に於ける移出額一萬九千四百十八圓に達せり之か累年産額左の如し

蔬菜統計

根菜類の産額

年次種別	作付段別	收穫高	價額
大正元年		一七、八五八、三二 <small>斤</small>	二〇九、〇九四 <small>円</small>
同二年		一〇、〇〇一、二五一	二三一、五六九
同三年		一五、三六四、一九四	一五三、八九八
同四年		一二、六九八、九八六	一五六、三三八
同五年		一一、七四一、三八一	一八八、四八九
同六年		一三、九七〇、六五三	二六〇、五六八
同七年		一六、二二二、九九〇	三三二、七三二

葉菜類の産額

年次種別	作付段別	收穫高	價額
大正元年	町	九〇三、八九七斤	一七、五二三
同 二年	町	一、三四三、七五四	三八、一八一
同 三年	町	一、六七八、三八九	三七、四〇九
同 四年	町	一、七二四、六〇九	四〇、五六九
同 五年	町	一、九九八、九〇八	三九、八九二
同 六年	町	二、二五〇、六五〇	四七、四〇二
同 七年	町	二、七六〇、三一九	六九、五二三

蕨果類の産額

年次種別	作付段別	收穫高	價額
大正元年	町	三、九六四、六八斤	八一、三七
同 二年	町	四、九五五、七七五	六九、六八九
同 三年	町	四、九六二、一〇九	六四、一三五
同 四年	町	三、九三九、一七七	七〇、六八
同 五年	町	七、四四三、三八六	一〇五、一四三
同 六年	町	七、三八一、三七二	一二三、七六九
同 七年	町	一〇、六一七、八三三	二二一、八五五

**果實** 本縣に於ける果實類の主なるものは柑橘類・實芭蕉(バナナ)・木瓜(パパヤ)・楊梅・荔枝・鳳梨等にして大正七年の産額は十一萬八千餘圓を算せり本業は今尙甚た幼稚にして其産額多からすと雖實芭蕉・木瓜の如き熱帶果樹の栽培は將來頗る有望なり之か累年産



額左の如し

果實

柑橘類の産額

柑橘類の産額

年次	種別	樹數	收穫高	價額
大正元年		四八、二八一 <sup>本</sup>	八六〇、六〇三 <sup>斤</sup>	三三、五二 <sup>円</sup>
同 二 年		五四、四〇八	一、〇九一、二九六	三〇、七三
同 三 年		四二、二四三	六六六、三〇三	一七、六五
同 四 年		五七、三四	一、〇六六、一九三	三〇、〇九
同 五 年		八〇、一八五	一、五〇九、一八八	四五、四一七
同 六 年		七四、九五二	一、六五三、〇八七	五二、四七〇
同 七 年		八五、〇〇一	二、三四三、〇〇〇	七五、三三

熱帯果樹の産額

(其一)

熱帯果樹の産額

(其二)

年次	種別	樹實數	收穫高	價額	樹數	收穫高	價額
大正元年		八五、八六〇 <sup>本</sup>	八五、八六〇 <sup>房</sup>	一一、四八二 <sup>円</sup>	?	?	?
同 二 年		九、六〇五	九二、六〇五	一七、二四一	?	?	?
同 三 年		九四、六一五	七六、九三八	一一、三六六	?	?	?
同 四 年		七、〇〇八	七、〇〇八	三、三六八	?	?	?
同 五 年		九〇、〇六二	六五、六三二	一七、一三七	二六	二、五〇	五〇
同 六 年		六四、三三一	六四、〇一四	一九、一五〇	一四	一、一七	三〇
同 七 年		六三、八〇八	一一、〇二二	三七、五六七	四三	一、八九五	一、二四

年次	種別		樹數	收穫高	價額	樹數	收穫高	價額
	楊	梅						
大正元年	?	?	?	?	?	?	?	?
同 二年	?	?	?	?	?	?	?	?
同 三年	?	?	?	?	?	?	?	?
同 四年	?	?	?	?	?	?	?	?
同 五年	?	?	?	?	?	?	?	?
同 六年	四、四二	九、二九	二、二六	三、一七	三、二七	三、〇四	二、五九	
同 七年	四、八五	九、三三	二、三六	三、四六	三、七五	三、三〇		

特用作物

本縣は特種の氣候を有するを以て特用作物の種類に富むのみならず之か栽培利用の途を講ずるは最も有利なる事業なりとす今其梗概を示せば次の如し

嗜好料作物

嗜好料作物として主なるものは茶及煙草にして其大要次の如し

(一) 茶 本縣の風土は茶の栽培に適するに拘らず從來其栽培頗る不振の狀態に在り即ち大正七年に於ける茶畑の段別は四町七段一畝歩にして其産額二千百二十斤、價額九百九十圓を算するに過ぎず由來本縣人は氣候等の關係に因り茶の嗜好甚しく毎年移入する内地茶及支那茶の價額は五十萬圓以上にして大正八年に於ては八十萬圓を突破せるの狀況にあるを以て斯業の振興亦緊急なりとす左に茶の生産狀況を表示すれば左の如し

茶の産額

年次	種別		戸數	製數	價
	茶	煙			
大正元年	二〇、五〇町		一五五	一九五、九六〇	四、四〇
同 二年	二三、六		一七	二七五、三七〇	五九
同 三年	六、五三		一八四	二四〇、六七六	五九六

年次	耕作人員	作付段別	量	賠償金額
大正四年	六・三	一九三	二七五、八五四	六四三
同五年	四・三	一八五	三〇〇、一五〇	七六四
同六年	四・五四	二〇六	三三六、七五〇	八七八
同七年	四・七一	二二四	三三四、五五〇	九九一

(二) 煙草 本縣の風土は能く煙草の栽培に適すと雖專賣法實施以來其耕作地域を限定せられたるを以て現在に在りては産額多からざるも賠償價格は年次高騰しつゝあるを以て又有利の作物たるを失はず之か累年産額次の如し

葉煙草の産額

年次	耕作人員	作付段別	量	賠償金額
大正元年	二、二八五	九・一六町	三四、二九、二〇〇	二〇、九六三

纖維作物

年次	耕作人員	作付段別	量	賠償金額
同二年	一、七九八	七・五五	三三、〇〇、八〇〇	一四、三六八
同三年	一、七一九	六八・七四	一八、五二六、七〇〇	一一、〇八七
同四年	一、六二八	六三・六一	二〇、一五八、五〇〇	一三、七五三
同五年	一、四七五	五九・三八	一八、五九一、一〇〇	一三、七二四
同六年	九七六	四〇・六〇	一三、三〇六、三〇〇	一〇、一〇〇
同七年	五五八	二六・三〇	八、〇三三、〇〇〇	一〇、八四八

纖維作物の主なるものは糸芭蕉・苧麻・苧苳等にして何れも特種物産の原料に供用せられ其製品は芭蕉布・細上布若は疊表として推稱せらるる其他棕梠・サイサル・ヘンプ・黄麻等も亦有望なる纖維作物なりとす

(一) 糸芭蕉 本縣民の夏著用として缺くへからざる芭蕉布の原料は糸芭蕉の纖維にして主として農家宅地の一部を利用して栽培せらるる大正七年に於ける作付段別は三百二

町九段歩にして芭蕉苧(纖維)の收量十二萬六千九百斤此價額八萬六百圓とす近時織物界の好況なるに伴ひ芭蕉布の價格も著しく高騰し且つ其需要を増加しつゝあるを以て斯業の前途は有望なりと謂ふへし

(二) 苧麻 本縣の特産物として夙に高評を得たる細上布の原料にして有利なる作物なり大正七年に於ける産額は六千六十斤此價額六千三百餘圓に過ぎざるも上布類の需要は年次増加の趨勢に在りて原料の供給常に之に伴はざるの状況にあれば斯業の振興亦急務なりとす

(三) 苧苳 附備後蘭 苧苳は一名琉球蘭と稱す本縣の風土に適し植付後三年乃至十數年間宿根に依りて栽培し年二回の收穫をなし得るを特色とす大正七年の作付段別は五十九町六段四畝歩にして其産額七十一萬四百斤此價額五萬二千九百圓なり蘭も亦本縣の風土に適せり大正七年の作付段別は二十六町三段一畝歩にして其産額四十九萬九千八百斤此價額五萬三千四百圓なり

現在に於ける蘭草の栽培法は極めて粗放にして苧苳の如きは殆ど無肥料にて栽培するの状況にあるを以て段當收量僅少なるも之か栽培に注意せば斯業の前途は寔に有望なり

纖維料作物統計

(其一)

年次	苧		芭		苧	
	作付段別	收穫高	作付段別	收穫高	作付段別	收穫高
大正元年	五町	四、五五九斤	一町	一三三、九七八斤	六、八五六	六、八五六
同 二年	三〇〇	二、五四一	一八九、九〇	一三五、九一七	六〇、一五八	六〇、一五八
同 三年	二〇七	一、七三七	一九四、四〇	一一一、二〇一	五三、三四	五三、三四
同 四年	二、八〇	三、四〇六	一九六、六五	一一八、一九三	五三、四七一	五三、四七一
同 五年	三〇九	四、二一九	一八三、四四	一一五、五二〇	四一、九五三	四一、九五三
同 六年	四、二六	九、〇六	一九七、八五	一二三、一九二	五二、七三	五二、七三
同 七年	四、六八	七、三〇	三〇二、九〇	二二六、九二二	八〇、六一	八〇、六一

纖維料作物統計

(其二)

年次	種別	蕎麥			苽		
		作付段別	收穫高	價額	作付段別	收穫高	價額
大正元年		一七・二〇町	二七九、〇三斤	二六、八三〇円	六三・六〇町	九四二、三六七	三〇、六六五円
同 二年		九・四〇	一六七、一三七	一八、四六三	六七・二〇	一、二四、七三五	四三、八一九
同 三年		九・〇三	一三二、一五六	一〇、〇六五	六七・六三	一、〇八九、〇三二	三五、三三八
同 四年		九・三〇	一四三、一八一	一二、七六九	六六・六六	一、一九九、五七七	三九、二〇六
同 五年		三三・四二	三九六、五二一	二五、八七四	五八・三五	七〇九、六七三	二六、九二二
同 六年		二五・九一	四七三、六二六	三六、一〇五	六三・三四	七二五、〇七三	四四、八三三
同 七年		二六・三二	四九九、一八三	五三、四〇〇	五九・六四	七二〇、四四八	五二、九三七

澱粉作物

本縣に於ける澱粉原料には甘藷・アロールト・小麥・蘇鐵・タビオカ等あり就中主要なるものは甘藷及アロールトにして甘藷は既に記述せるか如しアロールトは明治三十七

八年頃臺灣より移入せし作物にして澱粉の含量多く品質優良にして食用・工業用・藥用等に供せられ價格は常に甘藷澱粉の上位に在り此作物は栽培極めて容易にして土質を適はさるを以て之か栽培の普及を圖ること緊要なり大正七年に於ける澱粉の總産額は二十七萬二千六百斤にして其價格は三萬三千三百七十九圓を算す之か累年産額左の如し

澱粉の産額 (其一)

年次	種別	甘藷		小麥	
		製造數	數量	數量	價額
大正元年		二四、九六戸	五三〇、六七七斤	三四、二五〇斤	三、五〇円
同 二年		二七、六六	五四一、四五六	一〇、八〇〇	一、二九六
同 三年		三〇、三九五	四九八、二二六	一〇、五七二	一、二六九
同 四年		二五、八四三	三五、七九〇	一〇、五七三	一、四六九
同 五年		三三、二五六	六八、〇七九	一〇、五〇〇	一、二六〇

澱粉産額

(其二)

年次種別	蘇		鐵		タビ		カカ		アロ	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
大正六年	二六、二五三	二〇九、七七六	二六、八八八	一〇、一〇一	一〇、七〇〇	一、八一九	二二、八五五	二、〇二六		
同七年	二二、八五五	二二六、八八八	二〇、〇六二	一三、二〇〇	一、〇一六	二、〇二六				
大正元年	一、二八六斤	九円	?	?	?	?	?	?	?	?
同二年	一八、八二四	五七	?	?	?	?	?	?	?	?
同三年	二二、八四〇	八〇九	?	?	?	?	?	?	?	?
同四年	三三、七〇六	一一七	?	?	?	?	?	?	?	?
同五年	一七、三三六	一、七三三	二二、一七〇	一、九五九	二八、九六	六三、二八七				
同六年	四三、二四〇	四、七五	三	二	二二、〇五	一、一七				

染料作物

同七年	一九、五九	九、二〇三	二六	四	一四、九〇一	二、〇九五
-----	-------	-------	----	---	--------	-------

本縣に於て染料に供せらるゝ植物は其種類多く大島紬竝に芭蕉布の染料たるシャリンバイ(俗名テカチ)、八重山上布の染料たる紅露及各種の染料に供せらるゝ福木・ヒル木・スヲウノキ・ホルトノキ等は山野に自生せり山藍一名琉球藍は本縣産染料中最も重要な地位を占むるものにして表土深く有機質に富める新墾地に適し春秋二期に收穫せらる坪當收量は生葉二十斤乃至四十斤を普通とす泥藍は藍葉を醗酵浸出せしめたるものにして琉球織物の特異の染料として珍重せらる泥藍の生葉に對する歩留は三十%内外なり山藍竝に泥藍の生産狀況は次表の如し

山藍竝に泥藍の産額

年次	種別		山		泥	
	作付段別	收穫高	價額	製造戸數	收穫高	價額
大正元年	二四六・七〇	三、六八六、九八〇斤	三三、三六八円	二二〇戸	一、〇〇八、五三三斤	三六、六四八円
同 二年	一九三・六〇	三、六三八、八五八	二三、四三三	一九一	五四〇、六〇〇	一八、〇六一
同 三年	一〇一・七五	一、九九七、四五〇	一四、九八〇	二〇九	五九二、三三三	二七、五九七
同 四年	一一〇・一一	二、四四七、一〇八	一八、三三三	二三三	五〇三、六四八	三六、四五二
同 五年	一一八・〇八	三、七八六、三三一	四五、四三三	二四七	四四八、六七五	二六、八九八
同 六年	六一・九三	一、九六八、〇九〇	二五、五八五	三〇〇	三二二、一四〇	一五、四八〇
同 七年	六七・〇二	二、八六四、九六〇	五一、八四三	二七三	二七、九三五	一一、九七八

養蠶

桑樹栽培

本縣蠶桑業の起源沿革は的確なる記録の徴すべきものなく由來審かならずと雖琉球國舊記によれば後水尾帝の御宇元和五年即ち今を去る三百九年前越前國坂元

宗味なる者久米島に渡來して養蠶の法を教へ夫より二十餘年を経て薩人酒匂氏友寄景友なる者再び同島に於て蠶桑の業を傳へたりとの記事あり藩政の當時貢布制度の施行せらるゝや其原料の需要を充たさむ爲栽桑を奨めたることあるか如し元來本縣の氣候風土は最も能く本業に適せるを以て置縣以來は朝貢の制廢止せられたるも久米島紬の原料其他自家用として尙養蠶を試むるもの多く明治四十三年度よりは縣に専門の技術員を置きて養蠶の指導奨勵を爲すと共に桑苗を養成し連年無償配付を行ひ之か改良増殖を奨勵せしか其成績漸次良好なるを以て大正九年度よりは從來の桑苗配付規程を廢し縣費補助金を交付して各郡區に桑苗の養成配付を行はしめ一層之か普及速成を圖ることとなれり然れとも從來は桑園として特に見るべきもの少なく其大部分は家宅の周圍等に植栽せる所にして品種は俗に島桑と稱し本縣在來種なり仕立方は主として高刈又は立木なるも稀れに中刈・根刈等あり之か栽培管理は殆ど自然に放任せられつゝあるも其成育比較的佳良にして周年落葉することなく培養宜しきを得は多大の收葉を擧ぐるを得へし今大正元年以來の郡區別桑園見積段別を表示せは左の如し

桑園見積別

年次	那覇	首里	島尻	中頭	國頭	宮古	八重山	計
大正元年	五町	一町五	一五町三	二三町四	九町七	二五町〇	一町八	八二町七
同二年	三町七	一町七	一五町八	二九町〇	一九町〇	一八町〇	一九	八九町一
同三年	三町八	一町八	一八町七	三八町一	一八町一	二四町六	二二町三	一〇六町九
同四年	四町〇	二町〇	一九町三	二九町七	二二町五	二四町六	二二町七	一一三町八
同五年	五町〇	二町八	二三町五	二九町八	二九町八	一五町二	二二町七	一一八町八
同六年	六町九	二町九	二六町一	二二町三	三三町四	一六町六	一五町六	一一八町〇
同七年	七町九	三町一	三一町二	二二町四	三三町七	一七町七	一七町七	一二三町七
同八年	一三町四	四町二	三五町二	二二町四	四七町〇	一九町二	二三町〇	一五三町四

家蠶飼育

本縣の地由來養蠶の業に適するに拘らす其進歩極めて遅々たるを以て明治三十一年より縣農事試験場に養蠶見習生を募集して技術の傳習をなし且つ毎年蠶種を製造して之が無償配付をなし明治四十三年以降は縣に専門技術員を置き又輕便なる殺

蛹乾繭器を作りて之を縣下樞要の地に配置して當業者に使用せしめ大正元年秋季より縣費を以て縣外より優良蠶種を購入して之か配付を爲し爾後毎年春秋二季に於て之か配付を繼續せり又最近に於ては縣内適當の地を選定して春秋二回短期講習を行ひ専ら養蠶製絲の實習及學理の大意を教授しつゝありて大正八年秋季迄に於て講習十五回修了生二百六十七名を出せり以上諸般の奨勵は著しく當業者の注意を喚起し加ふるに最近絲價の昂騰と相待て比年長足の進歩を見るに至れり其概況次表の如し

養蠶戸數及收繭高

年次	春		夏		秋		合	
	戸數	掃立數	戸數	掃立數	戸數	掃立數	戸數	掃立數
大正元年	八七戸	六二枚	三七戸	二七枚	一七八枚	一、一〇〇戸	八四九枚	三六石
同二年	一、二〇二	七九	二九五	一八七	一、四九七	一、四九七	九五六	二九一
同三年	一、七五三	一、三二八	一、三四一	四三七	三、〇九四	三、〇九四	一、七四五	四二七
同四年	一、七二七	一、五八三	一、四二七	六三三	三、一五四	三、一五四	二、一九五	四三二
同五年	一、九六三	一、六四四	一、七二四	八六三	八〇	三、六七七	二、五〇七	四四三
計								



大正六年	二、二七三	二、二九三	四、〇七	七二	六	三、一八〇	二、九六三	五、〇
同 七年	二、九二四	二、六七〇	五、八	一、三六八	八九九	九二	四、一八二	三、五五九
同 八年	三、四三八	二、八七〇	五、三	七九七	一、三六一	二八	四、三五	四、一八

耕地整理及開墾

耕地整理 既耕地の改良を企圖し之か利用を増進するは本縣の狀態に照し最も急務なるを認めたるを以て大正四年度以降縣費を以て専任技術員を置いて之か設計調査及工事監督の任に當らしめ又工事施行に際し其工費を補助する等之か獎勵に努めたるの結果大正五年度より國頭郡羽地村深田・濟井出、名護村宇茂佐の三箇所に於て工事の施行を見るに至れり

當時は工事費尙低廉なりしと整理前に比すれば著しき增收を擧げ其成績顯著なるを以て爾來整理施行を爲さむとするもの續出し今や其數二十、面積六百三十町歩に達したるのみならず將來益、發達の狀況を呈するに至れり其概況左の如し

工事完了のもの

地區名	所在地	目的	工費著手年月日	整理前面積	整理後面積	工事費
宇茂佐耕地整理組合	國頭郡名護村	排水灌漑	大正五年八月二十四日	三三町九〇〇	二五町六二九	六四、二五〇
志味屋原耕地整理組合	同郡同村	同	同八月二十七日	三〇、五二四	三一、四三六	一、〇〇七、三九一
屋部耕地整理組合	同郡同村	同	同八月二十日	一九、一六五	一九、五九七	九八、五三二
喜瀬耕地整理組合	同郡同村	同	同九月二十五日	一八、三七九	一八、四九七	六一、九三三
湯比原耕地整理組合	同郡同村	同	同八月二十五日	一五、三四三	一五、三四三	四四、一六七
名護耕地整理組合	同郡同村	同	同八月三日	二五、〇三八	二五、〇三八	八八、三七四
深田耕地整理組合	同郡同村	同	同六月五日	三三、七四八	三三、八六七	九〇、六一四

濟井出耕地 整理組合	羽頭郡 地村	排水灌漑	大正五年 七月二十八日	二〇・八五七	二一・五八二	二、五七八・九一四
奈佐田耕地 整理組合	同郡同村	同	同 七月二十日	三六・五八九	三七・六五八	五、三三一・〇九一
眞喜屋耕地 整理組合	同郡同村	同	同 一月十六日	四六・〇〇八	四六・〇〇八	二、三三五・八〇三
兼城耕地 整理組合	兼島尻那 城村	同	同 九月六日	三六・八二〇	三六・八二〇	四、三三三・一〇四

工事施行中のもの

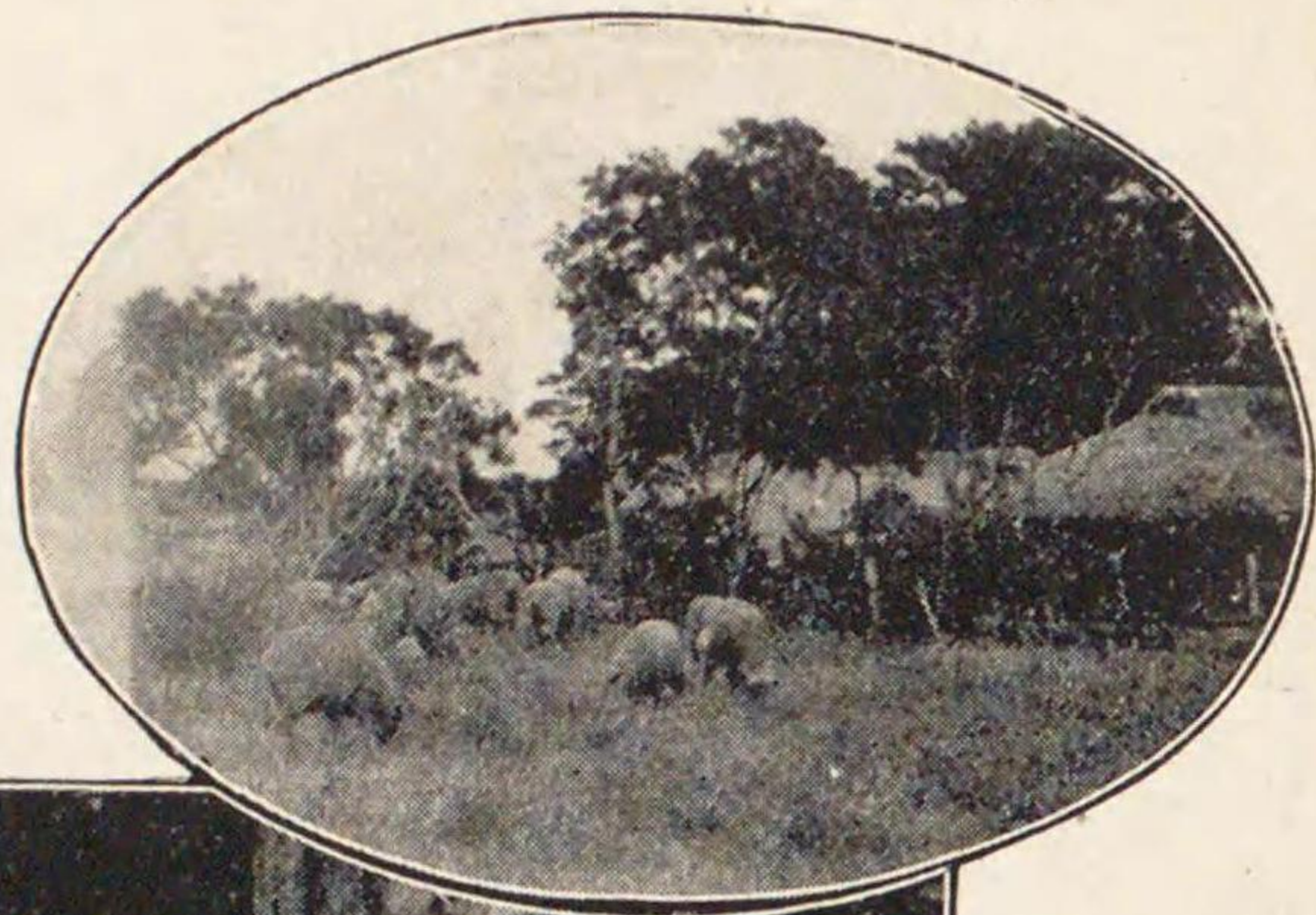
安和共同 施行地区	國頭郡名護村	排水灌漑	大正五年 十月十七日	一・六三〇	一、〇八六	三六、〇八六
比留木原 施行地区	同郡同村	同	同 十一月八日	三・一〇四	三・一〇四	一六九・四八九

開墾助成

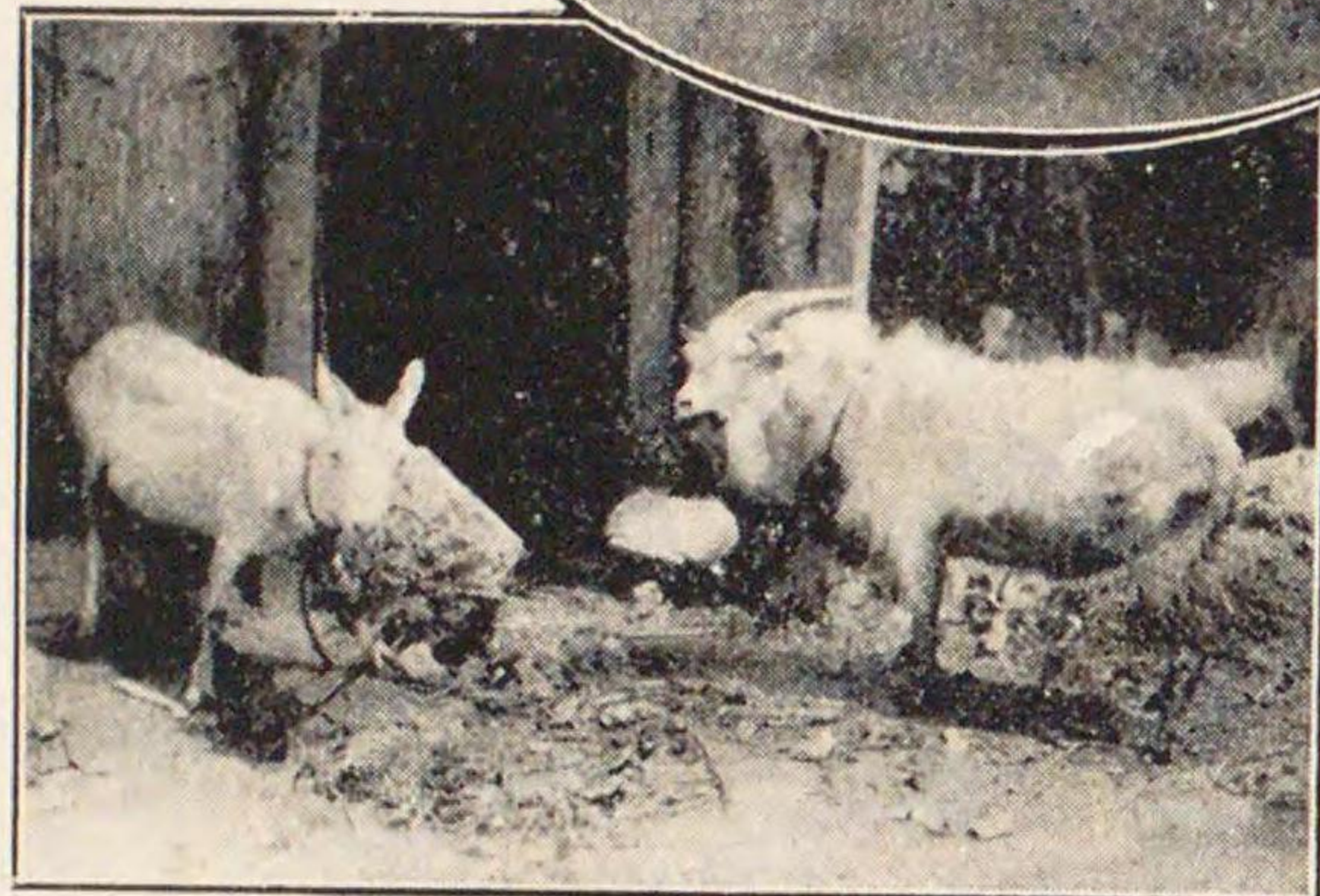
本縣は由來地積狹隘にして人口多く其密度は全國中比類多からず従て一農家の耕地配當面積僅かに七段歩餘に過ぎず殊に最近歐洲大戰の結果食糧品の自給自足は極めて急要なるを認められ耕地の擴張益其必要に迫りたるを以て大正二年之か開墾

大工原耕地整理 共同施行地区	同郡同村	同	同 九月十五日	七・四八五	六二・六一九
福地一人 施行地区	同郡同村	同	同 九月二十一日	一・八六九	三三・八〇五
大川耕地 整理組合	同郡羽地村	同	同 八月二十三日	一七・六二四	三三、三〇・九八七
今泊耕地 整理組合	同郡今歸仁村	同	同 十二月六日	二七・八六三	二、三三一・四九八
渡久地耕地 整理組合	同郡本部村	同	同 九月二十日	六一・九四四	一二、二二八・一三三
石川耕地 整理組合	中頭郡美里村	同	同 十二月二日	四五・九二〇	七、四一六・六五一

適地を調査せしに其面積二萬町歩の多きを得たり爾後政府に於ても開墾助成法を發布し之か實行を獎勵せられつゝあるを以て更に其適地を精査し大に之か獎勵を爲さむとするの方針なり而して大正八年度に於ける開墾助成は本部村渡久地に於て僅に十二町歩の申請ありしに過ぎすと雖耕地整理の施行と相待て著しく其發達を見るに至るへし



緬羊



山羊



豚



八重山牧場

畜産業

家畜

本縣に於ける畜産は其起源甚た古きか如きもの確なる記録の徴すへきもの少く漠として明瞭ならざるものあり而して現在其數最も多きは豚にして山羊・牛・馬等順次相亞け、大正七年末の現在調査に依れば豚は十萬七千百三頭山羊は八萬一千五百六十四頭に於て共に全國中第一位を占め牛は三萬四千九百八頭に於て第十四位馬は三萬四千二百三頭に於て第十八位に在り

由來本縣の地氣候温暖にして四時綠草に富み畜産好適の地たるに拘らす之か改良に關しては殆ど放任せられたるか如き状態なりしか輓近社會の進歩に伴ひ漸く其必要を認められ當路の獎勵と畜主の自覺と相待て漸く改善其緒に著くを得たり然れとも積年の習慣は容易に脱却し難きものありて前途尙遼遠の感なくんはあらず

牛 畜牛蕃殖改良の急は獨り識者の叫びに止まらず一般に於ても漸く之か必要を感知

するに至れり即ち其用途は肉・乳・力の三者にして各其用途に應ずる骨格其他特異の點を具備せしめざるへからず依て縣は豫め講究し主として山間部に在りては役肉用牛平坦部に在りては乳用牛の生産を勸むると共に在來牛の體格も之を或る程度迄増大し殊に貧弱なる後軀の改良に努め毛色を黒色に統一し力量の増加と早熟早肥の性を備へ使役後は可成的少額の費用を以て能く肥腹し肉用として最も利益あるもの即ち黒色改良和種の増加を圖り乳用としては主としてエアシャー種系を奨勵し大正二年農商務省より乳用種牝牛の貸下を受くる等漸次資質の改善を圖りつゝあり

**馬** 本縣産馬は島嶼種に屬し外國種の血胤なき純粹のものにして其體軀矮小、丈け四尺に上らず頭部は肥大にして軀幹短縮し食物及管理疎雑なるに拘らず比較的強力を有せり本種は遼漠たる上代より存在する所にして時に駿良を出したるは口碑に徴して粗ほ察するを得へし主なる産馬地は宮古郡にして島尻郡之に亞けり

馬匹の改良に關しては近時漸く機運熟し明治四十年馬政局より種牝馬の貸下を得て茲に改良の端緒を開きたり爾後縣に於ても種馬を購入し民間種牝馬の検査と相待て著々之か改良の實を舉げ今や優良種牝馬の數に於て甚たしき不足を感ずるに至れり然れども凡そ産馬の改良を期するに當りては在來馬匹の骨格資質に就き豫め深く講究し之か改良方針を定むるは畜産上の必要條件なるを以て縣は先づ小格輓馬型雜種馬に依りて本縣産馬の改良を企て他日牝馬の骨格改善せられたる時に於て純血洋種を輸入し漸を以て之か改良を完成せむとす

馬匹の去勢は産馬の改良馬匹使役等の上に極めて必要にして大正六年以降之を實施し漸次好成绩を舉げつゝあり今最近數年間に於ける馬匹去勢頭數を舉ぐれば次の如し

大正六年	三百三十四頭
同 七年	二百八十三頭
同 八年	二百九頭

**豚** 本縣に於ける養豚は其淵源する所極めて古く今之を審かにすること能はざるも諸種の記録を綜合すれば全く其事跡を釋ね得ざるにあらざるか如し即ち隨史の琉球傳に猪鶏多しとあり隨史の琉球は沖繩にあらす臺灣なりとの説なきにあらざるも若し沖繩

なりしならば本縣の豚は既に千三百餘年前より存在せりとせざるへからず又今を去る二百餘年前即ち尙敬王の二年に各郡をして鶏豚を飼養せしめしか久高島のみは豚を飼養せざるに依り扱理役を招き其故を問ひしに答へて曰く神の出現ありしとき豚舎外に出て糞を以て神の衣を汚す神大に怒り島民貧窘漸々衰微す依て之を養はずとあり其後天保十四年七月十四日尙温王の時英國の汽船北谷間切沖にて暗礁に觸れ難破せり時の藩廳修繕材料及飲食物其他日用品を給與し懇切至らざるなかりしかは其謝禮として翌弘化元年英國より特に使臣を派し牛牝牡各一頭、水牛牡一頭、緬羊一頭、豚牝二頭牡一頭を藩廳に寄贈せりと云ふ此豚は首里赤田村及鳥小堀村に飼養を委託し之を唐豚と稱し黑白斑の元祖なりしか或はパークシャー種にあらざりしかを思はしむ當時は畜産に關する思想幼稚なりし爲利用其宜きを失ひ漸次退化するに至れり然るに輓近パークシャー種を輸入し大に之か改良を獎勵せし結果は著しく雜種の増加を來し飼養の容易なると肉付多き等經濟上有利なる爲種豚の要求益、多きを加ふるの状態に在るを以て縣は縣立農事試驗場に於て種牡豚を育成配付し又大正九年度よりは補助金を交付して大に種

豚の設置を獎勵することとせり

**山羊** 山羊の起原は記録の徵すへきものなしと雖其由來する所古く支那より輸入したるものゝ如し現在頭數は八萬餘の多きに達せりと雖其體軀矮小にして平均三四十斤に過ぎず被毛は褐白斑或は黑白斑にして泌乳量極めて尠く漸く産兒を養ふに足るのみ飼養の目的は採肥及食用にして毎戸二三頭多きは五六十頭飼養する者あるも收益甚だ鮮きを以て漸次緬羊に代へしむるの要あり

**緬羊** 近時羊毛の暴騰に伴ひ之か飼養は最も有利なるに至れり然れとも本縣の風土能く之か飼育に適するや否や疑なき能はざるを以て大正六年下總御料牧場よりメリノール種四頭北海道月寒種畜牧場よりシユロツプシャー種四頭を購入し縣立農事試驗場に於て飼養せしか生産及發育状態頗る良好なるを以て漸次増殖を圖りて汎く民間に配布し大に之か蕃殖を圖らんとするの方針なり

**牧場** 牧場は八重山郡及宮古郡に在り周年放牧にして牝牡牛馬を混牧せり就中八重山郡の牧場は共同放牧にして牧番を置きて監視せしめ頭數の多少に關せず一定の費用を

負擔して其經費に充當し家畜は必要に應じ牧場より牽出して使役又は賣却せるも牡牛は明け三歳に至れば牧場より出し放牧せざるを常となす現在牧場面積及放牧頭数は左の如し

牧場及其家畜

種別	箇所數	牛數	馬數	畜主數	牧場段別	役夫
宮古郡	三	三	七四	一五	三三九	一
八重山郡	二〇	四、九六九	一、五六七	一、四三三	五、六〇五	九二

**乳汁及畜産製造品** 本縣に於ける乳牛は從來在來種のみ多く乳量僅少にして殆ど收支償はさるの状態に在りしか現今に至りては殆どエアシャー種若はホルスタイン種系雜種牛となれり然れとも飼養管理尙不十分にして搾乳量亦尠く殊に那覇首里を除く外未た之を以て專業と爲すもの少し

畜産物の製造は沖縄貯藏食品製造株式會社及製革場各一箇所ありて製肉としてはローストビーフ・大和煮・牛豚琉球煮・ラフタイポルク・鹽豚・豚脂等にして主として海軍用に供せられ其産額少からず

製革は牛皮を以て主なるものとす其産額は大正六年に於て三千六百枚大正七年四千五百枚を出し生皮鹽漬と爲し約千八百枚を東京大阪等に搬出せり豚血は之を以て漆器の下塗をなし又漁業用網の染料として使用せり

**屠畜** 屠畜の數は豚を主とし牛之に亞き馬は甚だ僅少なり現在屠場は十六箇所此内十二箇所は公設にして他は私設とす由來本縣は肉の需要多きも交通不便の地多きを以て屠場に於て屠殺するよりも寧ろ自家屠殺多く殊に陰曆正月に在りては殆ど毎戸豚を屠殺するの慣習あるも是等は多く自家に於て屠殺せり

**家畜統計** 最近數年間に於ける家畜並に畜産物の統計を擧ぐれば次の如し

牛及其輸出

年次	種別	現在數	生產	屠殺	斃死	輸出	輸入
同	大正二年	六三、九七	?	三、二九三	?		
同	大正元年	七、〇六	?	三、八二七	?		
同	二年	二七、三三	一、三七九	三〇	一〇一		一五
同	三年	二九、三〇	一、五四四	四一	一三		八〇
同	四年	三〇、九〇	一、六九二	五〇	一〇〇		七
同	五年	三三、九五	二、一〇八	四一	一九二		一九
同	六年	三四、二九	一、九〇四	二〇	一九四		二八
同	七年	三四、一〇	?	一九三	?		?

山羊及其輸出入

年次	種別	現在數	生產	屠殺	斃死	輸出	輸入
同	大正元年	三〇、八七三	二、八四二	三、九七二	一三	四九五	一
同	二年	二九、一八二	二、八九五	三、九三四	一八五	七二八	二四
同	三年	三三、〇三	三、二四一	三、七〇一	二二三	四〇五	四
同	四年	三三、八七七	三、五七三	四、五六四	二二六	九八一	二八
同	五年	三四、〇九	三、五九八	五、五七七	二四四	一、三七	二六
同	六年	三五、一九八	三、六三三	五、三二八	一七	八二	二六
同	七年	三五、五六	?	五、三二	?	一、八六二	?

馬及其輸出入

大正元年

三、六四七

一、四三七

三〇

二五三

|

一〇〇



年次 種別	搾汁 戶數	頭數	乳量
大正元年	108	337	六七〇〇〇石
同 二年	89	283	六九一〇九〇
同 三年	109	332	四六九〇〇〇
同 四年	118	334	九九六〇七〇
同 五年	116	343	一〇九四〇〇〇

乳牛及搾乳量

年次	現在數	生產	屠殺	斃死	輸出	輸入
同 四年	九、四六八	56、三四五	31、0六五	3、0八三		四八
同 五年	105、九五八	56、七九八	34、二二四	一、七八二		一八〇
同 六年	101、九八五	51、0九二	33、八八二	一、三九三		三〇
同 七年	107、103	?	36、二九七	?		?

年別 種別	現在數	生產	屠殺	斃死	輸出	輸入
大正元年	115、二二八	?	35、0六一	?		六二
同 二年	95、五七九	61、七五〇	32、八七九	?		115
同 三年	98、七〇〇	51、五二一	33、0三七	2、四六六		116

豚及其輸出入

年次	現在數	生產	屠殺	斃死	輸出	輸入
大正三年	六、五〇〇	24、九二八	2、四〇六	?		
同 四年	六、六六一	23、一七五	四、七三三	?		
同 五年	七六、二五三	24、四七六	六、二六二	?		
同 六年	七七、三九七	22、四七五	五、四〇二	1、四〇七		
同 七年	八一、五六四	26、二六七	五、二七七	1、二五〇		

家畜肉製品

種別	事項	生		價	
		大正六年	大正七年	大正六年	大正七年
牛	肉	八〇、五〇斤	一六七、四九斤	四、四六〇	一三三、一四二
	豚	二、九六〇	七五二	一、三五五	三四八
	鹽	六六六	二四三	一七三	八七
豚	脂	二〇、九七四	一〇、七九九	九、三九六	五、九六二
	肉				
同		一〇五	一一二	二九九	四、六五・三六〇
大正六年		一一二	三〇三		七三・四一五

家禽

本縣に於ける家禽の飼育は今尙甚だ幼稚にして單に副業的養鶏あるに過ぎず

鶏 鶏は從來農作物に害ありと爲し之か飼養羽数を制限し或は絶對に飼養せざる村落等あり殊に其多くは在來種にして産卵少く一箇年約六七十顆に過ぎざるものあり隨て縣内の産卵を以てしては其需要を充たすに足らず遠く之を鹿兒島縣より輸入しつゝありしか最近に於て卵價著しく昂騰し且つ比較的有利確實なるを認められたる爲漸く飼育増加の機運に向ひ優良種の輸入を見るに至れり大正元年以降の統計を示せば左の如し

家禽及其産卵

年次	種別	成		價		額	
		鶏	雛	鶏	雛	産卵	産卵
大正元年		一七六、三三三	九四、七六六	六、八八九円	一三、八七四円	九三、四八五	
同 二年		一七〇、八六三	一〇一、二三六	六六、九七四	一四、一七三	九〇、二八四	
同 三年		一六九、八三四	六〇、九六三	六〇、九六三	一〇、七五二	八一、三〇〇	
同 四年		一六四、七二三	一〇〇、二九五	六〇、五三三	一四、七三五	八一、二一〇	

大正五年	一七、九〇四	九、七六六	六、二七五、八六四	六三、一八三	一四、四六六	九四、三九
同 六年	一六四、〇七一	一〇七、二一九	五、二七、七八四	七〇、九四一	一六、七三九	九七、九八二
同 七年	一六七、二六〇	一一、二九九	五、四九二、九八八	?	?	?

畜産奨励

畜産の改良を圖らんと欲せは必ず先つ之を種畜の改善に待たざるへからず故に縣は毎  
 年種用家畜の検査を施行するの外明治四十年以降屢國有種牡牛馬の貸下を受け民間に  
 委託して種畜に供用しつゝありしか其の數僅少なるを以て縣に於ても亦種畜の購入貸  
 付を爲し大正九年度より更に種畜購入補助規定を設け優良なる種用牛・馬・豚及綿羊の購  
 入及牽付費に對し補助金を交付し以て種畜の設置を奨励することゝせり最近鳥尻郡に  
 在りては種付前牝馬の検査を施行し國頭郡に在りては牝豚の検査を行ひ合理的配合の  
 必要を唱導し尙ほ將來は牝畜品評會を開催し以て其の優劣を競はしめんと計畫しつゝ  
 あるを以て多年ならずして著しく之か改善を見るに至るへし又家畜をして其健康を維

持し圓滿なる發育を遂げしめんと欲せは須く其飼料に留意し可成廉價にして滋養多き  
 食物を擇はざるへからず然れとも本縣に於ては甘藷蔓及甘藷殘滓の外天然野草中に於  
 て未だ良質のもの多からざるを以て農事試験場に於て牧草の試作を爲し本縣に適應する  
 優良種を選定して汎く種子の配布を行はんとし之か研究中に在り尙同場の事業として  
 優良なる種豚・種綿羊を飼育し毎年數十頭の種畜を配布し且つ餘數を以て種付を行ひつ  
 つあり

以上の外畜産の奨励施設としては縣に専任技師を置きて専ら之か指導奨励の任に當ら  
 しめ又各地に畜産品評會を開催せしめ技術者を派遣して出品の審査を行ひ且つ優良家  
 畜に對し褒賞を授與しつゝあり此他中頭郡及國頭郡に在りては専任技術者を常置して  
 本業の奨励指導に従事せしめつゝあり

家畜疾病

本縣に於ける家畜の疾病は其種類甚た少く殊に交通運輸の便不自由なるを以て之か傳

播も亦比較的遲緩なり今其主なるもの、概況を擧ぐれば左の如し  
**獸疫** 本縣の獸疫は單に豚虎列刺のみにして未だ他に之を發見せず該疫侵入の徑路は不明なるも明治四十一年初發以來年々多少の發症を見さることなく養豚業の打撃多くなるのみならず農家經濟上甚大なる損害あるを以て極力之が豫防制遏に努めつゝありと雖豚舎不潔にして消毒十分に行はれ難きと既に全縣下に彌蔓し殊に畜主中には之を隠蔽する者あるを以て之か絶滅を期すること頗る至難なり然れども豫防血清注射を厲行しつゝあるを以て往年の如く多數の發病を見ることなし而して本病初發以來の狀況は左の如し

豚疫及其豫防

年次種別	疫豚數	豫防血清注射頭數	國費支出額	縣費支出額
明治四十一年	二〇、六六六	—	一七、八五三・七三〇 <sup>円</sup>	—
同 四十二年	二、九〇六	—	一七、六四〇・〇〇〇	一、三三〇・七〇〇 <sup>円</sup>

**畜牛結核** 畜牛結核病は検査施行以來輕症及疑症のものありしと雖未だ重症結核病牛は之を發見せず其狀況左表の如し

同 四十三年	一、八二五	—	九七・六五〇	五九〇・五〇〇
同 四十四年	九一五	—	三、八二四・〇六〇	五〇〇・二〇〇
大正元年	二八六	—	六七〇・〇〇〇	三九・九三〇
同 二年	七三〇	三、七六六	三、一四八・〇五〇	四〇六・六〇〇
同 三年	一六二	四、九八二	七六六・二七〇	三四・一八〇
同 四年	—	二、七〇九	二五〇・七〇〇	二八〇・四〇〇
同 五年	七	二、一三〇	二八一・九四〇	一六〇・一五〇
同 六年	三三	二二五	一九三・三〇〇	一八三・六〇〇
同 七年	二二四	二、三四五	三六四・四三〇	二二四・四五〇



### 水産業

### 漁撈

本縣は海岸線の延長長く三百十五里に達し殊に近海には黒潮の北上するもの小笠原環流の南下するものあり其他南海の特徴たる珊瑚礁各處に散在し所謂海盤を形成する等漁業地としては屈竟の位置を占む魚族は其種類多く就中鯉・鮪・文鯨魚・赤室鯨・トビイカ・玉介等は生産豊富にして將來に於ても有望なるものなり漁業の起原は最も古く數百年前既に相當の發達を遂げたる形跡ありと雖地勢南方に僻在し交通不便なりし爲其の進歩亦極めて遅々たりしか當路の指導と當業者の自奮とは最近二十年間に於て著しき進歩を來し大正七年の漁獲高に於て百五十七萬圓を見るに至れり

漁業戸數は本業三千九百十六戸副業三千八百五十四戸計七千七百七十戸其人口は本業九千八百十人副業七千七百九十五人計一萬七千六百五人漁船數は日本型補助機關附漁

漁村糸満



鯉節製場



鯉節検査



那覇魚市場

船七十一隻普通漁船四十八隻合計百十九隻にして琉球型漁船三千百八十五隻なり

**鯉** 鯉の漁獲高は一箇年九十二萬圓にして漁獲物中の首位を占め主として鯉節に製造す本業の起原は明治二十一年より明治三十年頃迄鹿兒島縣・宮崎縣の鯉漁船に依り其有望なるを認められ明治三十四年島尻郡座間味村に於て始めて經營せられしを以て嚆矢とす爾來漸次發達を遂げ漁船を増加し明治四十三年頃より漁船に發動機を据付くるに至りて益々好況を呈し大正四年頃より船體機關の改良に依り更に一層の効果を擧ぐるに至れり現在従業の漁船は補助機關附六十九隻普通漁船四十八隻計百十七隻なり本業は將來餌料供給の講究と漁場の擴張とに依り前途益々有望なり

**柔魚** 本縣に生産する主なる柔魚はトビイカ・シロイカ・アカイカ・コワイカ・コブシメ・セイイカの六種にして一箇年の漁獲高は二十四萬四千圓なり就中トビイカは其産額最も多く毎年六月より十一月までを漁期とし本島東方の浮原・津堅・久高諸島の沖合を主なる漁場とし久米島沖之に次ぎ國頭郡の北方沖合及八重山郡鳩間沖合亦好漁場なり専ら剝舟にて夜間釣獲し鰯に製造すコブシメ(マイカ)はトビイカに次ぐの生産を有し其分布亦

廣く五六月頃内灣又は近海の海藻に産卵し網及罾を以て漁獲す鮮魚として需要多く又煮乾と爲すシロイカ・コワイカ・セイイカの三種は共に其産額多からず

**文鱈魚**

本縣に産する文鱈魚はアカバネトビウチ・ヒラカマチャトビウチ・ワタバタトビウチ・マルトビウチ・ナガトビウチ・サカマトビウチ・ヲトビウチの七種とすワタバタトビウチは最も小形にして四月より六月迄を漁期とするを以て之を夏トビウチと稱し其他のトビウチは冬期間即ち十月頃より翌年三月頃に漁獲せらるゝを以て冬トビウチと稱す漁獲は冬トビウチ多く孰れも苧麻製の流刺網を使用せり漁獲高は十四萬九千圓にして専ら鮮魚として售賣せらる

**赤室鱈**

本魚は那覇にてはグルクン糸満にてはムレージと稱するも他府縣のハナムロと同一種類なり魚の種類は約三種あり産卵期は四五月頃にして漁業時期は十月より翌年六月頃迄なり本魚は本縣各島沿岸に饒産し漁法廻高網を用ひ本縣獨特の追込漁法を以てせり規模は大小種々あれとも普通漁舟十隻漁夫五十人内外にして其漁業方法最も發達せり一箇年漁獲高は約十三萬二千圓にして主として鮮食に供せらる

**鮪** 鮪にはアカシビ(キハダ)・ウシシビ(マダロ)・メンシビ(メバチ)及トンボ(ヒンナガ)の四種ありて其内アカシビ及メンシビ最も多し漁場は各海に涉ると雖現在知られたる主なる方面は津堅沖・久米島沖・國頭郡の東方沖合、宮古・八重山兩島の沖合なり漁期は周年に涉ると雖其盛漁期は七月より十一月迄とす本漁業は刳舟にてトビイカ釣と同時に營み一本釣を以て釣獲するを普通とするも近年漸く補助機關附漁船を用ひ延繩を以て經營せらるゝに至り成績良好なり漁獲高は尙三萬餘圓に過ぎさるも前途最も有望にして其漁獲したるものは油漬罐詰の原料となり又鮮魚として需要せられ小鮪は鮪節に製造せらる

**介類**

本縣に生産する介類は其種類甚だ多く介殻は殼質厚く色彩鮮麗なるを特徴とす今其主なるものゝ名稱を舉ぐれば蛤・淺蜷・シヤコ介(以上食用)、黒蝶介・琉球眞珠介・マベ介(以上眞珠採取)、玉介・高瀬介・廣瀬介・夜光介・萬年介・千年介・琉球螺・寶介(以上工藝裝飾用)等なり此等諸種の介類は近時其生産減少に傾き殊に夜光介は古來琉球藩王より貢納せられしものゝ一にして相當生産ありしも近來殆ど生産せず其他黒蝶介・高瀬介・廣瀬介も



亦著しく減少せり而して現下最も多くの生産を有するは玉介にして年産額十萬一千斤  
價額二萬七千圓に上れり介類は殆ど裸潜に依り營まれ其生産品は原形の儘阪神地方に  
移出せらる

製 造

水産製造は未だ十分なる發達を見るに至らずと雖前途望み多く殊に近年鰹節製造業の  
發達に伴ひ漸く活氣を呈するに至れり而して製品の主なるものは鰹節・鮪節・鰯・鱈・海  
參等にして現在總産額は百四十三萬四千圓なり  
鰹節 鰹節の産額は二十一萬四千貫にして價額百二十萬六千圓なり本縣の鰹は其肉成  
分に於て鹿児島・高知・静岡三縣のものと伯仲し共に全國中の優位に在り又脂肪は鮮肉百  
分中一・六二内外なるを以て鰹節の原料として最も適當し優良品の生産少からず唯從來  
製造所各地に散在し製品の統一せざるを遺憾とせしか近年縣より技術員を派遣して製  
造技術の統一及改善を圖ると共に補助金を交付し製造場設備の改良を獎勵せるを以て

漸次好成績を收めつゝあり製品の販賣先は東京、大阪を主とし名古屋、鹿児島等之に次  
けり

鰻 鰻の産額は八十三萬三千斤價額二十五萬二千圓なり之か製造原料はトビイカにし  
て形狀太く肉質亦厚くして一枚の重量百匁以上のものあり二番鰻の一種とす鰻の製造  
は從來一般に洗滌・乾燥等十分ならざりしか近年大に改良を加へ面目を一新するに至れ  
り殊に將來漁撈の改善に伴ひ大に生産を増加する見込あるのみならず藩政時代より直  
接に支那に輸出したる關係あり現今に於ても福州及南支那方面に販路を有するを以て  
前途頗る有望なる製品なり

鱈 鱈の産額は三千七百斤價額三萬五千圓とす本縣近海に生産する鱈は其種類甚  
た多く約十八種を算せり其内鱈製造に適するものはヲフバネ・ヲーナンジャ・ヲキサワ  
ラ・ナカー・イツチヨー・カシー・ヲナガ等なりヲフバネ(大羽)は其産額最も多く品質亦良好  
なりヲーナンジャ・ヲキサワラはヲフバネに次く生産を有するも鱈の品質遙かに劣れり  
ナカー・イツチヨー・カシー・ヲナガ等は品質良好なるも其生産多からず

鱧鰯の製造は従来肉付を多くする弊ありしか近年製造法の改良を奨励せし結果漸く面目を更めんとするに至れり

**海參** 海參は年産額一千斤價額四千圓に過ぎざるも種類は多く十餘種を算せり其内主要なるものを擧ぐればガズマル(梅花參)・チリメン(鳥鰾參)・ゾウリゲタ(靴參)・メイハヤ(廣條)・クロウシ・シロウシ(大岩參)・シビー(鳥元參)・サバア・ミバア・ヒアカ・ハネジイリコ・スナボヤ・クワア等ありチリメンイリコは無刺參中の最上品にして其味最も佳なるも近來其生産頗る減少せり  
現今多數に生産する種類はシビー・メイハヤ・スナボヤ・ハネジイリコ・ガズマル等にしてシロウシ・クロウシ・ゾウリゲタも亦相當の生産を有せり製造法は種類に依り多少の相違あるも孰れも脱腸煮熟したるものを焙乾するに外ならず従来脱腸の不完全なる爲砂礫を含むもの少からざりしか近年漸く改良を見るに至れり

### 水産養殖

水産養殖には未だ見るべきもの少し即ち淡水養殖に在りては池沼に粗笨的に鯉鰯の飼養を爲せるものありと雖未だ一般に普及するに至らず鹹水養殖にありては黒蝶介の養殖を爲すもの數箇所あり漸く盛況を呈せむとするに至りたるも最近の經營に係り未だ十分の成績を擧ぐるに至らず其他近海に養殖に適する海綿・海鼠の特種生産物ありて養殖業の前途は頗る多望なり

### 水産物統計 大正元年以降同七年に至る水産物統計左の如し

#### 漁獲物

種別	年次						
	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
鯉	一七、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	六七、〇〇〇円	九二、〇〇〇円
二番柔魚	八、〇〇〇	一一、〇〇〇	六、八、五〇〇	二一、〇〇〇	二七、〇〇〇	三三、〇〇〇	二四、〇〇〇
文鱈魚	一五、〇〇〇	一九、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇

烏賊 倍良 口火 目張 スノ 海鼠 白鯛 永良部 黑蝶 海人 鱈草 鯖

六三、一〇〇	四、一〇〇	六、〇〇〇	四、〇〇〇	一、八〇〇	六〇〇	四、五〇〇	一九〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、二〇〇	二、四〇〇	三、八〇〇
二八、一〇〇	二、八〇〇	五、七〇〇	五、一〇〇	二、九〇〇	八〇〇	五、六〇〇	一、六〇	一、三〇〇	一、三〇〇	二、一〇〇	三、六〇〇	三、四〇〇
一七、一〇〇	五、七〇〇	四、七〇〇	四、一〇〇	二、七〇〇	三、五〇〇	四、一〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、八〇〇	四、四〇〇	二、五〇〇
三、七〇	五、九〇〇	四、一〇〇	四、三〇〇	四、一〇〇	二、五〇〇	三、七〇〇	四、〇〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	一、八〇〇	三、四〇〇	三、五〇〇
四、六〇〇	五、九〇〇	四、一〇〇	四、七〇〇	一、九〇〇	六、四〇〇	三、三〇〇	七、〇〇〇	四、七〇〇	四、七〇〇	四、七〇〇	二、九〇〇	三、九〇〇
六、〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇、〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
七、五〇〇	九、八〇〇	五、七〇	六、四〇〇	二、八〇〇	一、六〇	三、五〇	三、七〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	九、九〇〇	五、九〇〇	五、八〇〇

赤室 蝶螺 鮪 鱈 高瀬 蛸 廣瀬 玉筋魚 一番柔魚 玉鱈 玉目鯛

三〇、〇〇〇	四、〇〇〇	三三、〇〇〇	七、八〇〇	一三、六〇〇	五、一〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇	一五、〇〇〇	四、六〇〇	七、七〇〇
一七六、一〇〇	一〇、一〇〇	二四、二〇〇	一三、三〇〇	三三、七〇〇	五、四〇〇	一〇、一〇〇	五、一〇〇	九〇〇	四、七〇〇	一〇、〇〇〇
一六、一〇〇〇	三三、〇〇〇	一五、三〇〇	九、〇〇〇	九、七〇〇	五、一〇〇	七、〇〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇	八、六〇〇	六、五〇〇
一八四、〇〇〇	二四、〇〇〇	一八、一〇〇	七、二〇〇	一一、五〇〇	六、六〇〇	七、二〇〇	六、六〇〇	六、六〇〇	一三、〇〇〇	六、三〇〇
三三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	八、一〇〇	一五、五〇〇	六、七〇〇	四、五〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一〇、〇〇〇	七、六〇〇
三二〇、〇〇	三、六〇〇	二五、〇〇〇	三、四〇〇	一七、〇〇〇	六、七〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇
三三三、〇〇〇	二七、〇〇〇	三三、〇〇〇	二、四〇〇	三、四〇〇	三、六〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
三三三、〇〇〇	二七、〇〇〇	三三、〇〇〇	二、四〇〇	三、四〇〇	三、六〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇

計	其	夜	黄	阿	秋	鱈	鯿	鱈	大	鱈
	計	光		乞	太				目	
	他	介	鯛	魚	郎				魚	
九六一、〇〇〇	壹、二七七	三三	四〇〇	三、〇〇〇	一、二二〇	一、四〇〇	一、八〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	二〇〇
九三三、〇〇〇	一五、六三三	四〇〇	六〇〇	一、六〇〇	九〇〇	一、四〇〇	一、八〇〇	四、六〇〇	一、一〇〇	五〇〇
七一四、〇〇〇	一四、九〇〇	三、八〇〇	六〇〇	二、八〇〇	一、三〇〇	七〇〇	一、八〇〇	七〇〇	八〇〇	四〇〇
一、〇九七、〇〇〇	一三、七〇〇	九〇〇	四〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	五〇〇	一、六〇〇	七〇〇	一、二〇〇	九〇〇
一、一〇〇、〇〇〇	九、六〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	六、六〇〇	一、八〇〇	八〇〇	一、九〇〇	六〇〇	八、二〇〇	九〇〇
一、四三九、七〇〇	三、九〇〇	九〇	九〇〇	一、三〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
一、七三五、八七〇	九、七〇〇	五八〇	九九〇	一、七〇〇	二、二〇〇	一、四〇〇	三、五〇〇	二、二〇〇	三、五〇〇	二、〇〇〇

水産製造物

水産奨励

水産業に就ては夙に奨励を怠らざりしも特に経費を投して之か奨励を爲せしは縣制實

同	同	同	同	同	同	大	年
七	六	五	四	三	二	正	次
年	年	年	年	年	年	元	種
						年	別
一、二〇六、〇〇〇	九六六、〇〇〇	五六八、〇〇〇	五八五、〇〇〇	二四三、〇〇〇	三八一、〇〇〇	二五九、〇〇〇	節
四三、二〇〇	三五、二〇〇	一〇、七〇〇	一一、〇〇〇	五、二〇〇	四、七〇〇	三三、〇〇〇	節
二五三、九〇〇	二二五、八〇〇	二一〇、二〇〇	九〇、九〇〇	三九、五〇〇	六三、七〇〇	七六、七〇〇	錫
三五、〇〇〇	一二、五〇〇	一〇、五〇〇	六、六〇〇	五、九〇〇	三七、一〇〇	三七、一〇〇	鱈
一、一〇〇	八六〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	一、一〇〇	四〇〇	鹽
四、三八〇	五、九〇〇	五、六〇〇	六、六〇〇	二、〇〇〇	二、七〇〇	九〇〇	乾
三、四〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、九〇〇	一〇三、五〇〇	四、六〇〇	一〇、〇〇〇	鱈
一、五五六、〇〇〇	一、二五九、〇〇〇	八八九、〇〇〇	七三〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四四五、〇〇〇	三九八、一〇〇	海
							參
							其
							他
							計

施以降なり即ち明治四十三年縣費を以て之か指導獎勵に當るべき水産技師を置きたるを初めとし毎年漁撈手製造手を派遣し其他諸般の施設を爲す等年々經費を増加して之か發達を獎勵せしに漸次良好の成績を挙げつゝあり而して大正九年度に於て新に水産試験調査費一萬五千餘圓調査船建造費一萬三千圓其他漁港調査費を設け既設費目を併せて經費四萬一千餘圓を計上し益之か獎勵を加ふることゝなれり

漁業獎勵

漁業の獎勵は縣に於て直接施行するものゝ外農商務省の方針に従ひ遠洋漁

船の改良を獎勵或は低利資金融通の途を講ずる等之か實行に努めたるの結果漸次其成績を認むるに至れり之か獎勵の主なる事項を擧ぐれば次の如し

- (一) 遠洋漁船の改良 農商務省の方針に基き之か改良を獎勵せしか其結果大に當業者の注意を喚起し遠洋漁船獎勵金の下付を受けたる者明治四十年に於て二隻同四十一年度に於て一隻大正五年度に於て八隻同六年度に於て三隻同八年度に於て六隻を出し向後益増加の傾向ありて遠洋出漁の一大進歩を見んとするに至れり
- (二) 漁撈手の派遣 明治四十三年鯉釣傳習の目的を以て漁期間縣外より漁撈手八名を

雇入れ之を漁業地に派遣したるを嚆矢とし爾來毎年之を襲踏し大正三年には更に鱧釣漁撈手、鮪釣漁撈手、柔魚釣漁撈手を置きしか柔魚釣漁撈手は同年限り之を廢止せしも其他は皆之を繼續せり其人員は現在鯉釣漁撈手七名鮪釣漁撈手鱧釣漁撈手各一名にして其成績は鯉釣に在りては年と共に益其技能を上達し漁獲の上に甚大の効果を及ぼせり鮪釣に在りては從來専用の漁船なかりしか大正八年より二隻の專業船を出し其漁場は沖繩本島の東に在りては津堅沖合西に在りては久米島の東南に好漁場あるを知るに至れり又鱧釣は漁船の爲未だ十分なる成績を見ざるも之と併せて鱧鱈の製造を指導せし結果其技術に於て著しき進歩を見るに至れり

(三) 鯉餌取の改善

鯉の餌料は從來主として玉筋魚、赤室鱈、大目魚を使用せるも一般に潤澤ならず漁船の増加と共に益供給困難に陥るの状況あるに依り此か救済を目的とし

明治四十三年以降二箇年間棒受網漁業の試験を水産學校實習船に依託し大正元年より同二年に互り小臺網を用ひて餌料捕獲の試験を爲すと共に網活洲を用ひて餌料蓄養の試験を縣に於て實行せり而して大正八年度よりは補助金を設けて餌取網改良を獎勵し

つゝあり。本縣下に於ける水産物の製造場は其設備概して不完全なるを以て痛切に之が改良の必要を認めたり然れども鰹及鱧鱒は其製造簡單に行はるゝと又數量の少きを以て縣の施設としては専ら鯉節製造場の改良に努めつゝあり

(一) 鯉節の製造場 其數百數十箇所の多きに達せりと雖何れも漁業者の兼營に係るを以て資金の關係及從來の因襲等に依り其規模概して狭小なるのみならず器具・器械等殆ど整備せるもの少し従つて作業不便にして製品の品質に多大の影響を及ぼすのみならず一朝豐漁に會せんか忽ち之か處理に困難を極むるの狀況なるを以て大正五年度より毎年縣費補助金一千五百圓を支出して製造設備の改善を獎勵し尙其徹底を期せむ爲技術者を派遣して之を指導監督せしめ又製造手を派して設備の利用を傳習せしめつゝあり其結果之が改良を爲せるもの島尻郡に五箇所國頭郡に三箇所宮古郡・八重山郡に各一箇所現在計畫中に係るもの數箇所あり殊に其成績一般に良好なるを以て將來著しく其面目を新むるに至るへし

(二) 製造手の派遣 鯉節の製造技術改善の必要を認めたるを以て明治四十三年以來製造手を置きて漁期間當業者の製造場に派遣し技術上の指導傳習を爲さしめたり製造手は從來高知縣より雇入れたるも近年縣内に於ける老練者より之を採用せるも其成績は製造の統一品質の改良に効果少からず成績最も良好なり

各種獎勵 水産に關する獎勵は以上の外尙諸種の講習會、講習會、品評會等を開催して之が獎勵を爲しつゝあり就中講習會の主なるものを擧ぐれば左の如し

(一) 漁業組合事務講習會 大正七年度及同八年度に於て之を開催せり而して其目的とする所は漁業組合の理事又は監事に漁業組合に關する法規事務の整理及事業執行に關する實際的智識を普及徹底せしむるにありて毎回五日間を以て會期とせしか其成績概して良好なるを以て將來尙繼續して開催するの豫定なり

(二) 漁撈員講習會 鯉漁業の發達に伴ひ漁場漸く遠洋に擴張せらるゝも其漁撈員に至りては一般に航海術運用術に關する智識に乏しくして漁船の操縦に不便多く又漁船體の漸次増大するに伴ひ運轉士養成の必要あり故に短期長期の二種に分ちて時々講習會

を開催する方針にして大正八年度に於ては日數五日間を以て漁撈員を會し主として海圖及羅針儀の使用法衝突豫防法及運用術の概要を講習し大正九年度に於ては漁船丙種運轉士講習會を開催せんとす

(三) 發動機機關士講習會 本講習會は從來沖繩縣水産組合に補助金を交付して開催せしめしか大正六年度より縣に於て開催することとし同年度及大正八年度の二回に之を開催せり講師は第一回は大日本水産會第二回は農商務省より招聘し講習員は一箇年以上發動機船に乗組み機關の取扱を爲したる者にして第一回は三十日第二回は三週間を以て發動機の構成及取扱法を講習せり而して其成績は何れも良好にして第一回は修了生四十一名第二回は三十九名を出し既に海技免狀を受けし者二十六名を出したり

(四) 船匠講習會 遠洋漁船の増加に伴ひ船體建造の改善を要すること切なるを以て大正五年度及同七年度に於て船匠講習會を開催せり講師は第一回にありては農商務省より第二回に在りては大日本水産會より招聘し共に船體の構造及船圖の調製に關する實際的智識を修得せしめ其人員は第一回に於て十三名第二回に於て十名を出したり而し

て之が成績は頗る良好にして遠洋漁船建造上多大の効果を現したり

(五) 漁民講習會 大正七年より實行し一日乃至二日間水産に關する通俗的話體を選択して之か智識の開發に努めたり而して大正七年度に於ては國頭郡に於て三回中頭郡に於て一回大正八年度に於ては國頭郡に一回之を開催せり本講習は漁村の改良上極めて必要なるを以て今後尙繼續して之が開催を爲さむとす

### 漁村の改良

漁村の改良は漁業組合を中心として之を實行せしむる方針なるも未だ施設の見るべきもの少く隨つて充分の成績を挙げたるもの少し然りと雖近來當局の獎勵と漁業者の自覺とに依り漸次改良の端緒を開くに至りたるは喜ふへし左に其主なる事例を掲ぐ

(一) 貯金の奨励 漁民に貯金の觀念乏しきは一般の通弊なり依て沖繩縣漁業組合聯合會は設立當初より貯蓄心の養成に力を用る其規約に輕節賣却の都度若干の貯蓄を爲さしむべく規定し其拂戻は同會の承認を得て漁船建造製造場の建築其他多額の資金を要す

る場合に於て之を爲すこととせしか當初は之を嫌忌したるも漸次之か必要を感知し現今に於ては自ら進んで之を爲すに至れり今大正九年一月現在の状況を調査するに貯金實行の漁船十四隻に過ぎざるも其貯金額一萬一千四十三圓にして一隻當り貯金額は最高二千六百八十八圓最低二十四圓平均七百八十八圓となり其成績概して良好なるを以て之に倣ひ漸次計畫を爲すもの多きに至れり

#### (二) 資金の融通

本縣漁民の多くは高利の資金に依り事業を經營せるを以て鰹漁業の如き一面多額の収入あるも其利益の大部分は債權者の收入に歸し經營困難に陥りたるもの實に少からず故に當局に於ては極力之か救済に努力し先づ低利資金を融通して舊債の償還又は新事業企畫を獎勵せしか其結果頗る良好にして漁業の發達上意外の効果を奏しつゝあり而して大正元年より大正八年に至る八箇年間に供給せる低利資金は實に十三萬七千五百四十圓農工銀行資金九千七百圓ありて其償還成績亦良好なり

#### (三) 共同販賣

漁獲物及水産製造物等の共同販賣は之を實行するもの今尙僅少の數に過ぎず就中沖繩縣水産組合の鰹節共同販賣は其成績良好なるも他は創始以來日淺く未だ

充分の成績を見るに至らざるも經過は一般に順調にして將來最も有望なりとす

#### (四) 共同購買

需要品の共同購買を計畫するもの其數漸く多きを加へつゝありと雖徹底的に之か企畫を爲せるは沖繩縣漁業組合聯合會の石油購買事業なりとす同會は大正五年設立以來之か經營を爲せしも當初二箇年は其成績良好ならざりしを以て中途其方針を改め大正七年より寶田石油株式會社と契約して直接之を購入し組合員の鰹漁船に供給せしか當に其品質良好なるのみならず配給宜しきを得價格亦低廉にして成績良好なり而して最近一箇年の取扱高は七千三百箱價額七萬三千圓に上れり

#### (五) 組合基金

漁業組合は漁村改良の中樞なりと雖從來基金の積立少く經費亦豊かなら

ず殊に組合員は共同心に乏しく其基礎一般に鞏固ならざるを憾みとせり依て組合基金の増殖を圖るを要義とし之か獎勵を爲せしに其成績漸く良好となれり就中宮古郡平良村字池前漁業組合の如きは準備積立金を合せ三千七百圓に達し其他同郡伊良部村、島尻郡座間味村・渡嘉敷村奥武等の各漁業組合に於ても亦相當の積立を爲すに至れり而して大正七年末に於ける縣下各組合の積立金は七千二百二十九圓にして年々増加の傾向に



在り

(六) 漁民生活の改善 從來漁民の生活状態は頗る低きものなりしか近年事業の發展と魚價の昂騰とに依り一般に其程度向上し衣食住共に農民等に比し毫も遜色なきのみならず座間味村・渡嘉敷村・池間島等に至りては家屋の建築整備し其他日常の生活等大に改善せられ到底農村等の比にあらざるに至れり

(七) 衛生状態の改善 漁民は一般に衛生思想に乏しくトラホーム・花柳病其他傳染病患者多く公衆衛生等に對しても多くは無頓着なるを常とす本縣に於ても未だ二三の漁村に於て多少此惡風の遺れるもの無きにあらずと雖近來當局の注意と獎勵とに依り衛生的思想發達し著しき改善の跡を認むるに至れり

(八) 子弟の教育 漁民には概して嚮學心少く不就學兒童の多きを普通とす即ち本縣下に於ても十數年以前は此傾向ありしも近年に至りて大に此弊を一掃せり今大正八年に於ける縣下漁業者多き十六町村に就き就學兒童歩合を調査するに百分中八八・〇九を最低とし九二・九一之に亞き其他は九四・六五より九九・七七なり以て其一般を推知するに足る

へし

(九) 壯丁の状況 漁村の保健状態は概して優良なり殊に近年青年會又は在郷軍人會の活動に依り益々向上の傾向を呈せり之を大正八年に於ける徴兵検査成績表彰の實際に徴するに一等座間味村二等伊良部村三等渡嘉敷村にして何れも縣下に於ける漁村なり

(一〇) 納税の成績 漁村に於ける納税は各漁船團體に於て取纏め納付せるを以て一般に良好なり殊に座間味村・渡嘉敷村・渡名喜村等は納期内皆納を以て屢々表彰せられたり

(一一) 漁民の訓育 漁業又は製造に關する智識技能に就ては從來各種の講習會を開催して之か發達に努めつゝあるも漁民に對する常識の發達道德的觀念の養成慰安修養の機關又は方法に就ての施設は全く等閑に附せる觀なきにあらず而して以上の施設に就ては今後尙大に獎勵を加へんとす

林業

# 林業

## 國有林野

國有林野は往時藩有當時に於ては之を柚山と稱し縣下各郡に互りて廣大なる面積を有したる所にして當時林産物の供給は殆ど之を柚山に仰きたるなり

由來本縣は渺茫たる海洋中に散在せる島嶼より成り交通運輸の便頗る不自由なるを以て林産物の如き遠く之を縣外に仰くこと甚た困難なるのみならず暴風旱魃等の災害頻りに臻り國土保安上亦必要尠からざるを以て古來林政に就ては爲政者の深く留意せし所なりしか爾來幾多の變遷を経て甚しき荒廢を來し國有面積の如きも亦爲に著しき減少を見るに至れり

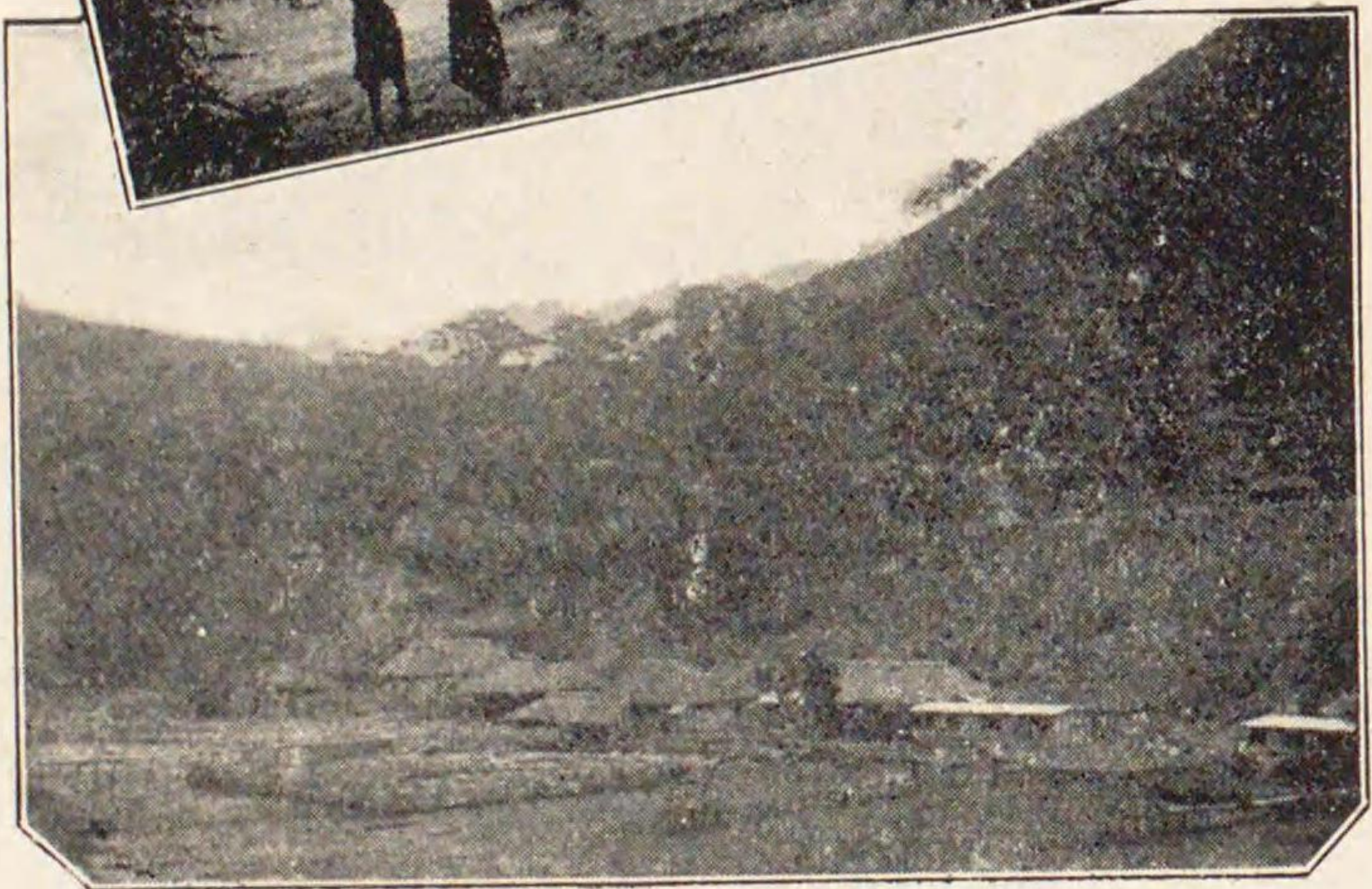
**沿革** 往古人口稀少なりし時代に在りては森林饒多にして伐採に制限を設くる必要無かりしか如きも人口の増殖に伴ひ木材の需要亦自ら増加せるを以て伐採の制限立木の保護其他造林手入等取締を要するものあり藩政時代既に山奉行所を特設して林政を掌



琉球松の林相



邊土名防風林

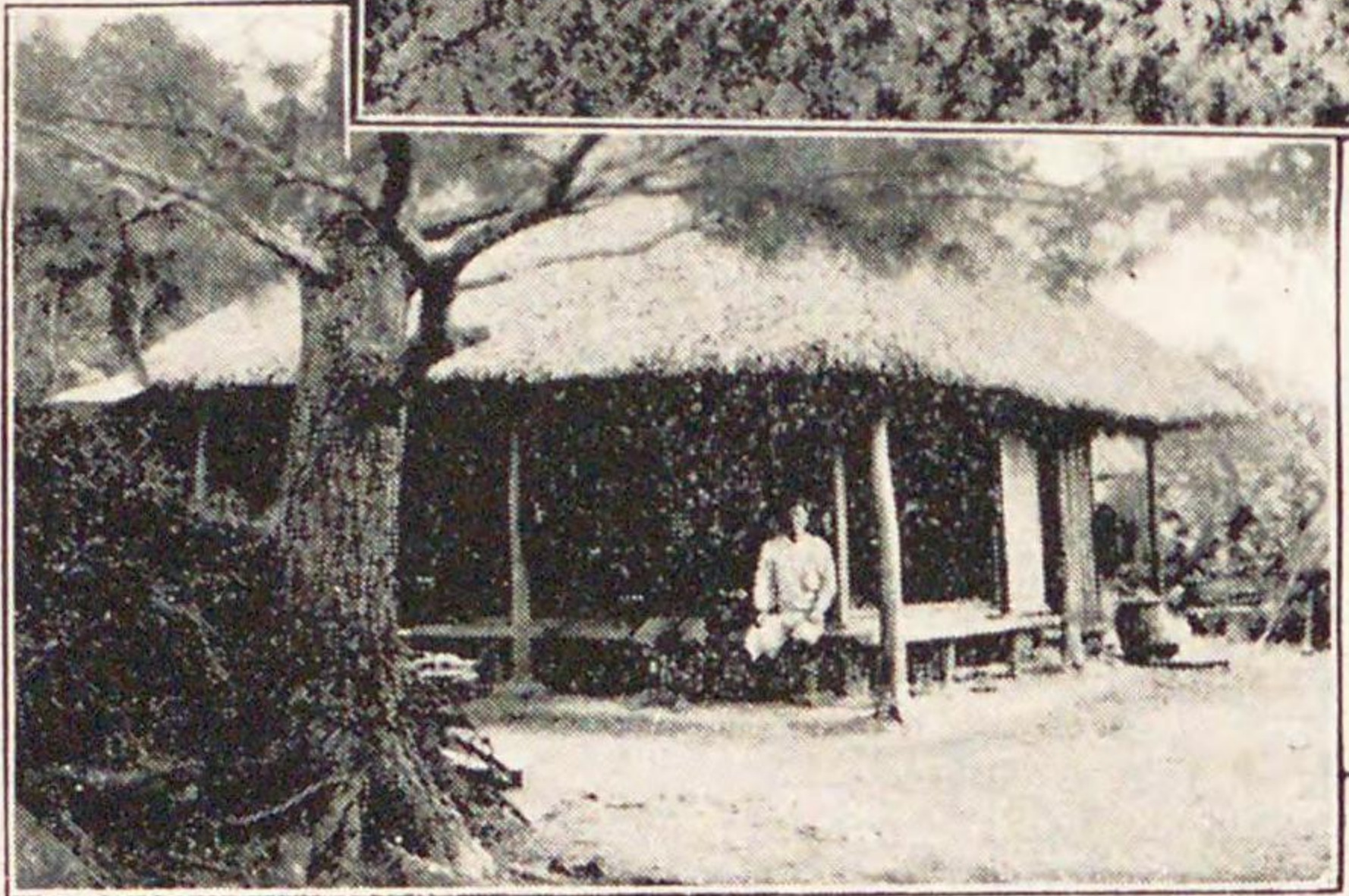


八重山西表炭坑



造林地拵

松播種造林



明治山造林事務所

名護縣有苗圃



握し森林の保護監督を怠らざりし爲其成績亦見るべきもの尠からざりしなり  
然るに明治十二年廢藩置縣に際し林政も亦動搖を來したるにより同十七年更に藩政當  
時の制度を復活して極力之か保護取締を厲行し毎年の造林計畫を立て、之か實行に努  
力せしも容易に之か實效を見るに至らず加ふるに從來船舶用材又は藩廳用として使用  
せし一定の樹種を除くの外之か採取を地元住民に許したる柚山か明治三十二年法律第五  
十九號沖繩縣土地整理法の發布に依り之を官有と爲すの規定を設けられたるの結果濫  
伐の弊を生し之か荒廢を顧みざるの状態に陥りたり茲に於て縣は國有として存置の必  
要ある部分を除き他は皆拂下を爲すの方案を定め明治三十七年農商務、内務、大藏の三  
大臣に申請し同年十月農商務大臣の許可を得たり越えて三十九年七月勅令を發布せら  
れ本縣國有林野中國土保安並に國有として存置の必要あるものを除き他は隨意契約に  
依りて緣故者に拂下け立木は保護造林を爲したる間切島村に讓與することゝなれり而  
して之か整理に従事すべき職員は明治三十九年より技師一人技手二人を置き同四十年  
に至り更に技手二人の増置ありしを以て縣は柚山の調査に著手し九萬四千四百町歩の

國有林野中國頭郡羽地、久志、國頭の三村に於ける一萬二千六百五十餘町歩、八重山郡西表島に於ける二萬三千七百五十餘町歩を存して他の五萬餘町歩は之を不要存置として林野所在の村に拂下を爲したり明治四十一年七月本縣に國有林野法施行せられ本縣國有林野は鹿兒島大林區署の管轄に編入せられたるを以て縣は該國有林野及島尻郡大東島、八重山郡尖閣列島其他海岸又は民地に介在せる林野にして土地整理の際國有に編入せられたるもの全部を大林區署に引繼ぎ同署は那覇に小林區署、國頭郡に三箇所八重山郡に二箇所の保護區を設け其事務を管掌することゝなれり

**面積及産物** 國有林野は其面積三萬七千八百十餘町歩を占め首里區及宮古郡を除きて縣下各郡區に點在せり就中國頭郡に於ける一萬二千七百二十三町歩、八重山郡に於ける二萬三千七百五十七町歩を除くの外は概ね海岸又は民有地の間に介在し土地瘠薄にして不毛の地多し加ふるに圃地として存在せるものなく林業經營に適する所少し又國頭郡に於ける國有林野中四千五百三十七町歩は植林の爲明治四十二年より八十箇年間本縣に無料貸付せられたるを以て將來國有林野として經營すへき面積は國頭、八重山の兩郡

を通し三萬千九百四十三町歩あるに過ぎず林況は國頭郡に在りては殆ど濶葉樹林にして椎樹多數を占め其他伊集・イス・檜・モッコク等の貴重樹あるも由來一定の計畫に依り施業したるものにあらざるを以て林相良好ならず八重山郡西表島國有林野は交通不便の爲未利用林多く林相國頭郡に比し極めて良好なり樹種は國頭郡と殆ど同様にして從來楨・琉球紫檀・黒檀等の貴重樹種を多數産出したるも近來伐採の結果此等貴重樹種も減少せるか如し國有林野の施業方法は現に調査中に屬し造林面積の如き僅々百七十餘町歩に過ぎざるを以て之か斫伐の如きも鑛業用材、薪炭材、建築材等已を得ざるものゝ外は伐採せざるを以て林産物として産出するもの極めて少く最近一箇年の平均拂下數量は國頭、八重山兩郡を通し三萬一千石に過ぎざるなり尙各郡區に存置せる國有林野の面積を舉ぐれば左の如し

國有林野面積

郡區種別	總面積	縣へ貸付地		存置林	拂下豫定地	譯計
		町	計			
那覇區	町 一			町 一	町 一	町 一
島尻郡	五七・四				五七・四	五七・四
中頭郡	二五・一				二五・一	二五・一
國頭郡	二二、八九〇・九	四、五六・六	八、一八五・八	一六八・五	二、八九〇・九	二、八九〇・九
八重山郡	二四、三八〇・九		三三、七五七・二	六三・七	二四、三八〇・九	二四、三八〇・九
計	三七、八四・四	四、五六・六	三三、九四三・〇	一、三三四・八	三七、八四・四	三七、八四・四

公有林野

公有林野は面積六萬六千七百餘町步(縣有林を除く)にして縣下森林面積の五割を占め比較的廣大なり其大部分は柚山處分の際國有林野の拂下を受けたるものにして其立木は無償にて地元村に讓與せられしものとす柚山は別項述ふる如く藩政時代に在りては相

當保護取締の方法を講せられたるも置縣後漸く濫伐の弊を生し明治三十二年沖繩縣土地整理法發布せられ柚山官有の規定を見るに及びて更に濫伐の弊を増長し將來救ふべからざる窮況に陥るべきを慮りたるを以て同三十九年遂に柚山處分を執行せし所以にして之か拂下を受けたる際は已に八重山郡及一部の林野を除くの外は著しく荒廢に歸せしなり試みに大正七年に於ける林産物の移入を調査するに其高四十二萬八千餘圓に上れるも同年に於ける公有林野の伐採額は用材薪炭材竹材を合し僅に十二萬五千三百餘圓に過ぎず林業の經營亦急要なりと謂ふべし

**沿革** 本縣に於ける林政は往時より爲政者の深く注意を怠らざりし所にして其概要は別項既に述べたるか如し而して元文三年に至りては柚山の境界査定測量を開始し星霜を閱すること數年爰に柚山の地盤確定せられ又部落に接近し柚山として存置の必要なものは之を測定し區域を定めて村又は字に使用せしめたり(明治四十一年沖繩縣島嶼町村制施行前に在りては村を間切字を村と稱せり)而して使用者は造林を行ふの外飢饉用として蘇鐵を植栽し又開墾に適當なる箇所は之を開墾して甘藷其他の作物を植栽し

食糧の補充を圖れり俗に之を喰實山野と稱し適宜に使用したり沖繩縣土地整理法の發布に依り此等の林野は現に使用權を有する村又は字の所有に移されたるか其面積は一萬餘町歩にして即ち杣山處分前の村有又は字有林野なりとす此他五萬餘町歩の廣大なる公有林野は杣山處分に依り國有林野の拂下を受けたるものにして古來森林として經營せられたるものに係るも杣山處分前に於ける前記村有又は字有の公有林野は殆ど森林として管理せられたるものにあらざるか故に本縣公有林野は杣山處分に依り獲得せられたりと云ふも敢て過言にあらざるへし元來杣山の經營は保護政策に重きを置き伐採利用に付ては極めて消極的に傾きたり即ち當時杣山の造林は小規模にして伐採に在りても今日の如く輪伐期を定め合理的に實行したるものにあらず隨て地元住民は林木の老幼林地の如何を問はず所要の樹木を適宜伐採せし狀況なるを以て之か荒廢は合理的經營法の確立せざりしに職由したること疑を容れざるなり茲に於て縣は明治四十年縣令を以て公有林野經營規則を發布し村有林野は施業案を編成して知事の認可を受けしむることとし次て翌四十一年七月林野監守規程を發布し林野の區域狹少なるか又は

特別の事情に依り知事の許可を得たる時若は町村組合を設け林野監守を置きたる場合の外は林野を所有する町村に林野監守を置かしめ以て造林、利用、保護及取締等林業に關する事務を管掌せしめたり此他林野の施業計畫に付ては縣より技術員を特派して當該村を援助し施業案の調査を遂げしめ爾來約一箇年半の歳月を経て縣下各郡に於ける主要なる公有林野四萬五千町歩の施業計畫案の調査を完了し林業の基礎的作業方法を確立することを得たり明治四十二年度以降五箇年間同計畫案に依り伐木及造林を施行せしむることとし造林に在りては明治四十三年公有林野造林補助規則を設けて補助金を交付し翌四十四年に至り樹苗種實配付規程を發布して樹苗種實の無償配付を爲し極力造林の奨勵に努めたる結果各村共に相當造林を施行せしも伐木に在りては古來の因襲ありて豫期の成績を擧ぐることに至難を感しつゝあり

明治四十四年勅令を以て本縣に森林法施行せられ公有林野の施業監督は同法に依りて取扱ふこととなり且つ公有林野經營規則に依り作製したる施業計畫案の實施期間も既に経過したるを以て同法に依り更に施業要領を作製せしむる必要を認め大正五年縣に

調査員二人を置き町村を指導して同要領を作製せしむることとなり現に調査中に屬せり  
**面積及現況** 公有林野の面積は區町村有五萬五千五百七十七町九段歩、部落有一萬千二  
 百一町七段歩、計六萬六千七百七十九町六段歩にして國頭郡を主とし八重山郡之に亞き  
 島尻、中頭、宮古の三郡は比較的少く那覇、首里の兩區に至りては其面積極めて僅少なり現  
 今の林相は椎の天然林多く其他檜・イジュ・榊・モツコク・テカヂ等の常綠闊葉樹繁茂せり  
 又人工造林は杉・廣葉杉・樟・琉球松等を主とし近年に至り相思樹・木麻黃・楨・棟等を植栽せ  
 り尙森林の現狀を各郡別に概述すれば國頭郡は林相稍良好にして沖繩本島に於て使用  
 する用材及薪炭材の供給は概ね之を同郡の公有林野に仰けり然れとも國頭、久志兩村の  
 外は荒廢林少からざるを以て用材として利用すへき材木は漸次減少し現今に於ては縣  
 外より多大の供給を受けつゝあり八重山郡は人口稀薄交通亦不便なるを以て事業に著  
 手する者少く隨て未利用林多きも近時同郡の開発に就ては識者の注目する所となり製  
 材所隨所に設置せられ且つ木炭製造の事業勃興し利用の途漸次開けつゝあるは喜ふへ  
 き現象なりとす中頭郡の林野は荒廢を極め目下林産物として見るべきものなく島尻郡

に於ては林相著しく荒廢し且つ面積狭少なるも久米島、伊平屋の離島に至りては稍大面  
 積の森林ありて若干の林産物を擧ぐるも林相概して不良なり宮古郡に在りては大野山  
 林と稱する琉球松の單純林あり面積五百餘町歩、平良村有にして林相良好なるも其他は  
 殆ど荒廢林にして林産物の産出極めて少し  
 今大正七年の調査に係る郡區別公有林野の面積を擧ぐれば左表の如し

公有林野面積

郡區	種別	區町村有	部落有	計
那覇區	那覇區	1町	1町	1町
首里區	首里區	1町	1町	1町
島尻郡	島尻郡	5,133.0	11,804.4	7,671.4
中頭郡	中頭郡	2,911.0	5,706.6	3,795.6



國頭郡	三、八〇・九	四、八五・五	三六、六二・四
宮古郡	一、七四一・七	三、三三・九	五、一二五・六
八重山郡	一三、八五三・〇	一	一三、八五三・〇
計	五、五五六・七	一一、二〇一・八	六六、七六八・五

### 林野の整理

公有林野の整理は同林野經營の基礎にして其整理の適否は直に公有林野の盛衰に關すること多大なり故に之か整理に就ては豫め慎重なる講究を要すること論を俟たす今之か整理の狀況を述べれば左の如し

### 林野の管理區分

公有林野の現狀は八重山郡を除くの外荒廢に傾きたる箇所少からず殊に部落有林野は從來喰實山野として特種の取扱を爲し森林として管理するものより寧ろ農用地に供用せられたる所あり而して此等農用地又は荒廢したる森林若は原野山岳中には將來に於ても尙之を農用地其他の用途に使用するを以て適當とする箇所あるを以て豫め之を森林として管理すへき土地より區別し置くの必要あり依て縣は森林法に依

り大正五年以降區町村に對し其所有に屬する原野山岳荒蕪地又は森林たりしものにして現に荒蕪せるもの、内より森林として管理すへきものと否とを區別せしめつゝありて大正七年末までに認可せるものは森林として管理するもの二千八百六十六町歩、森林として管理せざるもの三千四百十九町歩、合計六千二百八十五町歩に達せり

### 施業計畫案の編成

公有林野の内部部落有林野は特種の性質を有し其施業計畫に付ては遽に決定し難き事情あり且つ面積比較的少きも區町村有林野は面積廣大にして其經營の良否は本縣林業の盛衰に大なる關係を有するを以て森林法施行前公有林野經營規則に依り簡易施業計畫案を作製せしめたるも同法施行後は同法に依り施業要領を編成せしめつゝあり然れとも町村に於ては技術者なく單獨之か編成を爲すこと能はざるを以て大正五年以降縣に調査員二人を置いて専ら施業要領の編成調査に従事せしめ既に調査を了したるものは國頭郡及宮古郡の大部、島尻郡の一部にして大正八年度に於ては右各郡の殘部及中頭郡の全部を調査し大正九年度に於ては八重山郡の林野一萬三千八百餘町歩に對し調査を爲すの豫定にして既に調査を了したる年度別箇所面積は左表の如し

施業要領調査所及面積

年次種別	調査箇所	同面積	備
大正五年	國頭郡羽地村、大宜味村、國頭村	六、〇三四町	一備
同六年	國頭郡國頭村、久志村、大宜味村、島尻郡座間味村、宮古郡平良村	六、九二五	
同七年	國頭郡久志村、金武村、恩納村、國頭村、名護村	三、二四五	
同八年	國頭郡恩納村、名護村、島尻郡具志川村、仲里村	五、六三二	十一月十四日現在調査中ナリ
計		三、八八六	

部落有林野の整理統一 部落有林野の成立は前述の如く特種の關係を有し且つ現状農用

地として利用したる箇所多く農用地以外の場所に在りても概ね字民に於て區域を定め使用せる所少からざるを以て急速に之を整理統一すること至難なり故に縣は努めて部落有林野管理者及部落民の自覺を促し自發的に整理統一の實を擧げしむる方針を以て之か獎勵を爲し部落有林野を統一し之に造林を爲したるときは他の公有林野造林に比し補助率を高むる等直接間接之か促進に努めつゝあり大正七年迄に整理統一したるものは千三百一十一町二段歩にして内町村に統一したるもの千二百九十一町八段歩、離權したるもの十九町四段歩なり

私有林野

私有林野は概ね耕地間に介在し作業至便なるを以て或は樹苗を植栽し或は茅場と爲す等各利用の途を講しつゝありて漫然之を不生産的に放棄せるものなきか如し然れとも其方法に至りては未た有利適切なりと稱し得ざるを以て尙指導獎勵を加へつゝあり

**私有林野の分布** 私有林野は縣下各郡に互り散在せるも面積僅に二萬二千六百餘町歩

に過ぎず其各郡區別面積を擧ぐれば左表の如し

私有林野面積 (大正七年)

郡區	面積		計
	立木地	無立木地	
那覇區	三・九町	四・二町	八・一町
首里區	一四・九町	四・八町	一九・七町
島尻郡	一、七三九・五町	二、七八・二町	四、四六七・七町
中頭郡	二、五〇〇・九町	一、五九六・五町	四、〇九七・四町
國頭郡	五、二六二・六町	二、六〇一・八町	七、八六四・四町
宮古郡	一四〇・三町	一、二九八・四町	一、四三八・七町
八重山郡	六六五・〇町	四、〇九三・七町	四、七五八・七町
計	一〇、三三七・一町	二二、三三七・六町	三三、六五四・七町

私有林野の現況

私有林野は各郡區共殆ど琉球松の單純林にして其他の樹種を以て造林せるもの少し是、該樹は本縣の氣候に適し地味不良なる土地に於ても相當の成育を爲し殊に暴風に對する抵抗力強きに由るへし近年木材價格の騰貴に依り各地私有林野の植栽に注意せるも動もすれば目前の利益に眩惑せられ幼木を伐採する者あるは遺憾なり

私有林野中林相最も良好なるは中頭郡にして手入間伐を行ひ比較的有利の取扱を爲せるも島尻郡に至りては茅場に充當せるもの多し宮古郡は林産物少く日用薪材も辛ふして支持するに過ぎざるを以て私有林野に於ても亂伐したる所多く國頭郡及八重山郡に在りては相當の樹林地を見るも其經營法概して良好ならざるか如し

縣有林

縣有林は國頭郡に在り其總面積は四千八百九十一町步(縣立農學校(演習林を以て)にして其目的に依り之を二種に區別せり即ち其一是明治山にして南明治山北明治山の二團地より成り他は單に縣有林と稱し第一區第二區の二團地より成る而して第一區造林地は羽地、久志兩村

に跨り面積千五百七十八町歩を有し第二區造林地は國頭村に在りて面積二千九百五十八町歩を有せり

一 明治山

沿革 明治山は國頭郡久志村に在りて南北二團地より成る實測面積は三百五十四町歩六段一畝三步にして藩政當時の杣山なりしか明治四十年杣山整理の際不要存置林となり尋て國頭郡各村組合立農學校の演習林となりしか明治四十四年同校の縣營に移ると共に縣の所有に歸せり

明治天皇御大喪に當り慈惠救濟資金として金七千四百圓を下賜せらるゝや縣は之を造林の資に充當し

明治天皇の御盛徳を記念し奉ると共に優渥なる

聖旨を奉體し永遠に其恩恵に浴せんか爲之を明治山と稱し面積二百町歩の造林計畫を立て、特別會計とし大正二年度より向ふ八箇年間の繼續事業として縣會の協賛を求め

たりしか満場一致之を可決せしを以て同年度より著手して之か造林を完成せり今其決議竝に經費の繼續年期及支出方法を掲げて他日の參考に供せんとす

縣會決議

曩ニ

大喪ニ丁リ慈惠救濟ノ資トシテ内帑ノ金ヲ下賜セララル

天恩優渥恐懼感激ノ至リニ堪ヘス本會ハ謹ミテ聖旨ヲ奉體シ縣當局ノ提案ニ基キ恩賜金ニ縣費ヲ加ヘ以テ造林ノ資ニ充テ長ヘニ聖旨ニ副ヒ奉ラムコトヲ期ス

右決議ス

造林費繼續年期及支出方法

一金壹萬貳千九百參拾六圓五拾貳錢

内

金貳千九百九拾壹圓九錢

造林費

大正二年度支出額

金參千四百六拾八圓五拾壹錢  
 大正三年度支出額  
 金千貳百五拾四圓八拾貳錢  
 大正四年度支出額  
 金千百貳拾貳圓拾錢  
 大正五年度支出額  
 金千百四拾貳圓拾錢  
 大正六年度支出額  
 金千百四拾貳圓拾錢  
 大正七年度支出額  
 金千百四拾貳圓拾錢  
 大正八年度支出額  
 金六百九拾參圓七拾錢  
 大正九年度支出額

右金額は明治慈惠資金造林費トシテ大正二年度以降八箇年度ノ繼續事業トシ各年度前記ノ割ニ依リ之ヲ支出スルモノトス

**植栽及經費** 明治山造林は大正二年度より著手せり其面積は同年度に於て北明治山に於て百五町歩、同三年度に於て北明治山の一部及南明治山に亙りて九十五町八段歩を植栽し兩年度に於て豫定面積二百町歩の植栽を完了せり而して新植の翌年よりは更に補植及手入を施行しつゝありて其樹種、樹數及經費等概略左の如し

樹種及樹數

年次	種別	樹種	新植		補植		計	
			樹數	播種量	樹數	播種量	樹數	播種量
大正二年度		樟、松、相思樹、木麻黃	二四、四三四	一七二・〇	本	一	二三四、四三四	一七二・〇
同三年度		同	二二六、七二	二八八・〇	四五、九六二	一一・〇	二六二、六七三	二九九・〇
同四年度		同			三、六二八	二九・二	三、六二八	二九・二
同五年度		同						
同六年度		同			四九、〇〇〇		四九、〇〇〇	
同七年度		同			三七、一〇〇		三七、一〇〇	
計			五五、一四五	五三〇・〇	一六四、六九〇	四〇・二	六一五、八三五	五〇〇・二

經費

年次	金額	新植費	補植費	手入費	管理費	合計
大正二年度		二、一九四・三四〇			七九六・四〇〇	二、九九〇・七四〇
同 三年度		二、〇九八・九六〇	二〇六・三〇〇	三七六・八六〇	七七八・五六〇	三、四六〇・六八〇
同 四年度		—	一六八・八二〇	七五二・六〇〇	三三三・三五〇	一、二五三・七七〇
同 五年度		—	一七九・六六〇	六〇〇・八一〇	三三四・六六〇	一、一五五・一三〇
同 六年度		—	九八・五九〇	六七〇・七三〇	三六三・八四〇	一、一三三・一六〇
同 七年度		—	—	七五六・〇〇〇	三六三・二七〇	一、一八九・二七〇
計		四、二九三・三〇〇	六五三・三七〇	三、一七二・〇〇〇	二、九四八・九八〇	一一、〇七二・六五〇

二 縣 有 林

沿革 縣有林は國頭郡羽地、久志、國頭の三村に在り其實測全面積四千五百三十六町歩にして藩政時代に於ける柚山なりしか明治四十年柚山整理の際要存置國有林となり鹿兒

島大林區署の管理に移りたり同四十二年縣制施行に當り縣基本財産造成の目的を以て八十箇年間無料貸付を受け造林を計畫せり然れとも其立木は從來造林の保護に當りたる地元村に讓與されたるを以て縣は其伐採を俟て造林することとし四十二年度以降毎年縣會の議決を経て主として樟の造林を爲し大正八年度に及びたるか同年十一月更に二十年計畫を立て九年度より二十八年度に至る繼續案を提出し縣會の協賛を経たるを以て爾後之に依り毎年七十町歩つゝ新植を施行するの豫定なり

造林の方法は大正元年度迄は一町歩に付樟千六百八十七本(八尺方形)乃至二千二百四本(七尺方形)を植栽し二年度以後は樟の上部に松種子を點播し混淆林の端緒を開きたるも其成績豫期の如くならず依て五年度に於て基本的調査を行ひたるか其結果土地及氣象上の關係より混淆林と爲すの有利なるを認めたるを以て六年度以降は主として樟・槇松の混淆林と爲し九年度よりは更に伊集を混淆樹種の一に加へ主として杉・槇・伊集を混淆し其他土地に應じて樟・伊集又は杉・廣葉杉若は苦竹等を植栽することとしせり  
今明治四十二年度以降の造林面積、樹種、樹數及經費を擧ぐれば左の如し

造林及其經費

年次	種別	面積	樹種	樹數 (種子量)	新植費
明治四十二年		一三・七〇〇 <sup>町</sup> 樟		二五二、五〇五 <sup>本</sup>	三、三六一・二〇六 <sup>円</sup>
同 四十三年		一〇・一八〇樟、赤木		二三八、七二四 <sup>升</sup>	三、二二一・八三七
同 四十四年		一〇一・〇六五樟、相思樹、ヤラホ、木麻黃		二四四、〇一六 <sup>(二・〇)</sup>	二、七二一・九八〇
大正元年		七・四一〇樟、檜、木麻黃、センダン、杉、イス、赤木		一四五、三一九	二、三〇三・〇六八
同 二年		九・五六五樟、松、イヌマキ		一四九、〇四二 <sup>(三・〇)</sup>	二、四二四・八〇一
同 三年		八〇・〇〇〇樟、松、木麻黃、伊集		二一九、四五七 <sup>(一〇・五)</sup>	一、八〇〇・三六二
同 四年		八九・三三〇樟、檜、松、苦竹		八三、六〇八 <sup>(二七・六)</sup>	二、〇〇一・八二九

(附記) 表中大正八年度の數字は豫定數を掲げり又縣制施行前即ち明治四十年同四十年一度に於て點々造林せるものあり其面積は七十二町九段十五步樹種は樟にして其數十七萬六千九百四十五本植栽費貳千三百二十六圓八十三錢を要したり

造林計畫 大正八年に於て新に設定せし造林計畫は同九年度以降十五箇年間に於て新

年次	面積	樹種	樹數 (種子量)	新植費
同 五年	四三・二〇〇樟、檜、松		一七六、〇八四 <sup>(二二・〇)</sup>	一、四三三・〇〇〇
同 六年	七五・七九〇樟、檜、杉、松、相思樹		一九九、八九五 <sup>(七三・四)</sup>	二、二八四・五七〇
同 七年	七四・三〇〇樟、檜、杉、松、伊集、相思樹		一九、四四〇 <sup>(一四・〇)</sup>	二、一八七・〇〇〇
同 八年	八七・六五〇		一、六一八、〇八九 <sup>(二七・一)</sup>	三、六三三・六七三
計				

植を了し以後五箇年間手入を施し二十箇年間に以て一千五十町歩の造林を完成せんとするものにして其方法は造林の目的を以て貸付を受けたる四千五百有餘町歩中地元村に於て施行する讓與木の伐採跡地毎年二百餘町歩を生ずるの豫定なるを以て其内天然更新の見込ある部分を除きて人工造林を必要とする箇所七十町歩を選定し此内五十町歩には松・槇・伊集を混植し二十町歩には樟・伊集、地況に依りては杉・廣葉杉等又は苦竹を植栽せんとするの計畫なり而して著手後九箇年目より間伐を行ひ爾後逐年生産を増加し終結迄には三百三十九萬二千七百六十圓の收入を得んとするにあり

**附屬苗圃** 縣有林造林用苗木は從來那覇、名護兩縣設苗圃より供給し特に附屬苗圃を設けさりしか大正二年度に至り土地及運搬上の關係より林地に附屬苗圃を設置せり即ち第一區造林地に一町歩、第二區造林地に一町五段歩の苗圃を設け各必要なる苗木を養成せり而して大正九年度以後は二十年計畫に基き樟・槇・伊集・松等毎年約二十八萬本養成の豫定にして經費一千圓内外を要すへし

**造林費** 大正九年度より同二十八年度に互り新に計畫せし造林費、苗圃費及管理費等は

總計二十一萬三千七百九十九圓を要する見込にして其明細左表の如し

縣有林造林費 (二十箇年繼續)

年度	種別						
	新植費	補植費	手入費	苗圃費	計	管理費	合計
大正九年度	四、三〇六	四七	三、四九一	九七	九、一八五	四、〇九九	一三、二八四
同 十年度	四、三〇六	三九二	三、四五二	一、〇七六	九、三六六	三、九四九	一三、一七五
同 十一年度	四、三〇六	三九二	三、七七〇	一、一五〇	九、六二八	三、五九九	一三、二二七
同 十二年度	四、三〇六	三九二	三、七九六	一、一五〇	九、六四四	三、五九九	一三、二四三
同 十三年度	四、三〇六	三九二	三、七二四	一、一五〇	九、五七二	三、五九九	一三、一七一
同 十四年度	四、三〇六	三九二	三、七六〇	一、一五〇	九、六八八	三、五九九	一三、二〇七
同 十五年度	四、三〇六	三九二	三、七六〇	一、一五〇	九、六〇八	三、五九九	一三、二〇七
同 十六年度	四、三〇六	三九二	三、七六〇	一、一五〇	九、六〇八	三、五九九	一三、二〇七



大正十七年度	四、三〇六	三九二	三、七六〇	一、一五〇	九、六〇八	三、五九九	一三、二〇七
同 十八年度	四、三〇六	三九二	三、七六〇	一、一五〇	九、六〇八	三、五九九	一三、二〇七
同 十九年度	四、三〇六	三九二	三、七六〇	一、一五〇	九、六〇八	三、五九九	一三、二〇七
同 二十年度	四、三〇六	三九二	三、七六〇	一、一五〇	九、六〇八	三、五九九	一三、二〇七
同 二十一年度	四、三〇六	三九二	三、七六〇	一、一五〇	九、六〇八	三、五九九	一三、二〇七
同 二十二年度	四、三〇六	三九二	三、七六〇	一、一五〇	九、六〇八	三、五九九	一三、二〇七
同 二十三年度	四、三〇六	三九二	三、七六〇	一、一五〇	九、六〇八	三、五九九	一三、二〇七
同 二十四年度	四、三〇六	三九二	三、七六〇	一、一五〇	九、六〇八	三、五九九	一三、二〇七
同 二十五年		三九二	三、七六〇	九三	四、二四五	一、八七八	六、二二五
同 二十六年			二、二八〇		二、二八〇	一、八七八	四、一五八
同 二十七年			一、三六〇		一、三六〇	一、一八〇	二、五四〇
同 二十八年			七二〇		七二〇	一、一八〇	一、九〇〇
同 二十九年			三六〇		三六〇	一、一八〇	一、五四〇
計	六四、五九〇	六、二九七	六四、三三三	一六、四六八	一五一、六六八	六二、一三二	二二三、七九九

造林獎勵

本縣に於ける森林は公有林たると私有林たるとを問はず概して荒廢の箇所多く殊に輓近各種事業の勃興と一般生活程度の向上に伴ひ林産物の需要著しく増加し林木の伐採益、多きを加ふるも造林之に伴はざるの憾あり而も造林に付ては尙思想幼稚の域を脱せざるを以て縣は深く其現狀に鑑み諸種の手段を盡して之か指導獎勵に努めつゝあり而して之か獎勵の施設を擧ぐれば概略次の如し

**樹苗種實の配付** 本縣の殖林は氣候及風土上特別の樹種を要すること多く殊に運輸交通

の不便は苗木の供給を縣外に待つ能はざるを以て縣は明治四十年より樹苗圃を設置し當初は縣有林造林用の苗木を養成したるも柚山處分の結果廣大なる公有林野の造林計畫を要し其苗木も亦併せて養成するの必要を生したるを以て苗圃を擴張し且つ明治四十四年樹苗樹種配付規程を發布して之か無償配付を爲すこととせり大正二年縣有林造

林用樹苗圃は之を縣有林内に設置し從來の苗圃は専ら配付用樹苗を養成することゝ爲せしか其位置は名護及八重山の二箇所にして其面積前者は三町三段四畝一步後者は七段三畝二歩を有し樹種は樟・槇・相思樹・木麻黃・棟等を養成し主として公有林野造林用として配付し殘餘を生したるときは私有林其他の植栽に對しても配付せり明治四十四年度以降大正七年度までに配付したる樹苗數左の如し

樹苗配付數調

年次	樟	相思樹	木麻黃	槇	琉球松	棟	其他	計
明治四十四年	一、〇八一、二五七 <small>本</small>	八、二〇六 <small>本</small>	三、九九〇 <small>本</small>	一 <small>本</small>	二、三八八 <small>本</small>	一 <small>本</small>	六、五八四 <small>本</small>	一、二二、四三五 <small>本</small>
大正元年	六八、一九	一五〇、九〇二	二二、二二七	二、五五〇	四九、三八七	一、一五〇	六、三〇〇	八七〇、五三五
同 二年	五九、九三四	一〇、一五	五、三六	一四、七〇〇	八、二四	四、〇〇〇	一〇五	五八二、二八四
同 三年	五九、〇〇九	一六二、二七	九五、八〇二	九〇〇	—	一三、三〇〇	—	七九一、二二八

**造林補助** 公有林野の造林に關しては縣は專任技術者を特設して之か施業要領の調査を爲さしめ合理的施業方法の實行を促しつゝあるも之か實行に際しては相當補助獎勵を爲すにあらされは所期の目的を達成すること至難なるを以て之に樹苗の無償配付を爲すの外明治四十三年公有林野造林補助規則を發布し爾來繼續して補助金を交付し大に之か獎勵に努めつゝあり然れとも樹苗の供給其他諸種の事情に依り造林の不實行に終るものありて豫定の補助金を交付し得ざるものあるは遺憾なり今明治四十三年度以

年次	樟	相思樹	木麻黃	槇	琉球松	棟	其他	計
同 四年	三九、七六三	八四、〇三〇	六五、〇三	三七、〇七三	—	一八、四七一	三三三	五九四、六九二
同 五年	二七三、八三三	六三、四九八	二六、一九五	五二、八五三	四、七三〇	一一、三九	九、六〇〇	四四二、〇九八
同 六年	一三二、二九八	二九五、七四三	五〇、六六二	一六、八五四	一、三三五	二、八七三	—	四九九、三六五
同 七年	一四八、三六一	三五八、三五五	四六、七九九	七三、九九〇	八、八六〇	三、七六〇	二、一〇〇	六四二、二三五
計	三、七〇一、五七三	一、一三二、八六六	三二四、九二四	二九、九二〇	八五、五〇四	五四、九五三	二五、〇二二	五、五三四、七五二

降大正七年度迄に交付したる補助金額竝に之に對する造林面積を擧ぐれば次の如し  
公有林野造林補助成績

年次種別	造林面積	補助金額	造林樹種
明治四十三年	二七 <sub>町</sub>	二、〇三 <sub>円</sub>	樟、琉球松、相思樹、杉、廣葉杉
同 四十四年	七六〇	六、一九 <sub>三</sub>	樟、琉球松、相思樹
大正元年	九六六	七、五三 <sub>三</sub>	樟、琉球松、相思樹、木麻黃、イヌマキ、杉、棟、阿且
同 二年	九一九	六、五四 <sub>五</sub>	樟、琉球松、杉、伊集、榎、棟、相思樹、木麻黃、ヤラホ
同 三年	五三五	三、八三 <sub>五</sub>	樟、琉球松、相思樹、杉、木麻黃、ヤラホ

本縣は地理及地勢上の關係に依り瀕年暴風旱魃等の損害尠からざるを以て藩政當時より森林の保安的設備に付ては最も意を用ひ之か完成に努めたり即ち沿岸一帯の防風及防潮林となるへき箇所は之を潮垣と稱し概ね阿且樹、ヤラホ等の防風防潮樹を植栽し又

保安林

年次種別	造林面積	補助金額	造林樹種
同 四年	四六一	三、三七 <sub>七</sub>	樟、琉球松、杉、榎、木麻黃、棟、相思樹
同 五年	四二	四八九	樟、琉球松
同 六年	二七六	二、三三 <sub>三</sub>	樟、琉球松、相思樹、木麻黃、杉、福樹、榎、ヤラホ、阿且
同 七年	一三五	一、七三 <sub>九</sub>	樟、相思樹、琉球松、杉、棟
計	四、三六六	三四、一八六	

内部に於ける丘岡其他峯通りには天然の地勢を利用して琉球松其他適樹を植栽し之を抱護と稱し俱に伐採を禁止せり爾來制度の改廢に乘し所在濫伐を爲したるの結果は逐年荒廢に陥るのみならず潮垣及抱護以外尙保安的關係を有する箇所多く殊に近來に至り暴風早魃の害最も著しく時に國努を發して救恤の恩惠を蒙りたること一再ならず保安林の設定忽諸に付すへからざるものあるを以て明治四十二年縣制施行の際之か調査費を第一回の縣會に提出し其協賛を経たるを以て八月調査に著手し爾來約二年八箇月を要して殆ど全縣下の調査を完了し約三千町歩の保安林を設定せり然れとも河川の流域に在りて治水上の關係を有し保安林編入又は開墾禁止制限等相當處分を要する箇所尙少からず政府偶全國治水調査の必要を認め明治四十四年本縣に技師一名を置き専ら治水調査に従事せしめ之か完成を急速ならしめたり而して縣下各郡中治水關係の最も大なるは國頭郡にして八重山郡之に亞き島尻郡及中頭郡は地勢上比較的僅少なり又國頭郡中關係の顯著なるものは羽地大川及滿名川流域にして八重山郡に在りては宮良川、名藏川流域とす以上の關係地に對しては一部保安林編入の處分を爲せしか大部分は開墾

制限の處分を爲せり而して大正七年未現在の箇所制限地は一萬三千八百五十四町歩、區域制限地は七千四百町歩、計二萬二千二百五十四町歩にして此等保安林及開墾制限地に對しては法規に依り相當監督を爲すと共に毎年標柱を建設して區域を明示し以て違反なきことを期せり尙保安林設定後公益上の必要に依り解除したるものあり大正七年未現在面積左の如し

保安林

郡	區	國	有	公	有	私	有	社	寺	有	計
那霸區	首里區		町		町	町	町	町		町	町
島尻郡	首里區		六七・九		四〇・七	一一・五	一〇・一			三〇・二	六二・二
中頭郡	首里區		一		三三・五	一八・三					四八・九

國頭郡	宮古郡	八重山郡	計
1	1	1	3
299.5	768.2	90.1	2,149.8
230.8	18.8	200.3	794.4
1	1	1	3
860.3	777.0	290.3	3,015.2

老樹名木

物質的文明の發展に伴ひ各地に存する所謂天然紀念物なるもの、漸く湮滅に歸せんとする傾向あるは詢に慨すへきことにして曩に史蹟名勝天然紀念物保存法の發布せられたる實に所以なきにあらず殊に老樹名木の如きは常に林學又は林業上若は一般生物學上の資料として必要なるのみならず此等老樹名木は何れも數百年若は千餘年を経最も能く其地方の過去を聯想せしめ大いに地方歴史上の考證となり延て愛郷心の養成となり愛國心の基礎となるべく其風致上及風致上に關する效用極めて大なりとす故に之か

保存に付ては充分の注意を拂ひ永く後世に傳ふるの覺悟なかるへからす今本縣に於て老樹名木として調査したるものを擧ぐれば左の如し

老樹名木

種別	所在	地上五尺ノ周圍	樹高	樹齡
阿眞の大松	烏尻郡座間味村字阿眞拜所	二三	八間	五〇〇年
阿嘉の大松	同郡 同 村字阿嘉拜所	二三	八	五〇〇
座間味の大松	同郡 同 村字座間味拜所	二二	九	五〇〇
阿佐の大松	同郡 同 村字阿佐拜所	二二	六	五〇〇
福地の大榕樹	同郡喜屋武村字福地	一五	三	一〇〇
安里平松	同郡具志頭村字安里	一六	四	一〇〇
五葉の松	同郡具志川村字西銘	八	二	不詳

前仲門の大松	國頭郡國頭村字邊土名	二五	一六	三〇〇
安田の大榕樹	同郡同村字安田拜所	二〇	一二	二〇〇
運天榕樹	同郡今歸仁村字運天	二〇	五	一〇〇
今泊のこけでい	同郡同村字今泊	三三	六	四〇〇
比地の大赤木	同郡同村字比地	二二	八	二二〇
川平の梯梧	八重山郡石垣村字川平	一〇	七	不詳
大山平松	中頭郡宜野灣村字大山	二	四	三〇〇
我如古平松	同郡同村字我如古	二	三	三〇〇
ダケフガ一の榕樹	宮古郡伊良部村字伊良部	二〇	四	不詳
花當山の赤木	首里區當ノ藏町	一六	一〇	五〇〇
拜殿西の大赤木	同區金城町	一六	八	五〇〇
同東の大赤木	同區同町	二四	八	五〇〇

鑛業

鑛産

本縣の鑛物は其種類極めて少く現今採掘中に屬するもの石炭鑛、燐鑛、銅鑛、硫黄鑛の四種に過ぎず其他採掘の登録あるものにして金、銀、水鉛鑛あるも未だ其鑛産なし現今相當經營を爲し成績を挙げつゝあるは八重山の石炭、ラサ島及北大東島の燐鑛、慶良間島の銅鑛にして烏島に於ける硫黄鑛は古き歴史を有するも産額多量ならず而して大正七年の鑛産類は石炭鑛、燐鑛、銅精鑛、硫黄鑛を合し其總價額七百五十萬二千七十七圓に上れり

石炭鑛 石炭鑛は八重山郡竹富村字西表に在り嘉永年間米使ベルリの發見せし所なりと云ふ然れとも當時世に紹介せられざりしか明治の初九州の一商人西表島に漂著して石炭の存することを知り日清戰役後事業熱の勃興に伴ひ三井及大倉組相前後して採掘

に著手せしも幾何ならずして中止せり明治三十九年更に高嶺朝申なる者多額の資を投して經營に著手し名を八重山炭坑と稱せり爾來幾多の困難に遭遇せしも不屈不撓能く採掘を繼續し以て今日に至れり同炭坑に近接して沖繩炭坑及琉球炭坑の二坑あり前者は沖繩炭坑株式會社の經營に係り後者は個人の經營に係る歐洲戰亂勃發以來石炭の需要増加し價格亦急激に昂騰したる爲此等炭坑事業の經營頗る順潮に向ひ現今銳意採掘に従事せり炭質は黑色にして粘結性を有しコークス製造に適す且つ骸炭分多く夾雜物少き爲需要多く現に縣内の需要に應ずるの外遠く打狗、上海、福州、廣東及香港等へ盛に輸出せり鑛區坪數、鑛産額等左の如し

鑛區坪數及鑛産額

鑛山名	鑛區坪數	大正七年鑛産額	鑛業權者氏名
沖繩炭坑	九九、六七五坪	八、七七二噸	沖繩炭坑株式會社

**磷鑛** 磷鑛の產地たるラサ島及北大東島は今を去る約三十年前迄は無所屬の一孤島たりしか明治二十五年八月我軍艦海門の派遣に依りて其位置確認せられ三十三年九月我政府は此兩島を沖繩縣島尻郡の區域に編入し以て帝國の版圖たることを公表せりラサ島の磷鑛は其産出極めて豊富なるを以て明治四十四年三月ラサ島磷鑛合資會社を設立

八重山炭坑	四三九、八八一	同	高嶺朝申
同	一八八、〇〇〇	同	同
同	九九、四四五	一〇、九六〇	同
同	六〇、二〇七	一五、六二二	同
沖繩炭坑	二二二、〇〇〇	九四五	沖繩炭坑株式會社
琉球炭坑	四三三、三〇〇	三、九七三	河野吉次
沖繩炭坑	九〇七、〇七一	—	沖繩炭坑株式會社
計	二、四六九、五八〇	四、七七七	

して之か採掘に著手せられたるか調査の結果産量一千万噸以上にして世界有數の大産地たることを確認せられたる爲大正二年五月會社の組織を變更して株式會社となし大いに其事業を擴張せしか歐洲戰亂勃發に伴ひ隣鑛の輸入杜絶しラサ島の隣鑛は自然供給増加の必要に迫られたるを以て同社は更に事業の擴張を爲し最近一箇年十八萬噸内外を産出するに至れり北大東島の掘鑛は初め合資會社玉置商會に於て經營する所なりしか其鑛質は俗に赤隣鑛と稱し鐵分を多量に含有するを以て價格低く收支相償はざるを以て中途之を休止し大正五年其採掘權を東洋製糖株式會社に讓渡せり而して之か調査の結果は鑛量五百萬噸以上を有する大隣鑛地たること及隣酸五十二%を含有する隣酸礬土の存在することを發見し赤隣鑛亦化學工業の發達に伴ひ利用の途開けたるを以て同社は大正七年經費五十萬圓を投して採掘設備を完成し同年十二月以降銳意採掘に従事し一箇年約十萬噸を産出する豫定なりと云ふ兩島に於ける鑛區坪數及産額左の如し

鑛區坪數及鑛産額

所在地	鑛區坪數	大正七年産額	鑛業權者氏名
北大東島	二五八、四〇〇 <sup>坪</sup>	一、〇八七 <sup>噸</sup>	東洋製糖株式會社
同	九三七、〇〇〇		同
沖大東島一名ラサ島	二八五、八〇〇	一八五、三四〇	ラサ島隣鑛株式會社
仲里村	六、四四〇	一	勝田秀人
計	一、五四二、六四〇	一八六、四三七	

**銅鑛** 本縣に於ける銅鑛は明治二十二年頃尙家の經營に係る國頭郡羽地村銅鑛を以て嚆矢とす同鑛は一箇年約五萬斤を産出したるも數年の後鑛脈斷絶し事業繼續の見込なきを以て遂に廢鑛せり其後國頭郡羽地村、國頭村及島尻郡慶良間島に銅鑛あるを發見し採掘を爲したるも鑛脈大ならず且つ縣内に製煉所を有せず採掘したる銅鑛は之を内地に輸送せるを以て多額の運搬費を要し事業不振の状態に在りしが偶、歐洲戰亂の影響



は遽に銅價の暴騰を來し爲に著しく活氣を呈するに至れり就中慶良間島の銅鑛は銅の含有量多く生産量亦豊富なるを認められ産額頓に増加せり以上の外尙數箇所の銅鑛區あるも現今鑛産なし其鑛區坪數及鑛産額左の如し

鑛區坪數及鑛産額

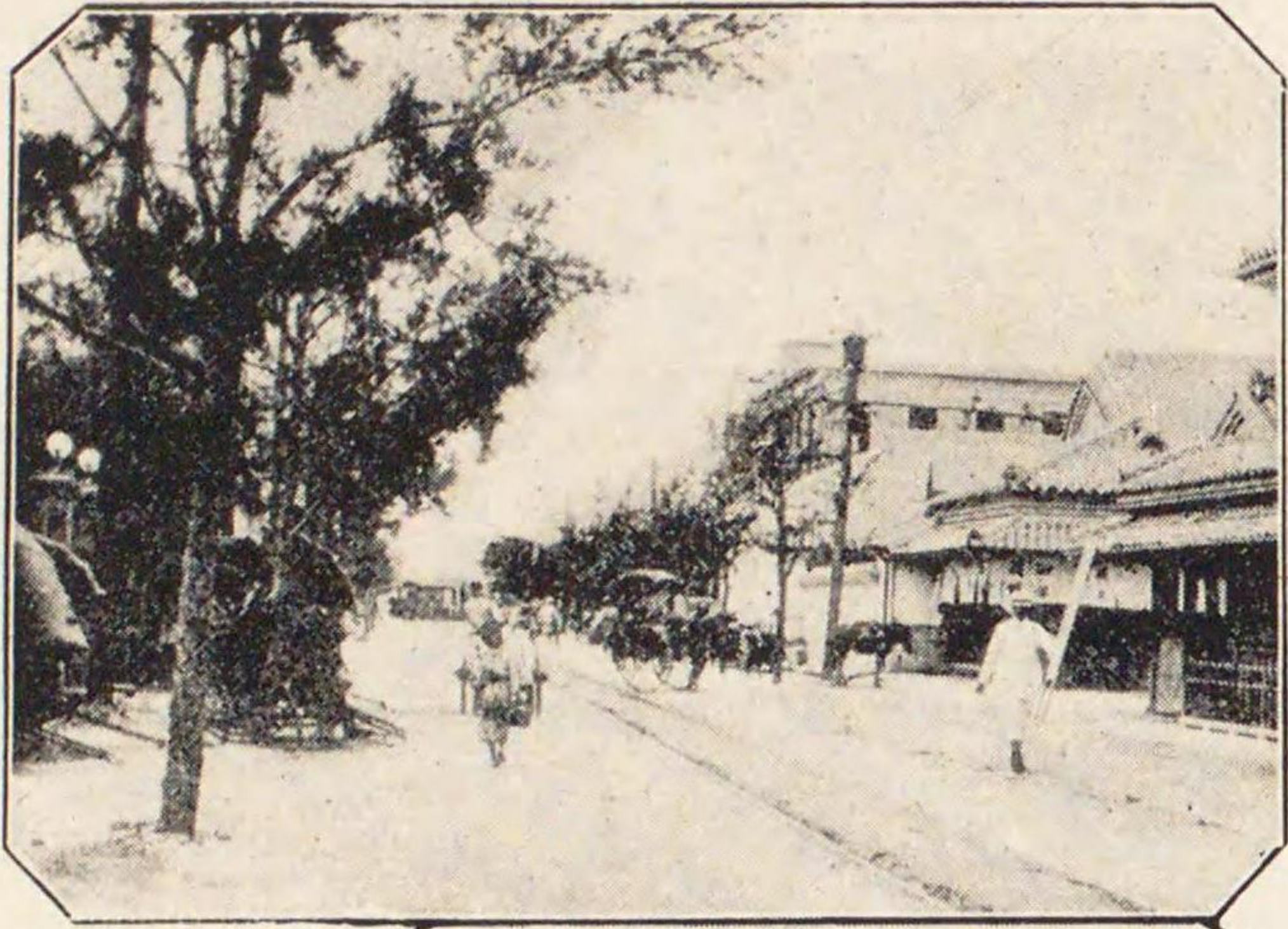
所在地	鑛區坪數	大正七年鑛産額	鑛業權者氏名
慶良間島	一一七、二〇〇	一三四、七七三	弘益殖産株式會社
同	二三四、二〇〇	一、三三八、四四五	本多重造
羽地村	一一九、九二九	一三、四八〇	玉利盛彦
國頭村	一八九、九二五		久保園子
竹富村	二二〇、三八〇		石坂莊作
北谷山村	三三八、五〇〇		今藤隆照

北谷山村	計
九六、二〇〇	一、一三〇、二四四
一、三三五、六九九	
兒玉外好正	

鑛産統計

大正元年以降同七年迄に於ける鑛産物竝に同價額は左の如し

年次	種別	石炭鑛		磷鑛		硫黄鑛		銅鑛		合價計額
		産額	價額	産額	價額	産額	價額	産額	價額	
大正元年		一四、八三三	三七、六五一	四、七四二	七八、〇六八	八五二	二、七四一	一	一	一一八、四六〇
同 二 年		一九、三七七	四九、〇六八	一五、九八〇	二六六、六三〇	二、〇二二	六、五〇九			三三三、二〇七
同 三 年		二〇、五七〇	二七、〇六二	三五、三七九	四九六、五五〇	二、一五二	七、二八八	一四九	二九四	五三一、一九四
同 四 年		三六、七六一	九九、一九六	五一、〇六八	五八、九〇二	一、九四六	六、五九二			六六四、六九〇
同 五 年		五五、七二一	一四〇、九五〇	一〇七、八九〇	一、一八六、七九〇	二、六八三	六、九六一	二四九、三七六	四三、三九一	一、三七八、〇九二
同 六 年		五四、七四一	一六九、三七七	一一二、〇二二	一、三三二、一七	二、五八〇	八、五六一	一一三、二九二	一一六、〇九六	一、五三六、一五二



那覇の商店



那覇反布市場



那覇の各種市場

大正七年 大五元手廻り国子... (Faint vertical text, possibly a list or index)

大正七年	
...	四、七七
...	三二七、一二
...	一八六、四二七
...	七〇八、六五五
...	四七五
...	九八四
...	一三八五、六九九
...	二〇一、三三六
...	七、五〇二、〇七七

商工業

本縣は往時琉球國と稱せし時に在りては日本及支那兩帝國の間に介在して盛に商業貿易の行はれし所にして當時日本内地は鎖國時代なりしを以て薩藩は我か沖繩を通して支那貿易を營みたるのみならず我か勇悍なる島民は遠く南洋の各地に互りて貿易を行ひたるか如し爾來幾多の變遷を経て今日に至りたるも由來天惠多き我か沖繩は陸に海に多種の特産物を有し之を縣外に移出すると同時に亦需要品の供給を縣外に仰くもの尠からざるを以て縣内各地を通して取引盛に行はれ就中那覇港の如き常に内外の物資を集積せり加ふるに近時縣下の産業益々發展し交通運輸の便加はるに従ひ一層商業の隆盛を來し今や銀行會社組合等各種の機關全備し商業著しく旺盛を極むるに至れり今主要なる移出入商品に付其概況を擧ぐれば次の如し

**移出商品** 本縣に於ける移出商品の主要なるものは砂糖、帽子、織物、泡盛、鯉節、漆器等にして年と共に種類及産額を増加せり之か仕向先は鹿兒島、神戸、大阪、名古屋、東京等其主なるものにして就中砂糖、織物の如きに至りては殆ど全國各地に需要せられ販路益、擴張せられつゝあり

**移入商品** 移入商品の主なるものは米、豆類、肥料、木材、酒類、茶、各種織物、綿絲、昆布、素麵、種子油、石油、金物、煙草、麥粉等にして其仕出地は主として鹿兒島、神戸、大阪、臺灣等なりとす

**移出統計** 本縣に於ける物貨の移出入は殆ど那覇港に依るものにして其移出入商品に就き最近數年間の統計を擧ぐれば左の如し

移入商品

品目	年次	
	大正	七年
内地米	四六、四三石	五三、四七石
概價	六八四、九〇三円	五三四、六七三円
大正	四八、一三四石	二一、四六九石
概價	七九〇、八四七円	二一、四六九円

外 粉 臺 粟 麥 大 刻 卷 内 支 精 冰  
米 米 米 豆 荳 荳 茶 茶 糖 糖 糖

二九、五八六	四一七、四五二	四九、九一三	七五三、一七七	八六、三六四	一、六三一、九七三
一四、三九四	一六三、〇〇七	一五、一八七	一九五、〇五九	二一、九四五	二〇二、二七七
九九、一四九	一、三八七、三七二	六七、七六一	一、一〇二、五一六	二四、九五七	二、二六一、二八一
七、六八一	七二、〇九二	二二、九一〇	二四四、〇八八	八、八七六	一四六、七三九
七、三三六	六一、二二〇	九、七八一	九〇、二〇八	四、六二九	六三、七九六
五〇、二二一	五二六、二八九	四五、五三三	五七五、六四六	三六、七九六	五八〇、〇七七
三二、七六六	一八三、六五	四一、七五四	二二五、九六〇	四四、四七二	一三四、三〇一
七四、五〇〇	三二、五七五	一、〇三八、五〇〇	二二、五七六	八八二、四〇〇	二、四七〇
六〇二、二四四斤	一九〇、七五〇	五六九、八四六斤	一九一、六〇〇	六八一、九六〇斤	三〇〇、九三二
六四三、六七	二二二、〇〇二	五三八、四一九	二八一、二六〇	六三二、三三五	二七、九六五
四二六、〇〇〇	一七一、〇一一	四〇〇、六〇〇	一〇三、五〇二	五二九、四〇〇	一五七、九八二
六、六七〇	一八、四九二	一〇一、七〇〇	二九、〇八八	八九、九〇〇	三〇、三五三

石	種	機	陶	硝	金	石	鱧	昆	鹽	板	材
油	子	械	子	子	物	節	布	木			
油	油	油	器	器	器	器	器	器	器	器	器

九、〇八九	三、七八六	一、三三三	三、八二六	八、六一〇	八〇〇、六四三	一、三四三	六九、〇三五	五二八、二〇六	四、九八二、〇八〇	一〇五、七七一	一八三、八九〇
一九〇、三九二	一四〇、四一八	三九、九六四	五〇、七九二	一五、七八二	五二八、一三七	六五、二五四	三三、八九一	二二、三三六	一〇六、五二五	一一九、三三六	一一九、一五四
一一、三七七	三、四七〇	九一五	四二、六〇九	一一、七九八	五九二、七四〇	一一、九五五	一七〇、二四〇	四九三、七三九	五、一八六、四〇〇	一七五、三六八	二二五、〇八九
二七三、六二二	一四八、七三五	二七、二六二	八八、五九三	三三、五一四	四九五、一八八	六八、二五六	一五七、三七四	二七、五八一	一三八、三九八	一八六、四五七	一八八、三八四
九、〇六一	二、三二二	一、六四四	三、六六一	五、七三五	二八九、四九七	一一、四一四	一一八、二七五	四六三、三四七	二、七二〇、〇〇〇	五〇、六二〇	一八二、五八七
二九六、七五六	一四九、七三六	七〇、〇九〇	九二、二四五	二八、七一五	四六二、〇六四	九〇、七三六	一一七、八三三	三〇、二五八	六七、一〇七	九三、三五九	一八七、七七七

麥	清	醬	漬	素	麥	絹	綿	麻	和	下	夏
酒	酒	油	物	麵	粉	布	絲	布	傘	馱	料
酒	酒	油	物	麵	粉	布	絲	布	傘	馱	料

二四、四四六	一、一九三	一、五二一	四〇九、五六〇	四、三〇九、三六一	一、八〇九、〇〇〇	六二、二二二	二九六、六四〇	二四七	三八、二五	三五、二三	六一、六四〇
五九、五九四	八二、八九八	二六、二五四	一八、二四五	三〇八、五〇一	一二七、一九二	六四〇、二三八	一一六、九八一	五、六六六	一六、一〇五	八八、七三七	四七五、二三二
二四、九四〇	四二八	二、〇五五	五五五、九六〇	三、六二二、三七七	一、六三〇、八六三	五六、六一	三七二、四八〇	一、二七一	三一、六一〇	三二、四五五	一五、〇二二
六六、九七〇	三三、〇二〇	三九、五一四	三二、〇〇九	二九二、八六七	一一一、二二九	八二五、〇二〇	一七八、八二六	二五、一三四	一八、〇五〇	九五、六八七	九九、二二二
一八、二二八	四一五	一、四四七	二四三、七〇	一、五二九、一八七	一、六一二、〇五〇	四三、七三八	三三三、五七〇	五五九	二三、九一	二六、八四六	一一、一四九
六二、一九八	三三、九〇八	三五、六二八	一一、六九六	一五六、五六七	一四〇、六六一	九八二、五六六	二〇一、三三八	一三、二二三	二三、二四二	一一〇、一六三	九九、七九五

品目	年次	數量	概價	數量	概價	數量	概價	數量	概價
白糖	大正	三、七三二、六四〇	三七〇、四八七	三、七二六、三七〇	二四八、四七〇	六、一三四、二五〇	六三八、一九七		
更目	大正	七、三六〇、五〇〇	九六六、八二五	一九、四五〇、三〇〇	三、一五八、二七七	一一、三七八、二〇〇	一九三〇、三〇四		
罐詰	大正	二、四一五	五、八〇七	八、〇七一	一九、四四一	一九、八二四	六七、六三三		
泡盛	大正	一、一八六	八二、五九六	一、七六六	八六、八六二	四、五七七	三六、八九〇		
反布	大正	三六、二二	一〇四、九六八	四四、二六四	一七八、〇四五	三八、〇〇三	二〇〇、八九三		
漆器	大正	一一、一一	五七、〇四五	一一、一八九	五四、三〇七	一三、一五七	八九、四八四		
夏子	大正	五、二八、九〇	二、四三九、一七五	一五九、五三八	一、五六七、四七〇	二三四、四七八	二、二七五、四八七		
鯉節	大正	六五〇、五八〇	三九三、二二四	五九五、九七三	四一六、五九二	八二八、一九〇	七二四、二二七		
活牛	大正	一、二七〇	七六、二五八	八八一	五四、七七二	一、八六一	一五五、二四		
鑛石	大正	三、五九五、六〇〇	一六一、二八八	一三、五五〇、〇〇〇	五八九、八七三	九、四九五、三〇〇	五二四、八九七		
葉煙草	大正	一五、一六七	二二、九〇三	一八、六四三	一五、二五〇	五四、四〇六	二、一〇八		

品目	年次	數量	概價	數量	概價	數量	概價	數量	概價
大豆	大正	一〇六、〇五二、〇六六	四七八、〇二六	三三、五五二、六〇〇	六六九、五三三	一九、八二三、六九七	六六七、五二四		
染料	大正	三三五	二八、七〇七	一、〇八九	八四、一八七	一、四五五	二二、〇五四		
藥品	大正	一四〇、〇四二	一八九、六九九	一九、〇〇三	二六四、七九六	一七、三〇四	二八七、三三六		
洋紙	大正	七、〇七〇	二九、一五三	六、九一三	三二、〇〇九	六、一四六	三六、五八二		
和紙	大正	二三、六三二	一一〇、一三〇	一七、八五七	九五、一四六	一五、一六六	一〇二、〇二六		
文具	大正	六、〇五〇	二四、四七九	一〇、一〇四	四八、四一一	八、三〇四	六一、二九四		
圖書	大正	三、一九四	三三、三四四	三、六八五	三三、七九三	四、五四四	五五、二四二		

移出物品

品目	年次	數量	概價	數量	概價	數量	概價
黑糖	大正	六三、三九三、六四〇	六、〇八七、八九五	八〇、〇〇〇、四〇〇	七、六八二、三九九	五八、〇三七、五六〇	六、一七九、九四三

工業

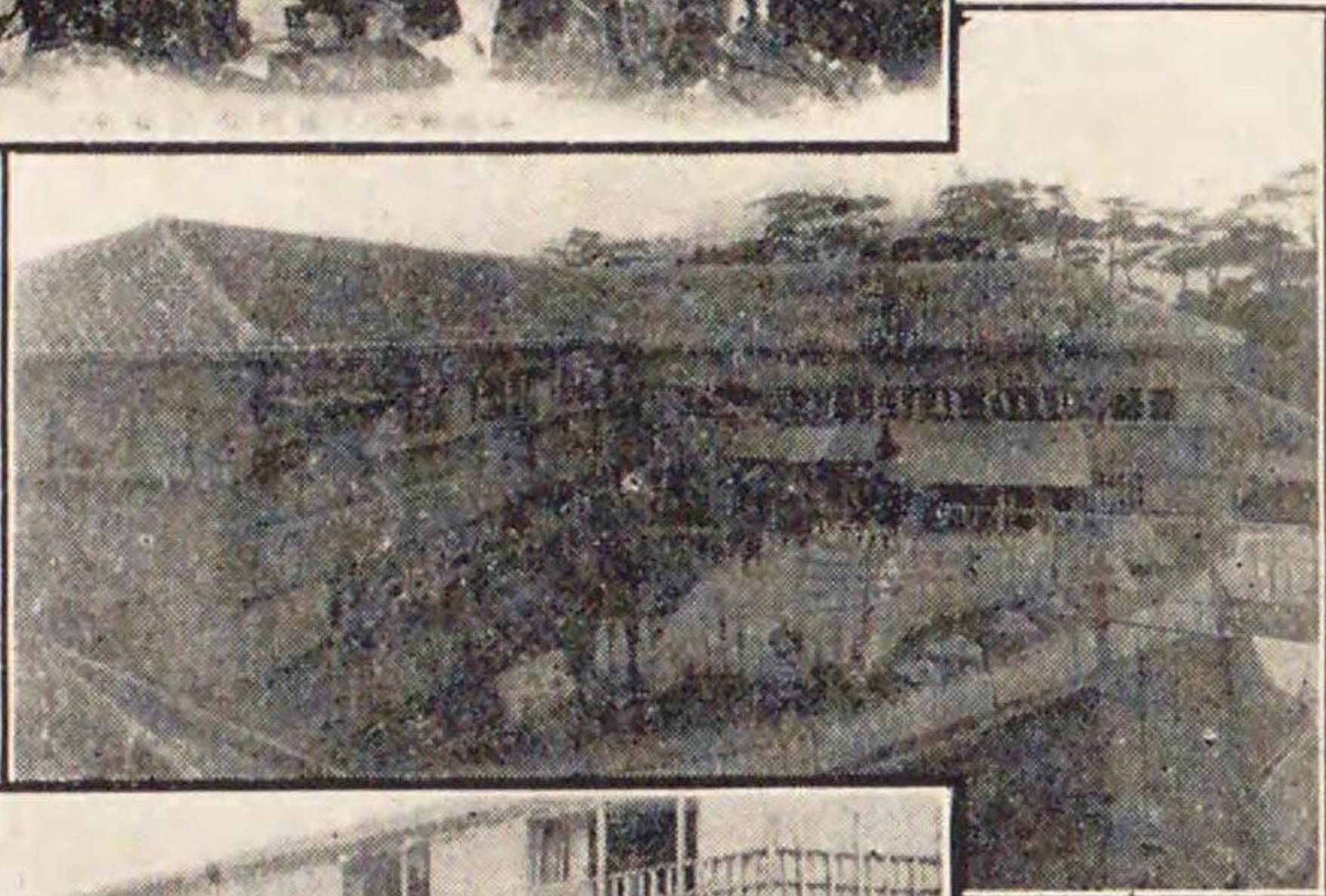
本縣に於ける工産物の主なるものは織物・泡盛・漆器・帽子・疊表等なりとす由來本縣は勞銀比較的低廉なりし爲多くは家内工業として發達せし所なりしか時勢の要求と社會の趨勢は永遠に之を許さず近年漸く工場經營に移らむとするの傾向を示すに至れり

**織物** 琉球織物は古き歴史を有し藩政當時に於ては之を貢納品と爲せしを以て發達殊に著しきものありしなり即ち當時に在りては官廳に於て其品質を精査せしを以て之か製造には頗る注意せられ普通賣品と雖粗惡品の製造をなす者なく爲に幾多の長所を發揮して聲價大に揚り薩摩上布・薩摩緋(薩摩にて貢納布を販賣せし爲此名あり)の名は廣く人口に膾炙せられたりしか廢藩後貢納の制廢止せられたると共に粗製濫造の弊に流れ著しく其聲價を失墜するに至れり縣深く之を憂ひ銳意其改善を期し畫策大に努めたると民間當業者も亦大に鑑みる所あるを以て當時既に設置せられたる同業組合に對しては製品の検査を厲行せしめ組合未設の産地には新に之か設置を促し専ら品位の向上と

漆器製造場



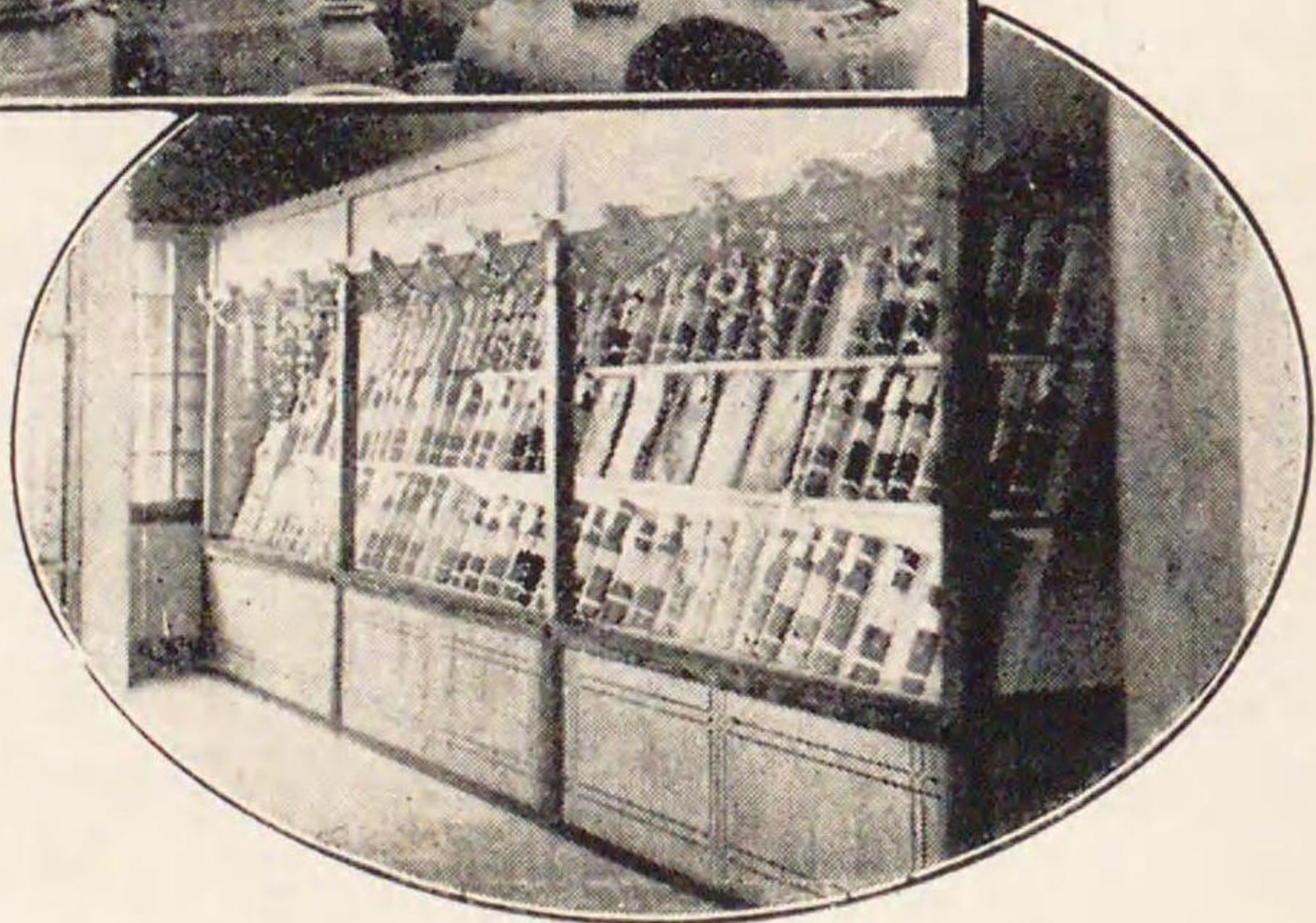
帽子製造場



陶器



織物



年次	種別	
	久島	米
大正元年	六、四九九反	二元、八八 <sup>四</sup>
同 二年	八、四五九	四一、六二 <sup>一</sup>
同 三年	二〇、八四〇	五〇、八五 <sup>三</sup>
	八重山	
	上	布
	七三四	八、八〇八
	七、一六 <sup>二</sup>	五、九五七
	八、三三八反	五九、五七〇
	二八、一八 <sup>六</sup>	三〇、六〇三
	二六、〇一 <sup>一</sup>	九四、〇九〇
	八、三三八反	七、八九六
	二八、一八 <sup>六</sup>	七、九三三
	二八、一八 <sup>六</sup>	三、三六八
	八、三三八反	三、五六〇
	二八、一八 <sup>六</sup>	七、八九六
	二八、一八 <sup>六</sup>	二、五二〇
	八、三三八反	三、四四七
	二八、一八 <sup>六</sup>	六、五六六
	二八、一八 <sup>六</sup>	二、八九、六七
	八、三三八反	六五、三三八
	二八、一八 <sup>六</sup>	二七五、二三 <sup>五</sup>
	二八、一八 <sup>六</sup>	二五二、八〇 <sup>四</sup>

生産費の節減方法を講したり而して本縣機織者の多くは婦女子なるも數百年來の遺傳的習慣は本縣婦女子を驅りて一種の妙を會得せしめ染色の堅牢技術の優秀は殆ど他に比類少く其價格比較的不廉なるに拘らす況く世に珍重せられつゝあるなり主なる織物の累年産額は別表記するか如く此他新に勃興せんとする織物として大島紬あり漸次發達の氣運に向ひつゝありて近く縣下の重要物産たらむとするに至れり



大正四年	二〇、四三三	五三、二六六	九四	二二、八二二	八、八八七	二〇六、六四四	二二、二八四	六九、三四三	五九四三八	一、六七七〇、〇二七	九三、〇九二	一、三三	三七四、一六二
同 五年	九、一三〇	六、八九一	九、九三三	七、四五一	三、三八二	四〇八	一一、六四二	五、八八五	四、八六四	〇、五〇三	五、二二五	三〇二	六、五五七
同 六年	二六、五八二	一三三、三〇四	三、七〇三	八、五、一六九	一、七六二	三、三五、一一二	二、三二一	〇、四二二	二、七、五一一	三、九四三	八、八三三	六、六三	一、八四、一六六
同 七年	一八、一〇〇	二七、二〇〇	五、二七五	一、三二八	七、五一一	五、三九	二、八、〇六一	四、二七二	三、八六六	五、四六四	〇、八、〇〇八	二、二四、四〇〇	六、五、八六一

**泡盛** 泡盛は初め南蠻酒と稱し天文三年即ち今を距る三百八十五年前遠く暹羅より傳來せし所なりと云ふも何等舊記の徴すへきものなし之に泡盛の名稱を附したるは三百二十餘年前慶長年間なりとす醸造原料は古來米・粟を用ひ來りしか近年米のみを用ふる者多し

品質は酒精高度にして芳醇佳味を以て聲譽を博し且つ清酒の如く防腐劑を用ひず價格比較的低廉なるを以て縣内各地は勿論近時著しく縣外人の嗜好を喚起し移出益増加せむとするに至れり尙縣に於ては大いに斯業の發達を奨勵せむか爲酒造組合に對し毎年若干の補助金を交付しつゝあり今最近五箇年間の狀況を表示せは左の如し

年次	種別	醸造戸數	醸造高	價	額	移出高
大正元年		一四四	二七、七三四 <small>石</small>		一、〇八一、八二二 <small>円</small>	一、四三 <small>石</small>
同 二年		一五〇	三四、六七九 <small>〇</small>		一、二五、一八二	二、一九〇
同 三年		一三六	三三、一八五 <small>・六</small>		一、九五六、四八九	一、一三〇
同 四年		一二七	三九、六九一 <small>・三</small>		一、九三三、三〇九	一、九一一

年次	種別	製造戸數	生産	高	移出	高
大正五年		二五	三、四二五七	一、四七、〇八〇	一、一八六	
同 六年		二六	三、八九〇〇	一、四一五、八八四	一、七五四	
同 七年		二七	三、二五〇〇	二、二四七、九〇三	三、六五四	

漆器

本縣の漆器は遠く慶長以前に於て隅州國分の人鮫島六郎兵衛なる者本縣に來り創始せる所に係ると云ふ然れども其年代不明なり慶長十七年に至りて貝摺奉行職を置き漆器業の規模を擴張すると共に大いに之か奨勵を爲し今日に至りたるか如し古來琉球朱塗と稱し髹漆の堅牢なると漆色の鮮麗とを以て其聲譽を博せり

製品は食器家具裝飾品等を主とし孰れも堆朱、沈金、蒔繪、青貝摺の技巧を應用せり就中堆朱及青貝摺は其獨特の雅趣に富み殊に近時意匠を凝らし斬新なる圖案の應用に努めたるの結果内外の聲價頓に加はりつゝあり最近五箇年の狀況を示せば左の如し

年次	種別	製造戸數	生産	高	移出	高
大正元年		五	六、〇一三	四八、四三元		
同 二年		七	六、七五三	四五、〇七		
同 三年		七	六、一〇九	四五、五五四		
同 四年		五	六、八八三	四一、六五八		
同 五年		五	六、五三七	五七、〇四五		
同 六年		三	七五、八五七	五四、三〇七		
同 七年		三	八九、六九三	八九、四八四		

帽子 帽子は阿旦葉製及紙撚製の二種にして何れも最近の事業に屬せり就中阿旦葉帽子は明治三十三年兒玉利吉なるもの阿旦葉を以て巻煙草入・提鞆等を製造し從來殆ど廢物視せられたるものに付其利用方法を示したるに胚胎せり明治三十六年岡山縣の人片

山徳次郎なる者阿旦葉の漂白法を研究し帽子を製造したる以來漸次之に倣ひて斯業の勃興を來し其後大正元年谷村商會なるもの紙撚にセルロイドを塗付したるものを以て紙撚帽子の製造を創め又大正二年山内喜左衛門なる者所謂水製品と稱する紙撚に他の藥品を塗付したるものを以て製帽を始めし以來益々斯業の發達を來し今や縣下到る所之が製造をなし砂糖に亞くの主要物産となるに至れり製品は内國需要なきにあらざるも其大部分は海外輸出品にして之か累年産額左の如し

年次	種別	生産		移出	
		高	額	高	額
大正元年		五四、五六	一、一九七、九三	九九六、四五	九、九六、四五
同 二年		四七、三五	九八九、七三	一、二七八、七〇	一、二七八、七〇
同 三年		二六、八九	二三八、六三	九二二、三五	九二二、三五
同 四年		二五、三六	一、四〇六、五三	八五二、六九	八五二、六九
同 五年		二五九、四一	二、六三五、二六	二、四三九、一七	二、四三九、一七

同 六年  
同 七年

一〇五、四四  
一〇四、七〇

一、九九五、八八  
二、三三九、六〇

一、五六七、四七  
二、二七五、四七

**疊表** 疊表は其生産する所古く縣下重要移出品の一にして質の堅牢なるを以て稱せらる大正七年に於ける産額は二十三萬九千百餘枚にして價額十萬千四百圓とす此内縣外に移出せられし數量は二十二萬九千二百五十枚、價額九萬八千七百餘圓にして移出先は鹿兒島、宮崎等なりとす疊表及莫産の生産狀況左表の如し

疊表及莫産

年次	種別	疊		莫	
		製造戸數	數量	製造戸數	數量
大正元年		?	一三、九七	?	一五、八三
			枚		枚
			價額		價額
			四、六四		四、三〇
			圓		圓

年次	製造戸數	生産高	年次	製造戸數	生産高
大正二年	?	一六二、六三五	大正五年	三	九〇二
同三年	?	一七九、二八三	同六年	一八	九、七五一
同四年	一、四〇八	一五七、四七	同七年	三	八、四九〇
同五年	一、三三二	二四六、四七			
同六年	一、三三六	二四五、六〇七			
同七年	一、三三五	二二九、一七			

陶磁器

陶磁器の製造は往時之を壺屋と稱し那覇、首里及中頭郡美里等に於て盛に製造せられたること舊記に明かなる所にして頗る雅趣に富み且つ堅牢なるものを産出せしか輓近各地よりの移入漸く多きを加へたるの結果比年衰退を來し現今に至りては那覇區に於て僅に其倂を止むるに至れり依て縣は之か頽勢を挽回せむとし講師を招聘して調査研究を爲さしめ或は窯業練習會を開催する等之か改善發達に努めつゝあるも其恢復は蓋し容易にあらざるものゝ如し最近數年間に於ける生産狀態次の如し

年次	製造戸數	生産高	年次	製造戸數	生産高
大正元年	一八	三、一〇〇	大正五年	三	九〇二
同二年	一三	三、五二九	同六年	一八	九、七五一
同三年	一三	四、四三四	同七年	三	八、四九〇
同四年	一三	四、五九五			

罐詰

本縣に於ける罐詰は最近の創業に係り之か製造所は沖繩貯藏食品製造株式會社及大洋漁業罐詰株式會社の二者あるに過ぎず前者は明治三十四年十二月の創立に屬し本社工場共に島尻郡眞和志村に在りて主として牛豚肉罐詰の業を營む後者は大正八年七月の創立にして本社は東京に在りて那覇に支店を置き工場は島尻郡大里村字與那原に在りて主として鮪、鯉罐詰の製造を爲せり共に創設日淺きを以て未だ成績の記すへきもの少し

### 産業機關

産業に關する機關は其種類甚た多しと雖其内主要なるものを擧ぐれば物産検査所、糖業試験場及農事試験場等なりとす其概況即ち左の如し

#### 検査所及試験場

**物産検査所** 物産検査所は大正元年十月の創設にして初め砂糖検査所と稱し砂糖及砂糖樽の検査を行ひたりしか大正五年四月より帽子及泡盛を加へ同時に物産検査所と改稱せり本所は那覇區通堂町に在りて分室を松下町に出張所を首里、宮古、八重山、南大東島に、派出所を與郡原、泡瀬、嘉手納、本部、羽地、大宜味に置き各若干の検査吏員を配置して検査に従事せしめつゝあり検査の成績は最も佳良にして砂糖は從來各市場共に非難の聲高かりしか縣營検査執行以來全く其聲なく比年益、其信用を發揚せり帽子も臺灣其他の製品に比し優良の地位を占め泡盛も亦漸次品位を向上し移出増加するに至れり今成績

を表示せは左の如し

年次種別	區別	検査總數	合格數	不合格數	合格歩合
大正元年	白下糖	四八〇、三三六	四八〇、〇九五	二四一	九九・九三
同 二年	白下糖	二〇、六三九	二〇、六三九	—	九九・九九
同 二年	黒下糖	六三三、三八七	六三三、七七八	三六六	九九・九三
同 二年	白下糖	一六、二〇六	一六、一九三	三	九九・九八
同 三年	白下糖	四四一、四七〇	四四一、〇六三	二五七	九九・九一
同 三年	黒下糖	二四、二五二	二四、二二九	一三	九九・九五
同 四年	白下糖	五八四、八四七	五八四、二三八	四七一	九九・九七
同 四年	黒下糖	三七、八四七	三七、八〇三	一九	九九・九五
同 五年	白下糖	七四二、五四七	七四二、〇八二	二八七	九九・九三
同 五年	黒下糖	七七、一八〇	七七、九五六	二七	九九・九六

年次	種別	検査總數	合格數	不合格數	合格歩合
大正六年	黒下糖	五七二、二五五	五七一、七九三	三三九	九九・九二
同 七年	黒下糖	三六、七五二	三六、六九〇	五四	九九・八三
同 七年	白下糖	五六八、六三九	五六八、三四八	一二二	九九・九八
同 八年	白下糖	七七、一四五	七七、一一一	五	九九・九八
大正五年		三、〇六八、六八八	三、〇六一、五三三	六、一六六	九三・三〇
同 六年		二、一四四、四一九	二、一四〇、二七八	四、一四二	九九・八〇
同 七年		二、七八〇、六二二	二、七八〇、一三〇	三、四八二	九九・九〇
同 八年		一、〇七三、七四六	一、〇七二、一六三	五八四	九九・九九

泡盛

年次	種別	検査總數	合格數	不合格數	合格歩合
大正五年		一、六八四、三三四	一、六八四、三三二	三	100・〇〇
同 六年		二、〇九四、八八七	二、〇九四、八八七	一	100・〇〇
同 七年		四、一八九、三〇二	四、一八九、三三三	七〇	100・〇〇
同 八年		三、七四〇、三四四	三、七四〇、三四四	一	100・〇〇

糖業試験場

本場は明治四十五年の創設にして中頭郡西原村に在り元農商務省糖業改良事務局の跡を承け經營する所に係れり抑も本局は明治三十九年度の創設にして其目的は本縣に於ける砂糖は從來含蜜糖製造のみなりしを以て之を分蜜糖と爲すの必要あるを認め其方法を試験研究せんとするに在りしか創設後多年ならずして既に能く其目的を達成せしを以て之を民業に移して盛に之か製造を爲さしめむとし明治四十四年度限り本局を廢止し其一部製糖工場は之を民間に拂下らるゝに至れり然れとも甘蔗栽培

に關する研究に至りては僅々たる期間に於て其目的を達し得ざるのみならず縣内各地に互り生産しつゝある甘蔗は將來分蜜糖工場を増設せられたる後に於ても地理的關係に依り悉く之を分蜜糖工場に輸送すること至難なるを以て斯る地方の爲に尙含蜜糖製造を繼續せざるへからず隨て其得失研究の必要あるを以て事務局廢止と共に縣に於て其廳舎農場及附屬設備の無償交付を受け且つ毎年若干の國庫補助を得て繼續經營せり其現況左の如し

職員 技師三人(一人場長)技手八人書記一人助手五人

面積 七町四段八畝二十七步七合五勺

敷地	内	九段五畝十九步三合二勺	100.00
農場	内	五町二段三畝二十五步	100.00
農道下水溝其他	内	一町二段九畝十三步四合三勺	100.00
建物	内	五百九坪九合八勺七才	100.00

廳舎、講習生教室、講習生寄宿舎 百八十七坪四合三勺七才  
 舍宅 百六十二坪五合  
 農夫舎、收納舎、製糖舎、壓搾舎 百三十二坪三合  
 物置唧筒小屋其他 二十七坪七合五勺

事業 大正八年度事業の梗概左の如し

甘蔗栽培試験  
 種類試験、豊凶考照試験、輪栽法試験、連栽法試験、石灰窒素施用法試験、窒素質肥料種類試験、骨粉分施肥試験、植方試験、中耕回数試験、二段三段苗豫措試験、甘蔗の要素を奪掠する分量査定試験

甘蔗種類見本園

内外各地より蒐集せる甘蔗三十六種を見本として植栽し品種の特徴を比較考究し具つ年を経て本縣風土に馴化し或は良變することなきやを察せんとす

製糖試験

含蜜糖の製造試験は七年度を以て一段落を告げたるを以て八年度に於ては之を中止し講習生の製糖實習及圃場生産甘蔗に依り黒糖、白下糖、赤糖を製造せり  
化學分析

試験作甘蔗の分析、縣下各村字別土性調査、肥料分析、甘蔗の要素奪掠査定試験區の甘蔗に就き三要素の定量並該試験區に對する作業及各月の甘蔗生育調査、讀谷山甘蔗の成熟状態調査、蔗莖並蔗汁の貯藏試験

病害蟲に關する研究

害虫の採集及飼育、病害の採集及培養、病害蟲豫防驅除法の研究、病害蟲の標本製作、

野鼠驅除法の研究

農具の改良に關する研究

主として鋤・犁・鎌其他收穫用具につき一般作業の傍ら其優劣適否を試みんとす  
製糖器具機械に關する研究並指導

含蜜糖製造用鍋・竈其他の器具並畜力及機械力を動力とせる小壓搾器の經濟的設計及操縦法を本場並民間製糖場に就き研究し併せて民間既設機械小壓搾器の操縦法を指導せんとす

糖業講習

講習生の養成、製糖人養成の外町村農業技手に甘蔗栽培法、製糖法の講習を施行す

農事試験場

本場は國頭郡名護村に在りて大正八年四月の設置に係る抑も本縣農事試験場は明治十三年八月島尻郡眞和志村に勸業試験場を設置したるを以て濫觴とし甘蔗、稻、麥、藍、煙草等の試作を爲し傍ら砂糖の製造試験を施行せしか同三十六年那覇區字久茂地に移轉し從來施行せる試験の外更に種豚、種羊の育成配付及養蠶の試験を開始し同年再び眞和志村に農場を設け安里農場と稱し主として甘蔗、製糖及普通作物の試験を行ひ漸次業務を擴張せり次て同四十二年縣政施行せらるゝや地方農事試験場規程に據り縣立農事試験場となりしか糖業試験場の設置と共に本場を那覇支場と改め越えて大正二年四月糖業試験場に合併せられたり大正四年に臻り糖業試験場は國頭郡名護村元縣立



農學校跡の校舎及農場を繼承して名護試験場を設置し翌年之を名護支場に改め専ら糖業以外の普通作物及園藝作物の試験並種苗、種豚、種羊、蠶種育成配付を爲し併せて農事並養蠶講習生の養成を爲せしか同八年度限り支場を廢止し同時に農事試験場を設置して支場の業務を繼承し現在主として甘藷試験、種豚、種羊の繁殖を行ひ又甘藷原種圃を設置して原種の育成を爲すの外農商務省より甘藷試験の依託を受けて之か採種を行へり其概況を示せば左の如し

職員 技師(場長)一人 技手五人 書記一人 助手八人

面積 五町九段九畝二十九歩

敷地 六段七畝七歩

農場 四町三段四畝五歩

放牧地 干燥場 農道 其他

建物 四百七十五坪五合

事務室、講習生教室、蠶室其他 三百二十三坪

農夫舎、農具舎、收納舎、堆肥舎 百坪

畜舎 五十二坪五合

事業 大正八年度事業の梗概左の如し

種藝部

- 一 甘藷 豊凶考照試験、品種試験、蔓返し試験、摘心試験、繁殖法試験、插苗法試験、肥料用量試験、肥料配合試験
- 二 水稻 品種試験、肥料配合試験、肥料用量試験、株數對本數試験
- 三 大豆 品種試作

園藝部

- 一 蔬菜 品種試験、冬季栽培茄子蕃茄品種試験、冬季栽培胡瓜品種對下種期試験、冬季栽培胡瓜肥料用量試験

茶業部

二 果實 柑橘、パパイヤ、バナナ、無花果、葡萄、柿、アボカド、苺の成育適否の試作

一 試作

二 製茶

畜産部

一 種豚の飼育及配付

二 緬羊飼育

三 種牡牛の種付

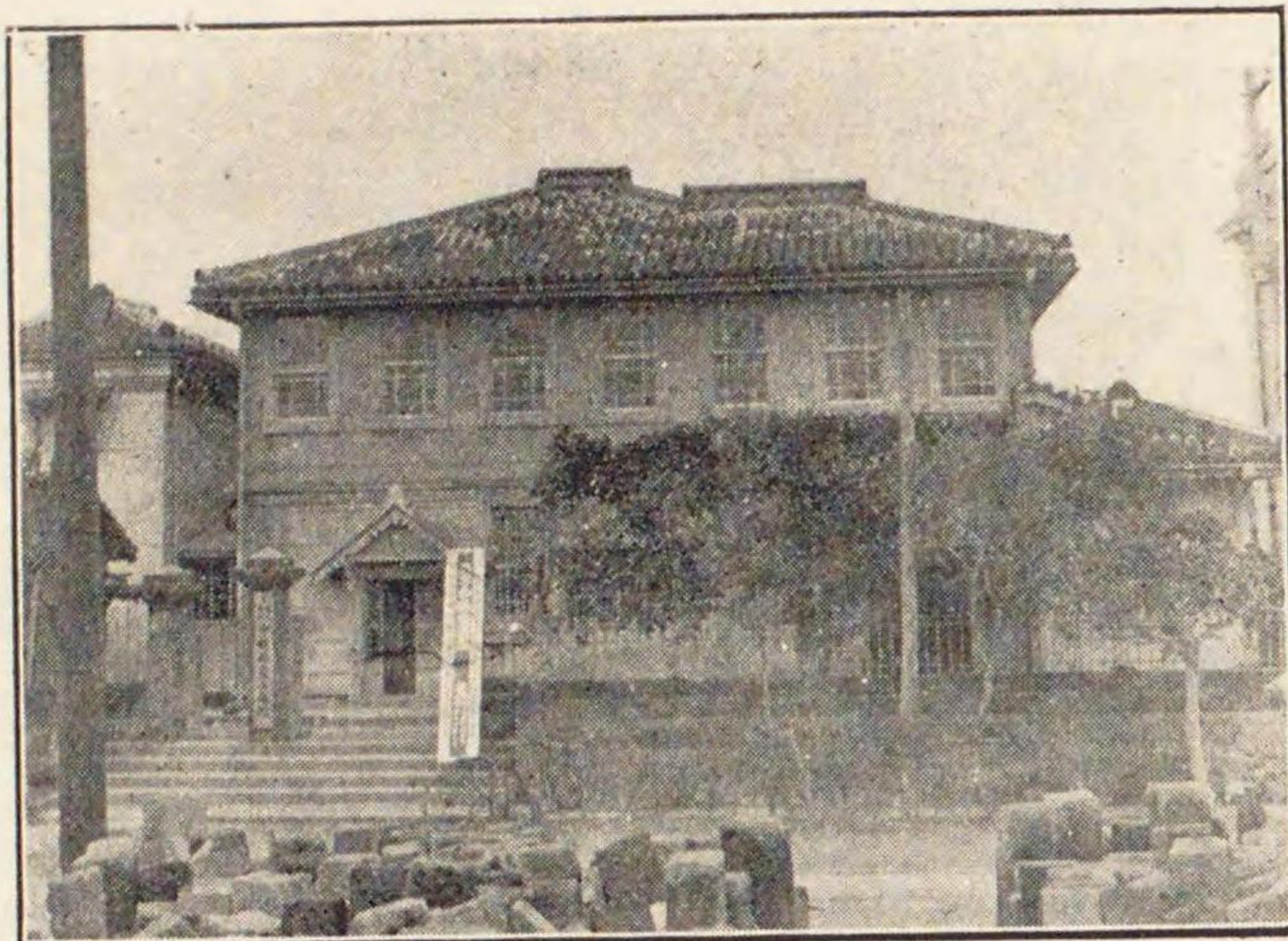
四 飼料作物の試作

養蠶部

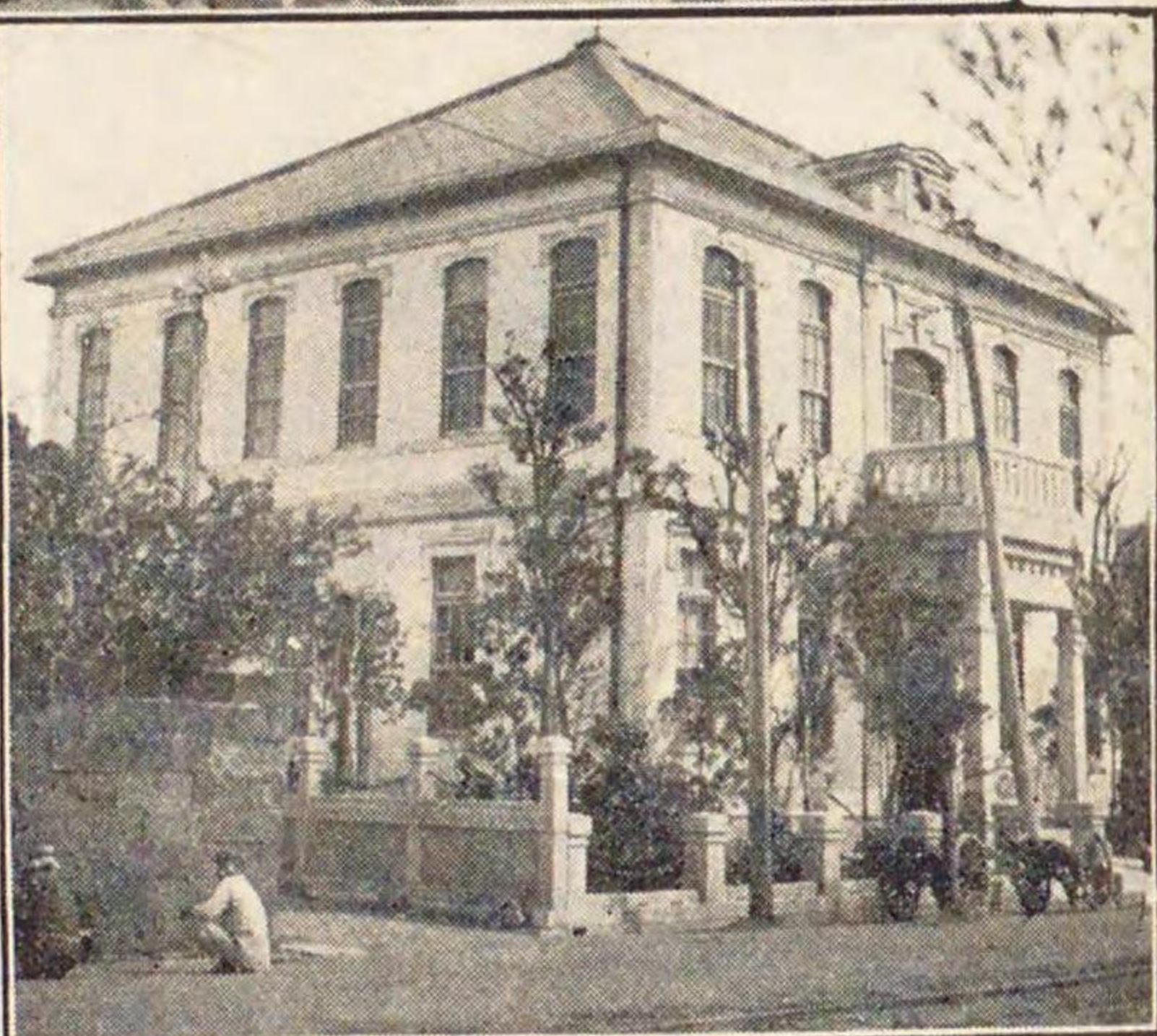
一 蠶兒飼育

二 蠶種製造配付

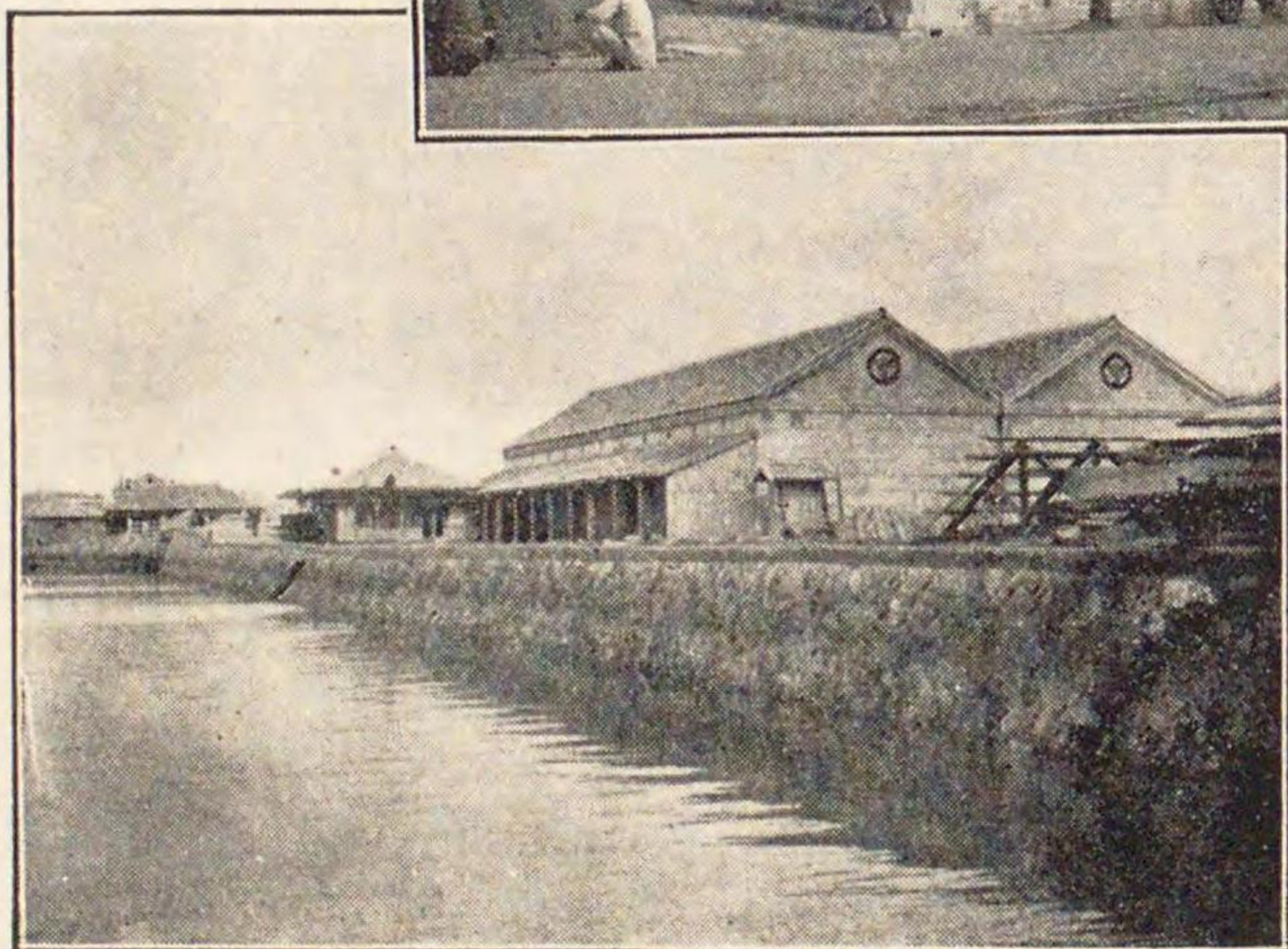
三 桑樹品種試験仕立方法試験



農工銀行



糖商組合事務所



砂糖同業組合倉庫

四 桑苗の育成配付  
又 模範桑園の設置

宮古 種苗種畜配付數(大正七年度) 芋 四民の成立コトヲ宮古郡に於て組織スルヲ以テ  
芋 三十二頭、甘藷百三十斤、甘藷蔓一萬二千斤、アロールト九百九十斤、ババヤ苗其他  
芋 種苗千五百五十本、芋 種畜千五百五十頭、芋 種畜千五百五十頭、芋 種畜千五百五十頭、芋 種畜千五百五十頭

### 重要物産同業組合

商工業の進歩發展は同業者一致協力して營業上の弊害を矯正し相共に共同の利益を増進するに在り此目的に依り組織せられたるもの重要物産同業組合五あり其現況左の如し  
**沖繩糖商同業組合** 明治三十八年一月の設立にして縣下一圓を區域とし物産の大宗たる砂糖の移出商及仲買商によりて組織せらる事務所は那覇區西本町に在りて現在組合員百十二人を有せり其主なる業務は糖業の實況視察、販路の擴張及糖業の調査並に砂糖の

鑑別等なりしも大正元年十二月より砂糖の縣營検査開始せられたるを以て爾來砂糖の鑑別は之を廢止せり

**沖繩砂糖同業組合** 大正二年七月島尻郡中、座間味、渡嘉敷、粟國、渡名喜、伊平屋及大東の各

離島を除きたる全部及中頭郡、國頭郡の砂糖生産者を以て組織したる組合にして現に組合員四萬五千五百六十九人を抱擁し縣下最大の同業組合とす事務所は那覇區に置き其業務は砂糖の品質改良、販賣の改善等其主なるものにして毎年製糖期に際し巡回教師を派遣して製糖及砂糖竈の築造等を實地に指導し又砂糖獎勵會を開き各村を單位とし生産糖の審査を施行し來りたるも大正七年農商務省より補助金の交付を得て三百餘坪の石造倉庫を建設し組合員の砂糖を收容すると共に銀行と連絡を取り金融の利便を計る等組合員の利益を擁護せる所尠からず

**宮古郡砂糖同業組合** 明治四十二年四月の設立にして宮古郡を以て地區とし砂糖生産者及販賣業者を以て組織し事務所を平良村字西里に置く其業務の大要は砂糖の品質改良、販賣の改善、生産上の監督獎勵等なるも組合設置以來役員の更迭頻繁にして隨て施設の

見るべきものあらざりしか近年に至り漸く事業に著手するに至りたれば之が成績を舉ぐることも亦遠きにあらざるへし

**琉球織物同業組合** 明治三十三年五月の設立にして縣下重要特産品たる琉球織物の移出

業、仲買業、小賣業及洗濯業者を以て組織し那覇區、首里區、島尻郡小祿村を區域とし事務所を那覇區に置き事業としては琉球織物の検査のみ施行し來りしか時勢の推移に伴ひ大正二年定款の改正を行ひて組合員に製造業者染色業者を加へ地區に島尻郡眞和志村を編入し年々縣及那覇區の補助を得て織物検査を施行する外機具器械の改良、染色試験、優良職工の表彰、圖案の募集等を施行し斯業の改善に資する所多し

**沖繩帽子同業組合** 組合員は外國貿易品たる阿旦葉帽子及紙撚帽子の問屋業、製造業、小賣

業竝に紙撚帽子原料製造業者等にして大正六年七月の設置認可に係り縣内一圓を區域とす主たる事務所を那覇區久茂地町に、従たる事務所を首里區儀保町に置き原料製造の取締、不良職工の取締を施行する外販路の擴張、功勞者の表彰等の事業を爲せり現在組合員の數八十人とす